

土木工事共通仕様書(2025年7月) 改定箇所一覧(概要)

編	章	改定項目	年月(最新)	
第1編	共通	第1章 総則	第1節、第2節、第4節	2025年7月
		第2章 工事材料	第5節、第12節	2025年7月
		第3章 一般施工	第5節	2025年7月
		第4章 出来形管理	出来形精度	2023年7月
		第5章 様式集	様式の注記	2025年7月
		付録 工事書類一覧表	契約・工事関係書類・手続一覧	2025年7月
		付録図 作業標準及びプロセスチェック	誤字誤謬	2023年7月
		付録表 品質・出来形管理項目表	コンクリート、路盤材料	2025年7月
第2編	建設工事	第1章 基礎工事	第3節	2023年7月
		第2章 下部工事		2019年7月
		第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事	第3節、第5節	2023年7月
		第4章 床版工事		2020年7月
		第5章 RC・PC桁工事		2019年7月
		第6章 塗装工事		2020年7月
		第7章 道路工事	第3節	2023年7月
		第8章 トンネル工事	第5節	2025年7月
		第9章 開削トンネル工事		2019年7月
		第10章 シールドトンネル工事		2019年7月
		第11章 舗装工事	第3節	2025年7月
		第12章 道路付属物工事	第4節	2023年7月
		第13章 様式集	様式	2025年7月
第3編	補修工事	第1章 鋼構造物補修工事		2019年7月
		第2章 コンクリート構造物補修工事	第4節	2023年7月
		第3章 舗装補修工事	第4節	2025年7月
		第4章 塗装塗替工事		2020年7月
		第5章 伸縮継手補修工事	第4節	2025年7月
		第6章 環境対策工事		2019年7月
		第7章 耐震補強工事		2020年7月
関係基準	1	出来高算出要領	第2節	2023年7月
	2	工事現場における保安施設の設置基準	第9節	2025年7月
	3	コンクリート単位水量管理基準		2020年12月
	4	コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領		2019年7月
	5	無収縮モルタル施工指針		2019年7月
	6	異形鉄筋スタッド方式頂版接合工施工要領		2019年7月
	7	塗料規格(HDK規格)	第2節、第9節	2023年7月
	8	高架構造の出来形管理要領		2019年7月
	9	土工施工管理要領		2022年7月
	10	施工計画書作成要領	第1節～第3節	2024年4月
	11	データテーブル記入要領	第5節	2023年7月
	12	工事写真撮影要領	第11節	2025年7月
	13	エポキシ樹脂品質管理基準	第2節	2023年7月
	14	あと施工アンカー施工要領	第1節	2025年7月
	15	契約後VE方式の実施要領		2020年7月
	16	電子納品に関する手引き(土木設計業務・土木工事編)	第1章、第2章	2025年7月
	17	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン	4～9、13	2025年7月
	18	工事一時中止ガイドライン		2020年12月
	19	週休2日制ガイドライン	第1章～第3章	2025年7月
	20	コンクリート構造物の非破壊試験要領		2020年7月
	21	設計・施工連絡会議(三者会議)実施要領	様式	2025年7月
	22	ワンデーレスポンス実施要領		2019年7月
	23	工事版ウィークリースタンス実施要領	第2節、第3節	2024年4月
	24	Live立会・Web会議実施要領	第7節、別紙、別表	2023年7月
	25	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用促進ガイドライン	第3節	2025年7月
	26	CIM活用促進ガイドライン		2022年7月
	27	工事関係書類等のスリム化ガイドライン	新設	2024年7月

# 土木工事共通仕様書(2025年7月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
1	第1編	第1章	第1節	1.1.17 現場代理人等	(文書番号の修正) 「監理技術者運用マニュアル」の文書番号を修正。 国総研第315号 H16.3.1 → 国総研第316号 H16.3.1	
2	第1編	第1章	第1節	1.1.19 週休2日の対応	詳細については、「関係基準 週休2日制ガイドライン」を参照する旨を記載	
3	第1編	第1章	第1節	1.1.27 工事の一時中止	(項目の修正) 1.1.32「臨機の措置」 → 1.1.33「臨機の措置」	
4	第1編	第1章	第2節	1.2.6 品質確認	「Hi-TeLus上で提出する場合、監督員と協議の上、添付資料を省略することができる」旨を追記。	
5	第1編	第1章	第2節	1.2.6 品質確認(2)	品質確認責任者及び品質確認主任について、必要資格をわかりやすく記載	
6	第1編	第1章	第2節	1.2.8 照査	(項目の修正) 1.1.22「設計図書の照査等」 → 1.1.23「設計図書の照査等」	
7	第1編	第1章	第2節	1.2.18 作業用機械	(文書番号の修正) 国総施第225号平成14年4月1日改正 → 国総施環第291号平成22年3月18日改正	
8	第1編	第1章	第2節	1.2.21 建設副産物の適正処理及び再生資源の活用	(条項の修正) 第7条 → 第8条	
9	第1編	第1章	第4節	1.4.2 しゅん工検査及び一部しゅん工検査	(項目の修正) 1.1.35「工事のしゅん工」 → 1.1.36「工事のしゅん工」	
10	第1編	第2章	第5節	2.5.2 適用すべき基準	(参照元の修正) コンクリート標準示方書[施工編:施工標準]3章(材料) → コンクリート標準示方書[施工編:施工標準]3章(コンクリートの製造に用いる材料)	
11	第1編	第2章	第5節	2.5.5 コンクリート材料	(参照元の修正) コンクリート標準示方書[施工編:特殊コンクリート]6章(短繊維補強コンクリート) → コンクリート標準示方書[施工編:目的別コンクリート]9章(短繊維補強コンクリート)	
12	第1編	第2章	第5節	2.5.11 工場製品	(参照元の修正) コンクリート標準示方書[施工編:特殊コンクリート]12章(工場製品) → コンクリート標準示方書[施工編:目的別コンクリート]2章(施工者が製作仕様に関するプレキャストコンクリート)	
13	第1編	第2章	第12節	2.12.1 遮音壁材料	吸音材の材料について、現在主流である「ポリエステル」について追記。	
14	第1編	第3章	第5節	3.5.3 工場塗装工	(図表番号の修正) 表-3.5.12~22 → 表-3.5.1~11 図-3.5.5~9 → 図-3.5.1~4  (項目の修正) 1.1.22「設計図書の照査等」 → 1.1.23「設計図書の照査等」 1.1.35「工事のしゅん工」 → 1.1.36「工事のしゅん工」	
15	第1編	第5章	—	様式-1-1 注記	(添付資料の修正) 『高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(様式)』 → 『創意工夫・社会性等に関する実施状況(様式)』  (項目の修正) 1.1.21 → 1.1.22	
16	第1編	付録 (工事関係書類一覧表)		工事関係書類一覧表	(書類形式の変更) ・契約保証:電子証明の導入に伴い、書類形式を「電子」に変更  (書類名の修正) ・支払予定額算出書 → 部分払金計算書 ・高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 → 創意工夫・社会性等に関する実施状況	

土木工事共通仕様書(2025年7月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
17	第1編	付録表		表-3.9.12 レディーミクストコンクリート	(参照元の修正) コンクリート標準示方書[施工編:検査標準]5章(レディーミクストコンクリートの検査) → コンクリート標準示方書[施工編:検査標準]4章(コンクリート)	
18	第1編	付録表		表-2.7.6 路盤材料	・JIS改正に伴う変更:JIS A 5015 ・水浸膨張比 1.5%以下 → 1.0%以下	
19	第2編	第8章	第5節	8.5.3 吹付工	(脱字の修正) 吹付コンクリート → 吹付けコンクリート	
20	第2編	第11章	第3節	11.3.4 準備	(項目の修正) ・1.1.22「設計図書の照査等」 → 1.1.23「設計図書の照査等」 ・1.1.35「工事のしゅん工」 → 1.1.36「工事のしゅん工」	
21	第2編	第13章	—	様式-2-62	(文字の修正) ・見かけ密度 → 見掛け密度	
22	第3編	第3章	第4節	3.4.2 材料	(項目の修正) ・2.7.11「路面標示材料」 → 2.7.15「路面標示材料」	
23	第3編	第5章	第4節	5.4.1 一般事項	(項目の修正) ・2.5.4「超速硬コンクリート」 → 2.5.6「超速硬コンクリート」	
24	関係基準	-	-	工事現場における保安施設の設置基準	・9.4.2 交通誘導警備員の任務等:交通誘導警備員の任務を詳細に記載 ・9.6.1 標識車の仕様:標識車は保安施設マニュアル等の内容に従うため、文言を削除 ・9.7 規制器材:大型カラーコーン廃止に伴い、文言を削除	
25	関係基準	-	-	工事写真撮影要領	(参照元の修正) ・「 <a href="http://www.jcomsia.org/kokuban">http://www.jcomsia.org/kokuban</a> 」 → 「 <a href="https://www.jcomsia.org/kokuban">https://www.jcomsia.org/kokuban</a> 」	
26	関係基準	-	-	あと施工アンカー施工要領(案)	(参考元の修正) ・「コンクリートのあと施工アンカー工法の設計・施工指針(案)」 → 「コンクリートのあと施工アンカー工法の設計・施工・維持管理指針(案)」	
27	関係基準	-	-	電子納品に関する手引き【土木設計業務・土木工事編】	(参考元の修正) ・「 <a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</a> 」 → 「 <a href="https://www.cals-ed.go.jp/cri_point/">https://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</a> 」	
28	関係基準	-	-	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン	・4. 用語の定義:スライド条項について、国交省マニュアル等に準拠する旨を記載。 ・8-1. 設計変更の対象となるケースについて:全体スライド、単品スライド、インプレスライドについて記載。 ・8-2. 設計変更対応事例:交通誘導警備員の計上項目を、「安全費」から「仮設工」に変更 ・項目の修正	
29	関係基準	-	-	週休2日制ガイドライン	完全週休2日に伴う改定	
30	関係基準	-	-	設計・施工連絡会議(三者会議)実施要領	様式から「印」を削除	
31	関係基準	-	-	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用促進ガイドライン	(文言修正) ・第3節 CCUSの導入達成条件及び工事成績評定:加點措置について、平均技能労働者登録率が90%以上なら、下記を達成しなくても加點されると誤解を与えるため、文言を修正	

工種 (頁)	—	改定年月日	2025 年 7 月 1 日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第1編 共通</p> <p>第1章 総則</p> <p>2025年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第1編 共通</p> <p>第1章 総則</p> <p>2024年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

第1章 総則  
第1節 総則

1.1.17 現場代理人等

(3) 主任技術者もしくは監理技術者、専門技術者

主任技術者もしくは監理技術者、専門技術者は、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、当該工事に専任とし、工事現場の稼働期間中は、工事現場に原則常駐しなければならない。

ただし、専門技術者の専任及び常駐期間は該当工種の施工期間中のみとする。

なお、鋼桁等の製作工事においては、各製作工場における製作技術上の管理をつかさどるため、工場製作に関して豊富な知識と経験を有する専任技術者を、設置することができるものとする。

その他、特例監理技術者及び監理技術者補佐を含め、技術者の配置等については、受発注者協議の上、「監理技術者制度運用マニュアル」(国総研第316号 H16.3.1) に準じて適切に対応すること。

ただし、工事の競争参加申請時に専任補助者を申請し配置した工事における監理技術者については、特例監理技術者として配置しないこと。

1.1.19 週休2日の対応

受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。

なお、詳細については「関係基準 週休2日制ガイドライン」を参照すること。

1.1.27 工事の一時中止

(1) 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、この節1.1.33「臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- ① 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- ② 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- ③ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

第1章 総則  
第1節 総則

1.1.17 現場代理人等

(3) 主任技術者もしくは監理技術者、専門技術者

主任技術者もしくは監理技術者、専門技術者は、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、当該工事に専任とし、工事現場の稼働期間中は、工事現場に原則常駐しなければならない。

ただし、専門技術者の専任及び常駐期間は該当工種の施工期間中のみとする。

なお、鋼桁等の製作工事においては、各製作工場における製作技術上の管理をつかさどるため、工場製作に関して豊富な知識と経験を有する専任技術者を、設置することができるものとする。

その他、特例監理技術者及び監理技術者補佐を含め、技術者の配置等については、受発注者協議の上、「監理技術者制度運用マニュアル」(国総研第315号 H16.3.1) に準じて適切に対応すること。

ただし、工事の競争参加申請時に専任補助者を申請し配置した工事における監理技術者については、特例監理技術者として配置しないこと。

1.1.19 週休2日の対応

受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。

なお、週休2日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保し実施に努めなければならない。

1.1.27 工事の一時中止

(1) 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、この節1.1.32「臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- ① 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- ② 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- ③ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

・文書番号の修正

・詳細については、「関係基準 週休2日制ガイドライン」を参照する旨を記載。

項目の修正

## 第2節 工事一般

### 1.2.6 品質確認

受注者は、前項の品質管理を行うとともに、この節 1.2.24「監督員が行う検査」の前に、原則として品質確認を実施し、「品質管理結果報告書」(様式-1-5)を速やかに監督員に提出しなければならない。なお、Hi-TeLus 上で提出する場合、監督員と協議の上、添付資料を省略することができる。

- (1) 工事の施工に先立ち、品質確認の体制、項目、方法等品質確認計画を策定し、施工計画書に記載すること。また、品質確認をつかさどる品質確認責任者を定め、工事打合せ簿により品質確認責任者届を監督員に提出すること。共同企業体を構成し工事を分担する場合や施工箇所点在型工事及びこれに準ずる工事においては、工事内容や施工場所に応じて複数の品質確認責任者を定めることができる。なお、鋼桁等の製作工事において、受注者が共同企業体であるなど複数の工場で作製が行われる場合には、品質確認責任者のほか品質確認をつかさどる品質確認主任を定めることができる。
- (2) 品質確認責任者及び品質確認主任は、当該工事に従事していない、社内の者とし、現場代理人もしくは監理技術者(又は主任技術者)、専門技術者以外の者とする。
- (3) 品質確認責任者及び品質確認主任の資格は、1級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有し、かつ当該工事の施工及び品質管理について知識と経験を有するものでなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合には、この限りではない。

### 1.2.8 照査

受注者は、工事の施工において、この節 1.1.23「設計図書の照査等」に基づき照査を行わなければならない。

### 1.2.18 作業用機械

#### (1) 作業用機械の選定

受注者は、作業用機械の選定に当たり、次の各号を遵守しなければならない。

- ① 自らの責任と費用をもって、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示第487号平成13年4月9日改正)」の規定に基づく、低騒音型及び低振動型建設機械の機種を選定することを基本とする。
- ② 騒音規制法第14条及び振動規制法第14条の規定に基づき、地方公共団体に届け出を行った場合には、速やかに監督員に報告すること。
- ③ 自らの責任と費用をもって、「排出ガス対策型建設機械指定要領(国総施環第291号平成22年3月18日改正)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第318号平成24年3月23日改正)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(国総環リ第6号平成28年8月30日改訂)」に基づき指定された排出ガス対策型の建設機械の機種を選定することを基本とする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの

## 第2節 工事一般

### 1.2.6 品質確認

受注者は、前項の品質管理を行うとともに、この節 1.2.24「監督員が行う検査」の前に、原則として品質確認を実施し、「品質管理結果報告書」(様式-1-5)を速やかに監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事の施工に先立ち、品質確認の体制、項目、方法等品質確認計画を策定し、施工計画書に記載すること。また、品質確認をつかさどる品質確認責任者を定め、工事打合せ簿により品質確認責任者届を監督員に提出すること。共同企業体を構成し工事を分担する場合や施工箇所点在型工事及びこれに準ずる工事においては、工事内容や施工場所に応じて複数の品質確認責任者を定めることができる。なお、鋼桁等の製作工事において、受注者が共同企業体であるなど複数の工場で作製が行われる場合には、品質確認責任者のほか品質確認をつかさどる品質確認主任を定めることができる。
- (2) 品質確認責任者及び品質確認主任は、現場代理人もしくは監理技術者(又は主任技術者)、専門技術者以外の者で1級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有し、かつ当該工事の施工及び品質管理について知識と経験を有するものでなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合には、この限りではない。

### 1.2.8 照査

受注者は、工事の施工において、この節 1.1.22「設計図書の照査等」に基づき照査を行わなければならない。

### 1.2.18 作業用機械

#### (1) 作業用機械の選定

受注者は、作業用機械の選定に当たり、次の各号を遵守しなければならない。

- ① 自らの責任と費用をもって、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示第487号平成13年4月9日改正)」の規定に基づく、低騒音型及び低振動型建設機械の機種を選定することを基本とする。
- ② 騒音規制法第14条及び振動規制法第14条の規定に基づき、地方公共団体に届け出を行った場合には、速やかに監督員に報告すること。
- ③ 自らの責任と費用をもって、「排出ガス対策型建設機械指定要領(国総施環第225号平成14年4月1日改正)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第318号平成24年3月23日改正)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(国総環リ第6号平成28年8月30日改訂)」に基づき指定された排出ガス対策型の建設機械の機種を選定することを基本とする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの

資料削減等のため、添付資料緩和に変更

有資格者の明確化

項目の修正

最新の文書番号に修正

スの規制等に関する法律（平成 29 年法律第 41 号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、建設省平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

**1.2.21 建設副産物の適正処理及び再生資源の活用**

(2) 受注者は、工事を実施するに当たり、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第 15 条関係省令（「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」）第 9 条第 1 項及び同法第 34 条関係省令（「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」）第 8 条第 1 項に定める規模以上の場合にあっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出しなければならない。また、これらの計画書の実施状況は、工事完成後、速やかに監督員に提出しなければならない。  
 なお、受注者は、法令等に基づき再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

**第 4 節 検査員が行う検査**

**1.4.2 しゅん工検査及び一部しゅん工検査**

(4) 一部しゅん工検査  
 契約書第 40 条に規定する「指定部分」が完成した場合には、この章第 1 節 1.1.36 「工事のしゅん工」及びこの節 1.4.2 「しゅん工検査及び一部しゅん工検査」(1) 「しゅん工検査の内容」から 1.4.2 「しゅん工検査及び一部しゅん工検査」(3) 「軽微な修補の取扱い」の規定を準用して、一部しゅん工検査を行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「最終変更契約」とあるのは「部分引渡に伴う変更契約」と、又、「しゅん工検査」とあるのは「一部しゅん工検査」と、それぞれ読み替えるものとする。

規制等に関する法律（平成 29 年法律第 41 号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、建設省平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

**1.2.21 建設副産物の適正処理及び再生資源の活用**

(2) 受注者は、工事を実施するに当たり、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第 15 条関係省令（「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」）第 8 条第 1 項及び同法第 34 条関係省令（「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」）第 7 条第 1 項に定める規模以上の場合にあっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出しなければならない。また、これらの計画書の実施状況は、工事完成後、速やかに監督員に提出しなければならない。  
 なお、受注者は、法令等に基づき再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

**第 4 節 検査員が行う検査**

**1.4.2 しゅん工検査及び一部しゅん工検査**

(4) 一部しゅん工検査  
 契約書第 40 条に規定する「指定部分」が完成した場合には、この章第 1 節 1.1.35 「工事のしゅん工」及びこの節 1.4.2 「しゅん工検査及び一部しゅん工検査」(1) 「しゅん工検査の内容」から 1.4.2 「しゅん工検査及び一部しゅん工検査」(3) 「軽微な修補の取扱い」の規定を準用して、一部しゅん工検査を行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「最終変更契約」とあるのは「部分引渡に伴う変更契約」と、又、「しゅん工検査」とあるのは「一部しゅん工検査」と、それぞれ読み替えるものとする。

条項の修正

条項の修正

項目の修正

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2025 年 7 月 1 日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第 1 編 共 通</p> <p>第 2 章 工事材料</p> <p>2025 年 7 月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第 1 編 共 通</p> <p>第 2 章 工事材料</p> <p>2023 年 7 月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

## 第2章 工事材料

### 第5節 コンクリート

#### 2.5.2 適用すべき基準

適用すべき諸基準については、設計図書の定めによるほか道路橋示方書及びコンクリート標準示方書〔施工編：施工標準〕3章（**コンクリートの製造に用いる材料**）の規定によることを標準とする。

なお、この節で対象とするコンクリートは、下記の一般的なコンクリート工で用いられるコンクリートを対象としている。

- ・コンクリートの設計基準強度 50N/mm<sup>2</sup>未満
- ・打込みスランプ 16cm 以下
- ・搬送（場外）トラックアジテータ
- ・搬送（場内）水平換算圧送距離 300m 未満(ポンプ圧送)
- ・締固め 棒状バイブレータ

#### 2.5.5 コンクリート材料

(6)補強材料

2)その他の補強材料

##### 《規定事項》

- 構造用鋼材は、第1編付録表-2.5.5(6)によることを原則とする。
- その他の補強材料については、その品質を確かめ、その使用方法を十分に検討し、監督員の承諾を得た上で使用すること。

##### 《確認事項》

- 構造用鋼材は、品質に影響を及ぼさないように保管されていること。

##### 《留意事項及び解説等》

- 鋼繊維の品質は、JSCE-E 101「コンクリート用鋼繊維品質規格」を参考にすることができる。
- 合成繊維の品質は、コンクリート標準示方書〔**施工編：目的別コンクリート**〕9章（**短繊維補強コンクリート**）を参考にすることができる。
- 連続繊維補強材は、その種類によって材質・形状・品質特性等が大きく異なるため、鋼繊維の場合と同様に、事前に規格に基づく試験を行い、その品質を確認することが望ましい。この場合、JSCE-E 131「連続繊維補強材の品質規格」を参考にすることができる。  
なお、連続繊維補強材コンクリートの製造にあたっては、「連続繊維補強材を用いたコンクリート構造物の設計・施工指針（案）」を参考にすることができる。

## 第2章 工事材料

### 第5節 コンクリート

#### 2.5.2 適用すべき基準

適用すべき諸基準については、設計図書の定めによるほか道路橋示方書及びコンクリート標準示方書〔施工編：施工標準〕3章（**材料**）の規定によることを標準とする。

なお、この節で対象とするコンクリートは、下記の一般的なコンクリート工で用いられるコンクリートを対象としている。

- ・コンクリートの設計基準強度 50N/mm<sup>2</sup>未満
- ・打込みスランプ 16cm 以下
- ・搬送（場外）トラックアジテータ
- ・搬送（場内）水平換算圧送距離 300m 未満(ポンプ圧送)
- ・締固め 棒状バイブレータ

#### 2.5.5 コンクリート材料

(6)補強材料

2)その他の補強材料

##### 《規定事項》

- 構造用鋼材は、第1編付録表-2.5.5(6)によることを原則とする。
- その他の補強材料については、その品質を確かめ、その使用方法を十分に検討し、監督員の承諾を得た上で使用すること。

##### 《確認事項》

- 構造用鋼材は、品質に影響を及ぼさないように保管されていること。

##### 《留意事項及び解説等》

- 鋼繊維の品質は、JSCE-E 101「コンクリート用鋼繊維品質規格」を参考にすることができる。
- 合成繊維の品質は、コンクリート標準示方書〔**施工編：特殊コンクリート**〕6章（**短繊維補強コンクリート**）を参考にすることができる。
- 連続繊維補強材は、その種類によって材質・形状・品質特性等が大きく異なるため、鋼繊維の場合と同様に、事前に規格に基づく試験を行い、その品質を確認することが望ましい。この場合、JSCE-E 131「連続繊維補強材の品質規格」を参考にすることができる。  
なお、連続繊維補強材コンクリートの製造にあたっては、「連続繊維補強材を用いたコンクリート構造物の設計・施工指針（案）」を参考にすることができる。

参照元の修正

参照元の修正

**2.5.11 工場製品**

JIS 規格が制定されている工場製品は、それぞれに適合するものでなければならない。JIS でない工場製品で特に設計図書に示されていない事項については、コンクリート標準示方書 [施工編：目的別コンクリート] 2章（施工者が製作仕様に**関与するプレキャストコンクリート**）によるものとする。

**第12節 道路付属物**

**2.12.1 遮音壁材料**

(2) 吸音板

- ① 吸音板は、表-2.12.3 に示す材料規格に適合するものでなければならない。

表-2.12.3 吸音板の材料規格

名称	材 質
① 正面板	JIS H 4000 A 5052 P t=1.0mm
② 背面板	JIS G 3323 SGMH400 K27またはSGMC400 K27 高耐候性めっき鋼板 t=1.6mm
③ 側面板	JIS G 3323 SGMH400 K27またはSGMC400 K27 高耐候性めっき鋼板 t=1.6mm
④ 吸音材	表面に特殊な加工を施したポリエステルなど、所定の基準を満足するもの ※1 JIS A 6301 ロックウール密度（1号）40～100kg/m3 JIS A 6301 グラスウールボード密度32kg/m3 又は同等以上のもの
⑤ 吸音材保護フィルム	PVF（ポリフッ化ビニールフィルム）21μ又は同等以上
⑥ リベット	アルミ合金φ3.2 及び SUSφ3.2
⑦ シール材	クロロピレンゴム・発泡・30mm

※1 所定の基準を満足するものとは、以下に示す性能を満足するものとする。

1)防水性

JIS L 1092（繊維製品の防水性試験方法）に規定される撥水性試験において、吸水量／散水量が撥水性処理面において5%以下であること。

2)耐熱性

JIS K 6911（熱硬化性プラスチック一般試験方法）5.24 耐熱性の A 法で自消性に合格すること。

3)耐候性

JIS K 7350（プラスチック実験室光源における暴露試験方法）-3 に規定されるタイプ2 ランプ・C 法の促進試験において 2,000 時間または-4 に規定させる促進試験において 5,000 時間照射後、吸音率の著しい劣化や外観に異常がないこと。

4)その他

吸音材自体が自立（計上保持）すること。

**2.5.11 工場製品**

JIS 規格が制定されている工場製品は、それぞれに適合するものでなければならない。JIS でない工場製品で特に設計図書に示されていない事項については、コンクリート標準示方書 [施工編：特殊コンクリート] 12章（工場製品）によるものとする。

**第12節 道路付属物**

**2.12.1 遮音壁材料**

(2) 吸音板

- ① 吸音板は、表-2.12.3 に示す材料規格に適合するものでなければならない。

表-2.12.3 吸音板の材料規格

名称	材 質
① 正面板	JIS H 4000 A 5052 P t=1.0mm
② 背面板	JIS G 3323 SGMH400 K27 高耐候性めっき鋼板 t=1.6mm
③ 側面板	JIS G 3323 SGMH400 K27 高耐候性めっき鋼板 t=1.6mm
④ 吸音材	JIS A 6301 ロックウール密度（1号）40～100kg/m3 JIS A 6301 グラスウールボード密度32kg/m3 又は同等以上のもの
⑤ 吸音材保護フィルム	PVF（ポリフッ化ビニールフィルム）21μ又は同等以上
⑥ リベット	アルミ合金φ3.2 及び SUSφ3.2
⑦ シール材	クロロピレンゴム・発泡・30mm

参照元の修正

遮音壁材料について、現在の市場状況を鑑みて、ポリエステル材を標準とする。規格等については、NEXCO「遮音壁施工管理要領」に準拠。

改定理由

注意事項

工種 (頁)	-	改定年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)	現行 (元)			備考
<p data-bbox="409 932 955 1008">第1編 共通</p> <p data-bbox="474 1125 890 1180">第3章 一般施工</p> <p data-bbox="557 1528 807 1583">2025年 7月</p> <p data-bbox="427 1680 943 1734">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1507 932 2053 1008">第1編 共通</p> <p data-bbox="1573 1125 1988 1180">第3章 一般施工</p> <p data-bbox="1656 1528 1905 1583">2024年 7月</p> <p data-bbox="1519 1680 2036 1734">阪神高速道路株式会社</p>			<p data-bbox="2338 1512 2623 1545">改定に伴う西暦変更</p>

## 第5節 工場塗装工

### 3.5.3 工場塗装工

#### (1) 一般事項

##### ① 塗装作業者

塗装作業者は鋼橋等の塗装工事に十分な経験を有する者とする。

##### ② 施工計画書

塗装工事については、あらかじめ施工計画書に次の事項を記載し提出しなければならない。

a. 工事概要

b. 工程表

c. 使用塗料名及び製造会社名

d. 塗装工名簿

e. 素地調整の方法

f. 塗装方法

g. 施工管理・品質管理の方法

h. 塗料の保管方法

i. その他特記事項

##### ③ 塗装作業禁止条件

塗装は原則として、次の場合に行ってはならない。

ただし、温度、湿度が調節された屋内で塗装作業を行う場合は、屋外の天候条件に拘束されない。

##### a. 温度、湿度が表-3.5.1の条件のとき

なお、無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料に関しては、高温時に硬化反応が早く塗料の可使時間が極端に短くなる。また、低温時には硬化反応が遅く、塗料の乾燥が極端に遅れることもある。そのため、10℃以上では常温用（A）を、5～20℃程度では低温用（B）を用いるなど、常温用（A）と低温用（B）の区分がある塗料については、施工条件を考慮して適切なものを使用しなければならない。

b. 降雨降雪のとき、及び表面が結露等で濡れているとき

c. 天候条件の変化により塗膜が乾燥するまでに悪影響を及ぼすと予想される場合

d. 強風等により塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合

e. 規定の素地調整が行われていないとき、及び被塗装面に異物が付着している場合

f. 被塗装面温度が0℃以下又は気温が高いとき

g. 監督員が不相当と認めた場合

## 第5節 工場塗装工

### 3.5.3 工場塗装工

#### (1) 一般事項

##### ① 塗装作業者

塗装作業者は鋼橋等の塗装工事に十分な経験を有する者とする。

##### ② 施工計画書

塗装工事については、あらかじめ施工計画書に次の事項を記載し提出しなければならない。

a. 工事概要

b. 工程表

c. 使用塗料名及び製造会社名

d. 塗装工名簿

e. 素地調整の方法

f. 塗装方法

g. 施工管理・品質管理の方法

h. 塗料の保管方法

i. その他特記事項

##### ③ 塗装作業禁止条件

塗装は原則として、次の場合に行ってはならない。

ただし、温度、湿度が調節された屋内で塗装作業を行う場合は、屋外の天候条件に拘束されない。

##### a. 温度、湿度が表-3.5.12の条件のとき

なお、無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料に関しては、高温時に硬化反応が早く塗料の可使時間が極端に短くなる。また、低温時には硬化反応が遅く、塗料の乾燥が極端に遅れることもある。そのため、10℃以上では常温用（A）を、5～20℃程度では低温用（B）を用いるなど、常温用（A）と低温用（B）の区分がある塗料については、施工条件を考慮して適切なものを使用しなければならない。

b. 降雨降雪のとき、及び表面が結露等で濡れているとき

c. 天候条件の変化により塗膜が乾燥するまでに悪影響を及ぼすと予想される場合

d. 強風等により塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合

e. 規定の素地調整が行われていないとき、及び被塗装面に異物が付着している場合

f. 被塗装面温度が0℃以下又は気温が高いとき

g. 監督員が不相当と認めた場合

・ 表番号の修正

表-3.5.1 塗装作業を禁止する温度、湿度の制限範囲

塗料名	規格	気温(°C)	湿度(RH%)
無機ジンクリッチプライマー	HDK P-01	0以下	50以下
有機ジンクリッチペイント	HDK P-03	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-04	A	10以下 85以上
		B	5以下 20以上 85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用	HDK P-10	A	10以下 85以上
		B	5以下 20以上 85以上
亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-12	5以下	85以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	HDK P-14	A	10以下 30以上 85以上
		B	5以下 20以上 85以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-15	A	10以下 85以上
		B	5以下 20以上 85以上
無機ジンクリッチペイント	HDK P-16	0以下	50以下
ふっ素樹脂塗料(用中塗、上塗) 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(用中塗、上塗)	HDK P-17	中塗	5以下 85以上
		上塗	0以下 85以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料 弱溶剤形超厚膜形エポキシ樹脂塗料	HDK P-18	5以下	85以上

注1) エポキシ樹脂塗料下塗、変性エポキシ樹脂塗料内面用、無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料、変性エポキシ樹脂塗料下塗において、気温が10°C以上の場合に使用する常温用(A)と5°C~20°C程度の場合に使用する低温用(B)の区分がある塗料については、施工条件を考慮して適切なものを使用しなければならない。

④ 部材自由端の角落としについて

部材の角部がガス切断や切削仕上げにより鋭いエッジになっていると、塗料が十分に付着せず塗膜が薄くなり早期に発錆しやすくなるので、組立て後、自由縁となる部材の角は専用加工機やグラインダーにより角を落とした面取り加工でなく、曲面仕上げを行うとともにその部分だけ先行塗装するものとする。(図-3.5.1)

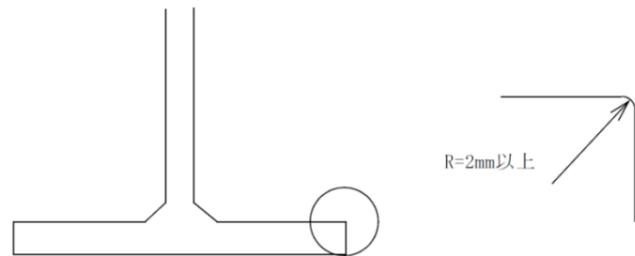


図-3.5.1 角部の曲面仕上げの例

表-3.5.12 塗装作業を禁止する温度、湿度の制限範囲

塗料名	規格	気温(°C)	湿度(RH%)
無機ジンクリッチプライマー	HDK P-01	0以下	50以下
有機ジンクリッチペイント	HDK P-03	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-04	A	10以下 85以上
		B	5以下 20以上 85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用	HDK P-10	A	10以下 85以上
		B	5以下 20以上 85以上
亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-12	5以下	85以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	HDK P-14	A	10以下 30以上 85以上
		B	5以下 20以上 85以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-15	A	10以下 85以上
		B	5以下 20以上 85以上
無機ジンクリッチペイント	HDK P-16	0以下	50以下
ふっ素樹脂塗料(用中塗、上塗) 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(用中塗、上塗)	HDK P-17	中塗	5以下 85以上
		上塗	0以下 85以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料 弱溶剤形超厚膜形エポキシ樹脂塗料	HDK P-18	5以下	85以上

注1) エポキシ樹脂塗料下塗、変性エポキシ樹脂塗料内面用、無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料、変性エポキシ樹脂塗料下塗において、気温が10°C以上の場合に使用する常温用(A)と5°C~20°C程度の場合に使用する低温用(B)の区分がある塗料については、施工条件を考慮して適切なものを使用しなければならない。

④ 部材自由端の角落としについて

部材の角部がガス切断や切削仕上げにより鋭いエッジになっていると、塗料が十分に付着せず塗膜が薄くなり早期に発錆しやすくなるので、組立て後、自由縁となる部材の角は専用加工機やグラインダーにより角を落とした面取り加工でなく、曲面仕上げを行うとともにその部分だけ先行塗装するものとする。(図-3.5.5)

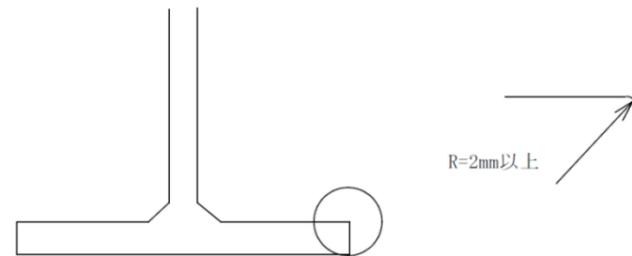


図-3.5.5 角部の曲面仕上げの例

・表番号の修正

・図番号の修正

・図番号の修正

(2) 塗料

使用塗料については、工場又は現場への搬入前に抜き取り検査を原則として実施するものとし、第1編付録表-表3.5.3の品質規格を満足するものとする。

【試験方法の補足事項】

- 1) 赤外吸収スペクトルによる塗料の樹脂の同一性判定は JIS K 0117 による他、以下により実施すること。
  - ・試料を塗布するセルは、臭化カリウムの結晶板を用いる。
  - ・顔料を含まない塗料はそのまま、顔料を含んだ塗料はそれぞれの規格に定められた方法で顔料（溶剤不溶物）を分離した樹脂溶液を濃縮し、セルの上に均一に塗布する。この膜厚は、得られる赤外吸収スペクトルの最大吸収帯の透過率が 10～20%に入るように調整する。
  - ・塗布した塗膜中の溶剤を除去するため、温度 105±2℃に保った乾燥器中で 15 分間乾燥し、デシケータ中で放冷する。この時、温度 105±2℃に加温すると変質する塗料またはこの方法で溶剤が完全に除去できない場合には、約 50℃に保った真空恒温乾燥器中で最長 30 分間減圧乾燥し、残留溶剤の影響を確認する。
  - ・赤外吸収スペクトルの測定範囲は、波数 4000～400cm<sup>-1</sup>とする。
  - ・品質規格試験時に明確に記録し、抜取試験時の測定はこれと同一の条件で行う。
- 2) 赤外吸収スペクトルによる塗料の樹脂の同一性判定は、品質規格証明書と比較して行うものとするが、HDK 規格のうち JIS 規格相当品については、特に指示のない限り定期的に品質規格証明書のための検査を実施する必要はない。ただし、その他の塗料（非 JIS 規格）については、定期（約 5 年程度）に品質規格証明書（赤外吸収スペクトル含む）のための検査を実施するものとする。
- 3) 抜き取り検査で不合格となった場合の取扱いについては、下記のとおり追加検査を実施するものとする。なお、検査対象は抜き取り検査と同様に製造ロットごとに実施するものとする。  
[赤外吸収スペクトル]  
品質規格試験合格品の赤外吸収スペクトルと同一と認められない程度がわずかであり、不合格となった場合、改めて品質規格試験を実施し、各試験項目が合格している場合には適合品として認めることができるものとし、合格とする。

【品質確認事項】

- 1) 品質規格が満足されており、品質規格証明書等の必要資料が添付されていること。
- 2) 搬入する塗料は、各缶に貼付されている品番号等により、入荷・使用の状態を確認していること。
- 3) 塗料は、原則として製造後 12 ヶ月以内のもの使用しなければならない。なお、有効期間が表示された塗料は、その期間を超えて超

(2) 塗料

使用塗料については、工場又は現場への搬入前に抜き取り検査を原則として実施するものとし、第1編付録表-表3.5.3の品質規格を満足するものとする。

【試験方法の補足事項】

- 1) 赤外吸収スペクトルによる塗料の樹脂の同一性判定は JIS K 0117 による他、以下により実施すること。
  - ・試料を塗布するセルは、臭化カリウムの結晶板を用いる。
  - ・顔料を含まない塗料はそのまま、顔料を含んだ塗料はそれぞれの規格に定められた方法で顔料（溶剤不溶物）を分離した樹脂溶液を濃縮し、セルの上に均一に塗布する。この膜厚は、得られる赤外吸収スペクトルの最大吸収帯の透過率が 10～20%に入るように調整する。
  - ・塗布した塗膜中の溶剤を除去するため、温度 105±2℃に保った乾燥器中で 15 分間乾燥し、デシケータ中で放冷する。この時、温度 105±2℃に加温すると変質する塗料またはこの方法で溶剤が完全に除去できない場合には、約 50℃に保った真空恒温乾燥器中で最長 30 分間減圧乾燥し、残留溶剤の影響を確認する。
  - ・赤外吸収スペクトルの測定範囲は、波数 4000～400cm<sup>-1</sup>とする。
  - ・品質規格試験時に明確に記録し、抜取試験時の測定はこれと同一の条件で行う。
- 2) 赤外吸収スペクトルによる塗料の樹脂の同一性判定は、品質規格証明書と比較して行うものとするが、HDK 規格のうち JIS 規格相当品については、特に指示のない限り定期的に品質規格証明書のための検査を実施する必要はない。ただし、その他の塗料（非 JIS 規格）については、定期（約 5 年程度）に品質規格証明書（赤外吸収スペクトル含む）のための検査を実施するものとする。
- 3) 抜き取り検査で不合格となった場合の取扱いについては、下記のとおり追加検査を実施するものとする。なお、検査対象は抜き取り検査と同様に製造ロットごとに実施するものとする。  
[赤外吸収スペクトル]  
品質規格試験合格品の赤外吸収スペクトルと同一と認められない程度がわずかであり、不合格となった場合、改めて品質規格試験を実施し、各試験項目が合格している場合には適合品として認めることができるものとし、合格とする。

【品質確認事項】

- 1) 品質規格が満足されており、品質規格証明書等の必要資料が添付されていること。
- 2) 搬入する塗料は、各缶に貼付されている品番号等により、入荷・使用の状態を確認していること。
- 3) 塗料は、原則として製造後 12 ヶ月以内のもの使用しなければならない。なお、有効期間が表示された塗料は、その期間を超えて超

えた塗料でないこと。

- 4) 製造後 12 ヶ月を経過したもので、製造会社指定貯蔵有効期限内の塗料については、次の品質試験項目について再検査を行い、性能が変化していないことを確認した上で、監督員の承諾を得て使用することができる。検査結果が不合格となった場合には、それと同一ロットの塗料は使用してはならない。

〈12 ヶ月以上経過した塗料の品質試験項目〉

- ア)容器の中での状態
- イ)粘度
- ウ)作業性 (厚塗性を含む)
- エ)乾燥性
- オ)塗膜の外観

- 5) ジンクリッチペイント及びジンクリッチプライマー (いずれも有機系 2 液タイプを除く) は製造後 6 ヶ月を超えたものは使用してはならない。
- 6) 少量 (200 kg 程度以下) の場合は、抜き取り検査を実施しなくてもよい。

《留意事項及び解説等》

- 1) 塗料は、消防法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法その他の関係法令を遵守し、変質しない条件の下で保管しなければならない。なお、塗料は「危険物の規制に関する政令 (政令第 306 号昭和 34 年 9 月 26 日)」により第 4 類危険物として指定されており、その保管及び取扱いについては市町村条例で定められているため、遵守すること。
- 2) 開缶した塗料は、原則としてその日のうちに使用しなければならない。ただし、開缶した塗料をやむをえず当日内に使用できない場合には、容器を密封して保管した上で、後日の塗付作業に異常が認められない場合に限り、これを使用することができる。
- 3) 塗料の保管に当たっては、搬入量及び使用量が確認できるように出納簿を作成しておかなければならない。
- 4) 塗料の数量管理のため、原則として現場入荷時の充缶数と使用後の空缶数について監督員の検査を受けなければならない。
- 5) 受注者は、混合しポットライフが超過した塗料、有効期限を超過した塗料、工事完了後に残存した塗料、及び塗料を入れていた缶等を、関連する法規等に従い廃棄しなければならない。なお、缶は廃棄する前に塗料の種類毎に数量確認をしなければならない。
- 6) 赤外吸収スペクトル 判定基準  
下記の場合は、同一と認められない。  
イ) 新たな位置 (波数域) に吸収の存在が認められる場合、並びに品質規格試験時に認められた 特定波数域の吸収が認められなくなった場合  
ロ) 品質規格試験時と同一位置の吸収であっても、吸収の大きさが変化して主要吸収帯の相対 比に著しい変化が認められる場合

① 希釈剤及び希釈率

- a.気温の寒暖や被塗装面の状態に対応して作業性をよくするため、希釈剤

えた塗料でないこと。

- 4) 製造後 12 ヶ月を経過したもので、製造会社指定貯蔵有効期限内の塗料については、次の品質試験項目について再検査を行い、性能が変化していないことを確認した上で、監督員の承諾を得て使用することができる。検査結果が不合格となった場合には、それと同一ロットの塗料は使用してはならない。

〈12 ヶ月以上経過した塗料の品質試験項目〉

- ア)容器の中での状態
- イ)粘度
- ウ)作業性 (厚塗性を含む)
- エ)乾燥性
- オ)塗膜の外観

- 5) ジンクリッチペイント及びジンクリッチプライマー (いずれも有機系 2 液タイプを除く) は製造後 6 ヶ月を超えたものは使用してはならない。
- 6) 少量 (200 kg 程度以下) の場合は、抜き取り検査を実施しなくてもよい。

《留意事項及び解説等》

- 1) 塗料は、消防法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法その他の関係法令を遵守し、変質しない条件の下で保管しなければならない。なお、塗料は「危険物の規制に関する政令 (政令第 306 号昭和 34 年 9 月 26 日)」により第 4 類危険物として指定されており、その保管及び取扱いについては市町村条例で定められているため、遵守すること。
- 2) 開缶した塗料は、原則としてその日のうちに使用しなければならない。ただし、開缶した塗料をやむをえず当日内に使用できない場合には、容器を密封して保管した上で、後日の塗付作業に異常が認められない場合に限り、これを使用することができる。
- 3) 塗料の保管に当たっては、搬入量及び使用量が確認できるように出納簿を作成しておかなければならない。
- 4) 塗料の数量管理のため、原則として現場入荷時の充缶数と使用後の空缶数について監督員の検査を受けなければならない。
- 5) 受注者は、混合しポットライフが超過した塗料、有効期限を超過した塗料、工事完了後に残存した塗料、及び塗料を入れていた缶等を、関連する法規等に従い廃棄しなければならない。なお、缶は廃棄する前に塗料の種類毎に数量確認をしなければならない。
- 6) 赤外吸収スペクトル 判定基準  
下記の場合は、同一と認められない。  
イ) 新たな位置 (波数域) に吸収の存在が認められる場合、並びに品質規格試験時に認められた 特定波数域の吸収が認められなくなった場合  
ロ) 品質規格試験時と同一位置の吸収であっても、吸収の大きさが変化して主要吸収帯の相対 比に著しい変化が認められる場合

① 希釈剤及び希釈率

- a.気温の寒暖や被塗装面の状態に対応して作業性をよくするため、希釈剤

を混合する必要が生じた場合は、気温（液温）に応じ適正な作業性と適正な塗膜厚が得られるように希釈してよい。なお、塗装する際の塗料粘度は、高すぎると塗膜厚が不均一になったり、かすれを生じ、低すぎると塗膜厚が薄くなったり、塗料が流れたりするので、適切な粘度に調整した上で塗装しなければならない。

- b.希釈剤を添加する場合、添加量を必要最小限とし、正確に計量して添加し、表-3.5.2 の範囲を超えてはならない。
- c.希釈剤は各々の塗料の専用シンナーを用いる。
- d.希釈剤は原則として塗料と同一製造会社のものを用いる。
- e.無溶剤形塗料は希釈してはならない。

表-3.5.2 希釈率の範囲（23℃の場合の参考値）

塗料名	規格	希釈率（重量%）	
		はけ	エアレス スプレー
無機ジंकリッチプライマー	HDK P-01	—	10以下
有機ジंकリッチペイント	HDK P-03	5以下	〃
エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-04	10以下	20以下
変性エポキシ樹脂塗料内面用	HDK P-10	〃	〃
亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-12	〃	〃
変性エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-15	〃	〃
無機ジंकリッチペイント	HDK P-16	—	10以下
ふっ素樹脂塗料（用中塗、上塗） 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料（用中塗、上塗）	HDK P-17	10以下	20以下
超厚膜形エポキシ樹脂塗料 弱溶剤形超厚膜形エポキシ樹脂塗料	HDK P-18	〃	〃

- ② 塗料は、容器の底部に顔料が沈殿していないように十分かくはんして使用しなければならない。
- ③ 塗料の塗り重ね
  - a.塗料の塗り重ねは、被塗装面の塗膜の乾燥状態を調べ、硬化乾燥していることを確認した上で行わなければならない。
  - b.塗料の乾燥過程と塗り重ねの可否を指触により判定する一般的な判断基準は、表-3.5.3 のとおりとする。
  - c.気象条件や工程の都合上、やむをえない理由で塗装間隔の上限値を超えた場合は、付着物を水洗いやシンナー拭きで除去した後、サンドペーパー等で目粗しをして次層を塗り重ねなければならない。なお、事前に付着性試験等により付着力の確認を行うこと。

を混合する必要が生じた場合は、気温（液温）に応じ適正な作業性と適正な塗膜厚が得られるように希釈してよい。なお、塗装する際の塗料粘度は、高すぎると塗膜厚が不均一になったり、かすれを生じ、低すぎると塗膜厚が薄くなったり、塗料が流れたりするので、適切な粘度に調整した上で塗装しなければならない。

- b.希釈剤を添加する場合、添加量を必要最小限とし、正確に計量して添加し、表-3.5.13 の範囲を超えてはならない。
- c.希釈剤は各々の塗料の専用シンナーを用いる。
- d.希釈剤は原則として塗料と同一製造会社のものを用いる。
- e.無溶剤形塗料は希釈してはならない。

表-3.5.13 希釈率の範囲（23℃の場合の参考値）

塗料名	規格	希釈率（重量%）	
		はけ	エアレス スプレー
無機ジंकリッチプライマー	HDK P-01	—	10以下
有機ジंकリッチペイント	HDK P-03	5以下	〃
エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-04	10以下	20以下
変性エポキシ樹脂塗料内面用	HDK P-10	〃	〃
亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-12	〃	〃
変性エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-15	〃	〃
無機ジंकリッチペイント	HDK P-16	—	10以下
ふっ素樹脂塗料（用中塗、上塗） 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料（用中塗、上塗）	HDK P-17	10以下	20以下
超厚膜形エポキシ樹脂塗料 弱溶剤形超厚膜形エポキシ樹脂塗料	HDK P-18	〃	〃

- ② 塗料は、容器の底部に顔料が沈殿していないように十分かくはんして使用しなければならない。
- ③ 塗料の塗り重ね
  - a.塗料の塗り重ねは、被塗装面の塗膜の乾燥状態を調べ、硬化乾燥していることを確認した上で行わなければならない。
  - b.塗料の乾燥過程と塗り重ねの可否を指触により判定する一般的な判断基準は、表-3.5.14 のとおりとする。
  - c.気象条件や工程の都合上、やむをえない理由で塗装間隔の上限値を超えた場合は、付着物を水洗いやシンナー拭きで除去した後、サンドペーパー等で目粗しをして次層を塗り重ねなければならない。なお、事前に付着性試験等により付着力の確認を行うこと。

・表番号の修正

・表番号の修正

・表番号の修正

表-3.5.3 塗料の乾燥過程と塗り重ねの可否

乾燥過程	乾燥過程の具体的判定方法	塗り重ねの可否
指触乾燥	塗面に指先をそっと触れてみて、指先が汚れない時は、指触乾燥の状態になっているものとする。	不可
半硬化乾燥	塗面を指先で静かにそっとすってみて、塗面に擦りあとがつかない時は、半硬化乾燥の状態になっているものとする。	不可
硬化乾燥	塗面を指で強く圧した時、指紋によるへこみがかさず、塗膜の動きが感じられず、また塗面を指先で急速に繰り返してこすってみて塗面に擦りあとがつかないときは、硬化乾燥の状態になっているものとする。	可

(3) 付着塩分の除去

- ① 塩分等の付着は、層間付着を阻害し、塗膜層間はく離の原因となるため除去するものとする。
- ② 塗装前に海塩粒子等の付着が予想される場合は、その付着量を測定する。付着塩分の測定は、原則として日本道路協会「鋼道路橋防食便覧」付Ⅱ-1.「付着塩分量測定方法」によるものとする。
- ③ 付着塩分量が 50 mg/m<sup>2</sup> (NaCl 換算) を超える場合には、表-3.5.4 に示す塩分除去を行い、50 mg/m<sup>2</sup> を下回ることを確認しなければならない。
- ④ 被塗装面に付着した付着塩分の除去及び清掃は、原則として工具によるアンカーパターン形成をする前に実施しなければならない。なお、塩分の除去はパワーツール法によると被塗装面の付着塩分等がアンカーパターン内に残り、その後清掃・水洗いを行っても除去しがたいため、原則として水洗いとする。なお、水洗いはウォータージェット等の高圧水を使用することが望ましい。
- ⑤ 長大橋等特に防せいを確保する必要がある橋については、付着塩分量が 20 mg/m<sup>2</sup> (NaCl 換算) を超えてはならない。

表-3.5.4 付着塩分の除去作業

記号	種別	処理方法
G-f	水洗による塩分除去	高圧水により、被塗装面に付着している塩分を除去し、乾燥させる
G-g	パワーツール法による塩分除去	ワイヤーホイール等工具を用いて、被塗装面に付着している塩分を除去し、清浄にする

- ⑥ 工場仕上げ塗装する場合においても、塩分の付着が予想されれば塩分を測定し、付着塩分除去を実施するものとする。
- ⑦ 塩分除去作業後は、再度付着塩分量を確認しなければならない。

(4) 素地調整

- ① 素地調整の種別と施工法
  - a.被塗装面は、塗装前にこの節 3.5.2「塗装系」に示す素地調整を行わなけ

表-3.5.14 塗料の乾燥過程と塗り重ねの可否

乾燥過程	乾燥過程の具体的判定方法	塗り重ねの可否
指触乾燥	塗面に指先をそっと触れてみて、指先が汚れない時は、指触乾燥の状態になっているものとする。	不可
半硬化乾燥	塗面を指先で静かにそっとすってみて、塗面に擦りあとがつかない時は、半硬化乾燥の状態になっているものとする。	不可
硬化乾燥	塗面を指で強く圧した時、指紋によるへこみがかさず、塗膜の動きが感じられず、また塗面を指先で急速に繰り返してこすってみて塗面に擦りあとがつかないときは、硬化乾燥の状態になっているものとする。	可

(3) 付着塩分の除去

- ① 塩分等の付着は、層間付着を阻害し、塗膜層間はく離の原因となるため除去するものとする。
- ② 塗装前に海塩粒子等の付着が予想される場合は、その付着量を測定する。付着塩分の測定は、原則として日本道路協会「鋼道路橋防食便覧」付Ⅱ-1.「付着塩分量測定方法」によるものとする。
- ③ 付着塩分量が 50 mg/m<sup>2</sup> (NaCl 換算) を超える場合には、表-3.5.15 に示す塩分除去を行い、50 mg/m<sup>2</sup> を下回ることを確認しなければならない。
- ④ 被塗装面に付着した付着塩分の除去及び清掃は、原則として工具によるアンカーパターン形成をする前に実施しなければならない。なお、塩分の除去はパワーツール法によると被塗装面の付着塩分等がアンカーパターン内に残り、その後清掃・水洗いを行っても除去しがたいため、原則として水洗いとする。なお、水洗いはウォータージェット等の高圧水を使用することが望ましい。
- ⑤ 長大橋等特に防せいを確保する必要がある橋については、付着塩分量が 20 mg/m<sup>2</sup> (NaCl 換算) を超えてはならない。

表-3.5.15 付着塩分の除去作業

記号	種別	処理方法
G-f	水洗による塩分除去	高圧水により、被塗装面に付着している塩分を除去し、乾燥させる
G-g	パワーツール法による塩分除去	ワイヤーホイール等工具を用いて、被塗装面に付着している塩分を除去し、清浄にする

- ⑥ 工場仕上げ塗装する場合においても、塩分の付着が予想されれば塩分を測定し、付着塩分除去を実施するものとする。
- ⑦ 塩分除去作業後は、再度付着塩分量を確認しなければならない。

(4) 素地調整

- ① 素地調整の種別と施工法
  - a.被塗装面は、塗装前にこの節 3.5.2「塗装系」に示す素地調整を行わなけ

・表番号の修正

・表番号の修正

・表番号の修正

ればならない。素地調整の種別と施工法は、表-3.5.5 に示すとおりとする。

b.ブラスト法の現場作業においては、粉じん等による環境汚染の影響に十分配慮し対策を行わなければならない。

c.素地調整終了後、素地調整の状態を検査するものとする。

表-3.5.5 素地調整の種別

記号	処理方法	調整の程度	適用
G-a	原板 ブラスト法	黒皮、さびを十分に除去し、清浄な金属面とする。 ISO-Sa2 1/2	無機ジंकリッチプライマーを用いる塗装系
G-b	製品 ブラスト法	ブラストにより、さび、一次プライマーを除去し、鋼材面を露出させる。 ISO-Sa2 1/2	無機ジंकリッチペイントを用いる塗装系
G-c	部分 ブラスト法	ブラストにより、さび、劣化塗膜を除去し、鋼材面を露出させる。劣化していない一次プライマーは残す。ただし全面を清浄にする。 ISO-Sa2 1/2	一次プライマーの損傷部
G-xx	現場ブラスト法 (1種ケレン)	さびや旧塗膜を除去し、清浄な鋼材面とする。 ISO-Sa2 1/2	現場溶接部や塗替え塗装でブラストを適用する場合
G-yy	スイープ ブラスト法	白さびや付着した汚れを除去し、適度な粗度を付与する。過剰に処理しないこと(亜鉛めっき面)。 ISO-Sa1 程度	亜鉛めっき面
G-zz	パワー ツール法 (2種ケレン)	工具を用い塗膜を除去し、全体的に素地を露出させる。ただし、凹部や狭隙部分に多少のさびや塗膜が残存する。	塗装塗替えて部分塗装等の防食性を向上させる場合に適用
G-d	パワー ツール法	工具を用い、さび、劣化塗膜を除去し、鋼材面を露出させる。劣化していない一次プライマーは残す。ただし、全面を清浄にする。 ISO St3	一次プライマーの損傷部
G-e	高度 パワー ツール法(高度 ケレン)	工具を用い中塗り、上塗り塗膜を除去し、全体的に下地塗膜を露出させる。ただし、さび・劣化塗膜は除去し、鉄素地を露出させる。	鋼床板裏面の旧塗膜がエポキシMIO～塩化ゴム系でケレン範囲は熱影響を受ける鋼床板裏面及びその下約30mmの塩化ゴム塗膜、脚内面がシルバー塗膜の塗替えの場合に適用
	一般 パワー ツール法(3種 ケレン)	工具を用い、さび、劣化塗膜を除去し、鋼材面を露出させる。劣化していない塗膜(活膜)は残し、付着している汚れ、ほこり、油脂類を除去し、清浄にする。 ISO-St3	一般の塗装面、塗装した亜鉛めっき面塗膜損傷部
G-f	水洗	高圧水等により、塗面に付着している塩分等の付着物を除去し、乾燥させる。	塩分等付着物除去
G-g	パワー ツール法	ワイヤーホイル等の工具を用いて、塗面に付着している塩分等付着物を除去し、乾燥させる。	塩分等付着物除去
G-h	清掃	ウエス、ペーパー等を用いて、塗面の汚れ、ほこりを除去し、清浄する。	現場塗装前の付着物除去
G-i	清掃 面あらし 水洗	サンドペーパーやマジクロン等を用いて塗面を軽く目粗しする。汚れや塩分等の付着物は、清掃や水洗いで除去する。	塗装間隔が長期化した場合
G-j	パワー ツール法	付着しているコンクリートノロ、土砂、油及びその他の汚れを工具、サンドペーパー、シンナー拭き等により除去するとともに全面サンドペーパー掛けによる目粗しを行う。	硬質塩化ビニール管用塗装系

注1) ISO : ISO 規格 [ISO 8501-1 表面清浄度の目視評価]

② 工場一次表面処理

- a.鋼材は、原則として部材加工前に表-3.5.6 に示す一次表面処理を行うものとする。
- b.一次表面処理における研掃材の大きさと仕上がり表面粗さには関係が

ればならない。素地調整の種別と施工法は、表-3.5.16 に示すとおりとする。

b.ブラスト法の現場作業においては、粉じん等による環境汚染の影響に十分配慮し対策を行わなければならない。

c.素地調整終了後、素地調整の状態を検査するものとする。

表-3.5.16 素地調整の種別

記号	処理方法	調整の程度	適用
G-a	原板 ブラスト法	黒皮、さびを十分に除去し、清浄な金属面とする。 ISO-Sa2 1/2	無機ジंकリッチプライマーを用いる塗装系
G-b	製品 ブラスト法	ブラストにより、さび、一次プライマーを除去し、鋼材面を露出させる。 ISO-Sa2 1/2	無機ジंकリッチペイントを用いる塗装系
G-c	部分 ブラスト法	ブラストにより、さび、劣化塗膜を除去し、鋼材面を露出させる。劣化していない一次プライマーは残す。ただし全面を清浄にする。 ISO-Sa2 1/2	一次プライマーの損傷部
G-xx	現場ブラスト法 (1種ケレン)	さびや旧塗膜を除去し、清浄な鋼材面とする。 ISO-Sa2 1/2	現場溶接部や塗替え塗装でブラストを適用する場合
G-yy	スイープ ブラスト法	白さびや付着した汚れを除去し、適度な粗度を付与する。過剰に処理しないこと(亜鉛めっき面)。 ISO-Sa1 程度	亜鉛めっき面
G-zz	パワー ツール法 (2種ケレン)	工具を用い塗膜を除去し、全体的に素地を露出させる。ただし、凹部や狭隙部分に多少のさびや塗膜が残存する。	塗装塗替えて部分塗装等の防食性を向上させる場合に適用
G-d	パワー ツール法	工具を用い、さび、劣化塗膜を除去し、鋼材面を露出させる。劣化していない一次プライマーは残す。ただし、全面を清浄にする。 ISO St3	一次プライマーの損傷部
G-e	高度 パワー ツール法(高度 ケレン)	工具を用い中塗り、上塗り塗膜を除去し、全体的に下地塗膜を露出させる。ただし、さび・劣化塗膜は除去し、鉄素地を露出させる。	鋼床板裏面の旧塗膜がエポキシMIO～塩化ゴム系でケレン範囲は熱影響を受ける鋼床板裏面及びその下約30mmの塩化ゴム塗膜、脚内面がシルバー塗膜の塗替えの場合に適用
	一般 パワー ツール法(3種 ケレン)	工具を用い、さび、劣化塗膜を除去し、鋼材面を露出させる。劣化していない塗膜(活膜)は残し、付着している汚れ、ほこり、油脂類を除去し、清浄にする。 ISO-St3	一般の塗装面、塗装した亜鉛めっき面塗膜損傷部
G-f	水洗	高圧水等により、塗面に付着している塩分等の付着物を除去し、乾燥させる。	塩分等付着物除去
G-g	パワー ツール法	ワイヤーホイル等の工具を用いて、塗面に付着している塩分等付着物を除去し、乾燥させる。	塩分等付着物除去
G-h	清掃	ウエス、ペーパー等を用いて、塗面の汚れ、ほこりを除去し、清浄する。	現場塗装前の付着物除去
G-i	清掃 面あらし 水洗	サンドペーパーやマジクロン等を用いて塗面を軽く目粗しする。汚れや塩分等の付着物は、清掃や水洗いで除去する。	塗装間隔が長期化した場合
G-j	パワー ツール法	付着しているコンクリートノロ、土砂、油及びその他の汚れを工具、サンドペーパー、シンナー拭き等により除去するとともに全面サンドペーパー掛けによる目粗しを行う。	硬質塩化ビニール管用塗装系

注1) ISO : ISO 規格 [ISO 8501-1 表面清浄度の目視評価]

② 工場一次表面処理

- a.鋼材は、原則として部材加工前に表-3.5.17 に示す一次表面処理を行うものとする。
- b.一次表面処理における研掃材の大きさと仕上がり表面粗さには関係が

・表番号の修正

・表番号の修正

・表番号の修正

あり、粗さが大きいと塗膜の耐久性が低下するため、作業前に本体と同質の試験片で試験的にブラスト処理し、適正なブラスト条件を決めた上で作業にとりかかるものとする。

c.一次表面処理後は、この節 3.5.2「塗装系」に示す一次プライマーを塗装しなければならない。

d.一次表面処理後の表面粗さは、JIS B 0601 の附属書 JA（参考）表面粗さの十点平均粗さ表示法による 80 $\mu$ mRzjis 以下とする。なお、塗膜性能を考慮し、小さくすること（25～80 $\mu$ mRzjis 程度）が望ましい。

表-3.5.6 一次表面処理

記号	処理方法	除錆度	適用箇所
G-a	原板ブラスト法	ISO-Sa2 1/2	鋼材表面

注) 除錆度の基準は、2007 年に ISO8501-1 として制定されているが、この基準は、素地調整の仕上がり程度を各々標準写真との対比により判定するものである

③ 工場二次表面処理

a.部材製作後は、塗装前に鋼材表面の除せい作業として表-3.5.7 に示す二次表面処理を行わなければならない。

表-3.5.7 二次表面処理

記号	処理方法	除錆度	適用箇所
G-b	製品ブラスト法	ISO-Sa2 1/2	全面
G-d	パワーツール法	ISO-St3	一次プライマーの損傷部

b.二次表面処理後の表面粗さは、JIS B 0601 の附属書 JA（参考）表面粗さ十点平均粗さ表示法による 70 $\mu$ mRzjis 以下とする。

c.ブラスト処理面の表面粗さの管理については、事前に施工と同一条件で試験片をブラスト処理して、その表面粗さを測定し、研掃材の粒度、投射量等を調整するものとする。また、表面粗さの測定は、ブラスト条件が変動した場合には必ず行わなければならない。

d.二次表面処理作業中は作業環境の露点管理を行い、被塗装面が結露していないことを確認するものとする。

e.ブラスト処理した鋼材表面には、研掃材の微粉末が食い込んでいるので、エアブロー又はワイヤーホイール等で清掃し、除去するものとする。

f.パワーツール法により二次表面処理を行う場合は、次の項目に注意しなければならない。

㊦環境：屋外施工においては、降雨、降雪、結露等の恐れがある場合には、作業を中止するか、屋内又は移動屋根内に搬入するなどの処理をする。

㊧照明と換気：箱桁内面等は照明、換気設備を十分配慮する。

㊨除錆度の保持：箱桁内面等はダイヤフラム、スティフナー等があって、

あり、粗さが大きいと塗膜の耐久性が低下するため、作業前に本体と同質の試験片で試験的にブラスト処理し、適正なブラスト条件を決めた上で作業にとりかかるものとする。

c.一次表面処理後は、この節 3.5.2「塗装系」に示す一次プライマーを塗装しなければならない。

d.一次表面処理後の表面粗さは、JIS B 0601 の附属書 JA（参考）表面粗さの十点平均粗さ表示法による 80 $\mu$ mRzjis 以下とする。なお、塗膜性能を考慮し、小さくすること（25～80 $\mu$ mRzjis 程度）が望ましい。

表-3.5.17 一次表面処理

記号	処理方法	除錆度	適用箇所
G-a	原板ブラスト法	ISO-Sa2 1/2	鋼材表面

注) 除錆度の基準は、2007 年に ISO8501-1 として制定されているが、この基準は、素地調整の仕上がり程度を各々標準写真との対比により判定するものである

③ 工場二次表面処理

a.部材製作後は、塗装前に鋼材表面の除せい作業として表-3.5.18 に示す二次表面処理を行わなければならない。

表-3.5.18 二次表面処理

記号	処理方法	除錆度	適用箇所
G-b	製品ブラスト法	ISO-Sa2 1/2	全面
G-d	パワーツール法	ISO-St3	一次プライマーの損傷部

b.二次表面処理後の表面粗さは、JIS B 0601 の附属書 JA（参考）表面粗さ十点平均粗さ表示法による 70 $\mu$ mRzjis 以下とする。

c.ブラスト処理面の表面粗さの管理については、事前に施工と同一条件で試験片をブラスト処理して、その表面粗さを測定し、研掃材の粒度、投射量等を調整するものとする。また、表面粗さの測定は、ブラスト条件が変動した場合には必ず行わなければならない。

d.二次表面処理作業中は作業環境の露点管理を行い、被塗装面が結露していないことを確認するものとする。

e.ブラスト処理した鋼材表面には、研掃材の微粉末が食い込んでいるので、エアブロー又はワイヤーホイール等で清掃し、除去するものとする。

f.パワーツール法により二次表面処理を行う場合は、次の項目に注意しなければならない。

㊦環境：屋外施工においては、降雨、降雪、結露等の恐れがある場合には、作業を中止するか、屋内又は移動屋根内に搬入するなどの処理をする。

㊧照明と換気：箱桁内面等は照明、換気設備を十分配慮する。

㊨除錆度の保持：箱桁内面等はダイヤフラム、スティフナー等があって、

・表番号の修正

・表番号の修正

・表番号の修正

二次表面処理の施工性が悪いので、このような部分は処理グレードの保持には十分留意する。

エ)焼損塗膜の処理：一次プライマー及びその他の塗膜が熱影響を受けて焼損又は変色している部分は、これを除去する。

ウ)白さびの除去：一次プライマーにジンクリッチプライマーを使用してその上に塗料を塗り重ねる場合は、一次プライマー塗膜表面の白さびをパワーツール法処理等で除去する。

g.二次表面処理後、塗装までの時間間隔は、原則として戻りさび（ターニング）が生じないまでとし、概ね4時間以内とする。

h.一次プライマー損傷部等にはパワーツール法にかわる二次表面処理方法として部分ブラスト法を適用してもよい。

④ 塗膜損傷部の表面処理

a.補修塗装を行う必要が生じた場合は、表-3.5.8 に示す表面処理を行わなければならない。

表-3.5.8 塗膜損傷部の表面処理

記号	処理方法	除錆度	適用箇所
G-e	パワーツール法	ISO-St3	工場及び現場塗膜損傷部

b.劣化していない塗膜（活膜）は残し、付着している汚れ、ほこり、油脂類を除去し、清浄にする。

c.除せい箇所は、直ちに補修塗りを行わなければならない。

(5) 工場塗装作業

① 工場塗装は、原則としてエアレススプレー塗りとする。ただし、部材の突縁部、間隙部、ボルト、ナット頭等は、塗料の吹きつけが十分に行いにくいので、これを補い膜厚を確保するために先行塗装を行うものとし、局所的な先行塗装又は補修塗装は、はけ塗りとすることができる。なお、先行塗装すべき箇所を例示すると、図-3.5.2 のとおりである。

② 塗装間隔は、この節 3.5.2 「塗装系」に定める範囲を標準とし、気温、湿度等の気象条件を考慮して塗装作業をしなければならない。

③ 塗料は十分攪拌し、均一な状態で使用するものとする。

④ 多液形塗料は正袋で混合するか、少量の場合には計量器により秤量して混合し、動力式の攪拌機を用いて十分に攪拌し、表-3.5.9 に示す可使用時間内に使用する。

二次表面処理の施工性が悪いので、このような部分は処理グレードの保持には十分留意する。

エ)焼損塗膜の処理：一次プライマー及びその他の塗膜が熱影響を受けて焼損又は変色している部分は、これを除去する。

ウ)白さびの除去：一次プライマーにジンクリッチプライマーを使用してその上に塗料を塗り重ねる場合は、一次プライマー塗膜表面の白さびをパワーツール法処理等で除去する。

g.二次表面処理後、塗装までの時間間隔は、原則として戻りさび（ターニング）が生じないまでとし、概ね4時間以内とする。

h.一次プライマー損傷部等にはパワーツール法にかわる二次表面処理方法として部分ブラスト法を適用してもよい。

④ 塗膜損傷部の表面処理

a.補修塗装を行う必要が生じた場合は、表-3.5.19 に示す表面処理を行わなければならない。

表-3.5.19 塗膜損傷部の表面処理

記号	処理方法	除錆度	適用箇所
G-e	パワーツール法	ISO-St3	工場及び現場塗膜損傷部

b.劣化していない塗膜（活膜）は残し、付着している汚れ、ほこり、油脂類を除去し、清浄にする。

c.除せい箇所は、直ちに補修塗りを行わなければならない。

(5) 工場塗装作業

① 工場塗装は、原則としてエアレススプレー塗りとする。ただし、部材の突縁部、間隙部、ボルト、ナット頭等は、塗料の吹きつけが十分に行いにくいので、これを補い膜厚を確保するために先行塗装を行うものとし、局所的な先行塗装又は補修塗装は、はけ塗りとすることができる。なお、先行塗装すべき箇所を例示すると、図-3.5.7 のとおりである。

② 塗装間隔は、この節 3.5.2 「塗装系」に定める範囲を標準とし、気温、湿度等の気象条件を考慮して塗装作業をしなければならない。

③ 塗料は十分攪拌し、均一な状態で使用するものとする。

④ 多液形塗料は正袋で混合するか、少量の場合には計量器により秤量して混合し、動力式の攪拌機を用いて十分に攪拌し、表-3.5.20 に示す可使用時間内に使用する。

・表番号の修正

・表番号の修正

・図番号の修正

・表番号の修正

⑤ 溶接部の塗装は表-3.5.10 に示した水素放出時間を経たから行うものとする。

- a. フランジ下面の縁端部
- b. フランジ及び補剛材の隅角部
- c. スカラップ内側
- d. 溶接ビード部

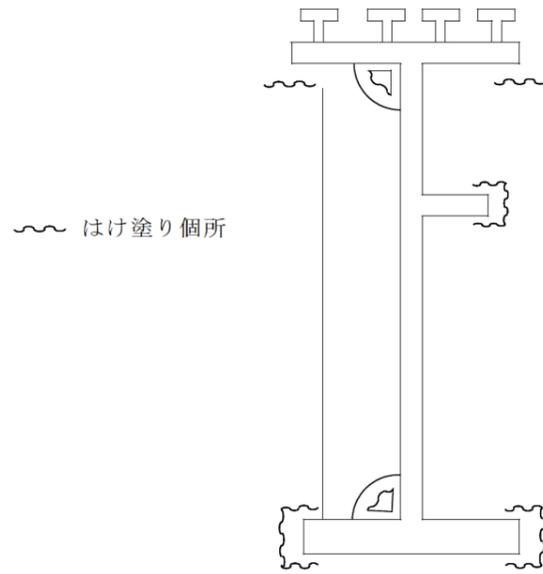


図-3.5.2

表-3.5.9 多液形塗料の可使時間

塗料名	規格	可使時間 (時間)
長ばく形エッチングプライマー	鋼道路橋防食便覧	20℃, 8以内
無機ジंकリッチプライマー	HDK P-01	20℃, 5以内
有機ジंकリッチペイント	HDK P-03	20℃, 5以内
エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-04	A 10℃, 8以内
		B 5℃, 5以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用	HDK P-10	A 20℃, 5以内
		B 5℃, 5以内
亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-12	20℃, 5以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	HDK P-14	A 20℃, 1以内
		B 10℃, 1以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-15	A 20℃, 5以内
		B 5℃, 5以内
無機ジंकリッチペイント	HDK P-16	20℃, 5以内
ふっ素樹脂塗料 (用中塗、上塗) 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 (用中塗、上塗)	HDK P-17	中塗 20℃, 5以内
		上塗 20℃, 5以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料 弱溶剤形超厚膜形エポキシ樹脂塗料	HDK P-18	20℃, 3以内

注1) エポキシ樹脂塗料下塗、変性エポキシ樹脂塗料内面用、無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料、変性エポキシ樹脂塗料下塗において、気温が10℃以上の場合に使用する常温用(A)と5℃~20℃程度の場合に使用する低温用(B)の区分がある塗料については、施工条件を考慮して適切なものを使用しなければならない。

⑤ 溶接部の塗装は表-3.5.21 に示した水素放出時間を経たから行うものとする。

- a. フランジ下面の縁端部
- b. フランジ及び補剛材の隅角部
- c. スカラップ内側
- d. 溶接ビード部

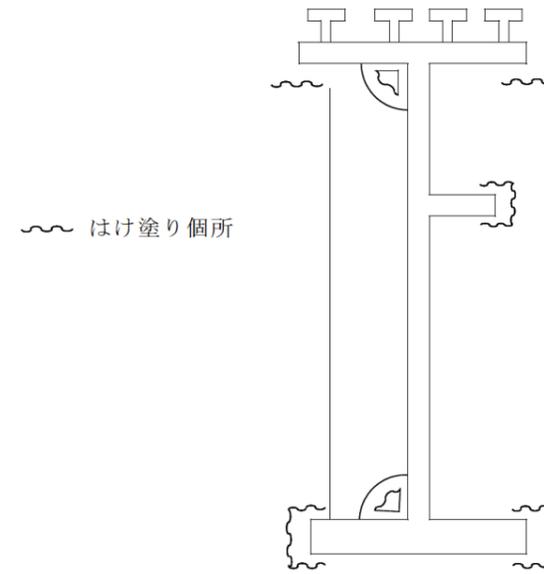


図-3.5.7

表-3.5.20 多液形塗料の可使時間

塗料名	規格	可使時間 (時間)
長ばく形エッチングプライマー	鋼道路橋防食便覧	20℃, 8以内
無機ジंकリッチプライマー	HDK P-01	20℃, 5以内
有機ジंकリッチペイント	HDK P-03	20℃, 5以内
エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-04	A 10℃, 8以内
		B 5℃, 5以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用	HDK P-10	A 20℃, 5以内
		B 5℃, 5以内
亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-12	20℃, 5以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	HDK P-14	A 20℃, 1以内
		B 10℃, 1以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	HDK P-15	A 20℃, 5以内
		B 5℃, 5以内
無機ジंकリッチペイント	HDK P-16	20℃, 5以内
ふっ素樹脂塗料 (用中塗、上塗) 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 (用中塗、上塗)	HDK P-17	中塗 20℃, 5以内
		上塗 20℃, 5以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料 弱溶剤形超厚膜形エポキシ樹脂塗料	HDK P-18	20℃, 3以内

注1) エポキシ樹脂塗料下塗、変性エポキシ樹脂塗料内面用、無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料、変性エポキシ樹脂塗料下塗において、気温が10℃以上の場合に使用する常温用(A)と5℃~20℃程度の場合に使用する低温用(B)の区分がある塗料については、施工条件を考慮して適切なものを使用しなければならない。

・表番号の修正

・図番号の修正

・表番号の修正

表-3.5.10 溶接部の水素放出時間

溶接棒の種類	自然放出の場合		加熱による放出の場合 (ビード面の加熱)
	油性以外の塗装系	油性塗装系	
低水素系 (含自動溶接)	70時間以上	20時間以上	300℃で15分
イルミナイト系	200時間以上	100時間以上	300℃で15分

- ⑥ アルカリふくれ防止については、溶接部をりん酸溶液（5～10容量％）で中和処理し乾燥させた後に、所定の素地調整を行うものとする。なお、次の場合は中和処理を行わなくてよい。
- a.ビード部分全面に赤さびが発生した場合  
赤さびが発生しているということは PH 値が中性付近にあることを示しているため中和処理は必要がない。この場合、赤さびを除去してから塗装すること。
- b.製品ブラスト処理を施工する箇所  
ブラスト処理を ISO-Sa2 1/2 以上のグレードで行った場合、大部分のアルカリ性物質は除去されるため中和処理を行わなくてもよい。
- c.溶接方法がサブマージアーク溶接、ガスシールドアーク溶接（炭酸ガスアーク溶接及び MIG 溶接）の場合  
サブマージアーク溶接、ガスシールドアーク溶接（炭酸ガスアーク溶接及び MIG 溶接）の場合にはアルカリ成分の発生が極めて少ないので中和処理を行わなくてもよい。鋼床版裏面等の現場溶接部は表面に比べて手溶接で行う場合が多いため溶接部近辺へのアルカリ成分の付着が多く、また、工場で塗装せず、一次プライマーのままであることから発錆しやすい状態にある。したがって、このような部分は、塗装前に中和処理や素地調整（ブラスト法やパワーツール法）等により特に入念な素地調整を行うものとする。
- ⑦ 照明及び換気等の電気設備は、防爆型照明灯やゴム被覆キャプタイヤコード等を用いて、引火爆発を防止しなければならない。
- ⑧ 空気の流通の悪い箇所での塗装作業は、作業員に防毒マスクを使用させるとともに、送風機や排風機を用いて強制換気を行わなければならない。
- ⑨ 塗膜厚については、各層ごとの規定膜厚が得られるようウエットフィルムゲージを用いて確認するものとする。
- ⑩ 塗直し
- a.塗装工事中、次に示す異状を生じた場合は速やかに塗直しをしなければならない。
- ア)塗装した塗膜を通して下地の色が著しく露見するとき
  - イ)塗膜にはなはだしい、だれ、ちぢみ、はじきを生じたとき
  - ウ)結露等により、塗膜に著しいむらを生じたとき
  - エ)塗膜にあわ、ふくれ、はがれを生じたとき
- b.だれ、ちぢみ、はじきの著しい塗膜は、乾燥後サンドペーパーで平らにしてから再塗装するものとする。
- c.ふくれ、はがれ、あわを生じた塗膜は、その部分をはがしてから塗り直さなければならない。

表-3.5.21 溶接部の水素放出時間

溶接棒の種類	自然放出の場合		加熱による放出の場合 (ビード面の加熱)
	油性以外の塗装系	油性塗装系	
低水素系 (含自動溶接)	70時間以上	20時間以上	300℃で15分
イルミナイト系	200時間以上	100時間以上	300℃で15分

- ⑥ アルカリふくれ防止については、溶接部をりん酸溶液（5～10容量％）で中和処理し乾燥させた後に、所定の素地調整を行うものとする。なお、次の場合は中和処理を行わなくてよい。
- a.ビード部分全面に赤さびが発生した場合  
赤さびが発生しているということは PH 値が中性付近にあることを示しているため中和処理は必要がない。この場合、赤さびを除去してから塗装すること。
- b.製品ブラスト処理を施工する箇所  
ブラスト処理を ISO-Sa2 1/2 以上のグレードで行った場合、大部分のアルカリ性物質は除去されるため中和処理を行わなくてもよい。
- c.溶接方法がサブマージアーク溶接、ガスシールドアーク溶接（炭酸ガスアーク溶接及び MIG 溶接）の場合  
サブマージアーク溶接、ガスシールドアーク溶接（炭酸ガスアーク溶接及び MIG 溶接）の場合にはアルカリ成分の発生が極めて少ないので中和処理を行わなくてもよい。鋼床版裏面等の現場溶接部は表面に比べて手溶接で行う場合が多いため溶接部近辺へのアルカリ成分の付着が多く、また、工場で塗装せず、一次プライマーのままであることから発錆しやすい状態にある。したがって、このような部分は、塗装前に中和処理や素地調整（ブラスト法やパワーツール法）等により特に入念な素地調整を行うものとする。
- ⑦ 照明及び換気等の電気設備は、防爆型照明灯やゴム被覆キャプタイヤコード等を用いて、引火爆発を防止しなければならない。
- ⑧ 空気の流通の悪い箇所での塗装作業は、作業員に防毒マスクを使用させるとともに、送風機や排風機を用いて強制換気を行わなければならない。
- ⑨ 塗膜厚については、各層ごとの規定膜厚が得られるようウエットフィルムゲージを用いて確認するものとする。
- ⑩ 塗直し
- a.塗装工事中、次に示す異状を生じた場合は速やかに塗直しをしなければならない。
- ア)塗装した塗膜を通して下地の色が著しく露見するとき
  - イ)塗膜にはなはだしい、だれ、ちぢみ、はじきを生じたとき
  - ウ)結露等により、塗膜に著しいむらを生じたとき
  - エ)塗膜にあわ、ふくれ、はがれを生じたとき
- b.だれ、ちぢみ、はじきの著しい塗膜は、乾燥後サンドペーパーで平らにしてから再塗装するものとする。
- c.ふくれ、はがれ、あわを生じた塗膜は、その部分をはがしてから塗り直さなければならない。

・表番号の修正

⑪ 補修塗装

- a. 鋼桁等の製作、組立等の工場における作業の過程で塗膜が局部的に損傷した場合は、表-3.5.8により表面処理を行い、原形に復する補修塗装をしなければならない。
- b. 塗膜の損傷程度に応じた補修塗装系を表-3.5.11に示す。

表-3.5.11 補修塗装系

該当塗装系	損傷程度	補修塗装系	
		工場で補修する場合	現場で補修する場合
A-7	A	鋼材素地が広範囲に露出している場合 有機ジンクリッチペイント30μm×2回塗(240g/m <sup>2</sup> /回、はけ塗)後、「設計基準第2部第2編 表 6.3.3」の本体塗装系の第3層以降をはけにて塗装	有機ジンクリッチペイント30μm×2回塗(240g/m <sup>2</sup> /回、はけ塗)後、「設計基準第2部第2編 表 6.3.7-1」の継手部塗装系(F-11)の第2層以降を塗装
	B	点状、線状の素地に達する傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.3」の本体塗装系の第3層以降をはけにて塗装
	C	無機ジンクに達する傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.3」の本体塗装系の第5層以降をはけにて塗装
D	エポキシ下塗に達する傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.3」の本体塗装系の第5層以降をはけにて塗装	「設計基準第2部第2編 表 6.3.7-1」の継手部塗装系(F-11)の第4層以降を塗装
C-2	A	鋼材素地が広範囲に露出しているか点状、線状の素地に達する傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.4」の本体塗装系に準じはけにて塗り回数を増して塗装
	B	素地に達しない擦り傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.4」の本体塗装系に準じ傷が達した層以降をはけにて塗り回数を増して塗装
	C	全ての塗膜損傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.7-3」に示す現場継手部のF-6塗装系に準じる
S-4 S-5	B	点状、線状の素地に達する傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.10」の本体塗装系に準じはけにて塗り回数を増して塗装
	C	変性エポキシ樹脂塗料及びエポキシ樹脂に達する傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.10」の本体塗装系に準じ傷が達した層以降をはけにて塗り回数を増して塗装
	D	中、上塗りの擦り傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.10」の本体塗装系の中、上塗をはけにて塗装
Z-3 Z-4	A	亜鉛めっき素地が広範囲に露出しているか点状、線状の素地に達する傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.11」の本体塗装系に準じはけにて塗装
	D	中、上塗りの擦り傷	「設計基準第2部第2編 表 6.3.11」の本体塗装系の中、上塗をはけにて塗装

- c. 補修塗装においては、素地調整された部分と周辺塗膜との段差をサンドペーパー等により少なくし、目粗しした後に塗装する。
- d. いずれの場合の補修塗装においても、塗装間隔は厳守しなければならない。

⑪ 補修塗装

- a. 鋼桁等の製作、組立等の工場における作業の過程で塗膜が局部的に損傷した場合は、表-3.5.19により表面処理を行い、原形に復する補修塗装をしなければならない。
- b. 塗膜の損傷程度に応じた補修塗装系を表-3.5.22に示す。

表-3.5.22 補修塗装系

該当塗装系	損傷程度	補修塗装系	
		工場で補修する場合	現場で補修する場合
A-7	A	鋼材素地が広範囲に露出している場合 有機ジンクリッチペイント30μm×2回塗(240g/m <sup>2</sup> /回、はけ塗)後、表-3.5.1の本体塗装系の第3層以降をはけにて塗装	有機ジンクリッチペイント30μm×2回塗(240g/m <sup>2</sup> /回、はけ塗)後、表-3.5.6の継手部塗装系(F-11)の第2層以降を塗装
	B	点状、線状の素地に達する傷	表-3.5.1の本体塗装系の第3層以降をはけにて塗装
	C	無機ジンクに達する傷	表-3.5.1の本体塗装系の第5層以降をはけにて塗装
D	エポキシ下塗に達する傷	表-3.5.1の本体塗装系の第5層以降をはけにて塗装	表-3.5.6の継手部塗装系(F-11)の第4層以降を塗装
C-2	A	鋼材素地が広範囲に露出しているか点状、線状の素地に達する傷	表-3.5.2の本体塗装系に準じはけにて塗り回数を増して塗装
	B	素地に達しない擦り傷	表-3.5.2の本体塗装系に準じ傷が達した層以降をはけにて塗り回数を増して塗装
E	A	全ての塗膜損傷	表-3.5.8に示す現場継手部のF-6塗装系に準じる
	B	点状、線状の素地に達する傷	表-3.5.12の本体塗装系に準じはけにて塗り回数を増して塗装
	C	変性エポキシ樹脂塗料及びエポキシ樹脂に達する傷	表-3.5.12の本体塗装系に準じ傷が達した層以降をはけにて塗り回数を増して塗装
S-4 S-5	D	中、上塗りの擦り傷	表-3.5.12の本体塗装系の中、上塗をはけにて塗装
	C	中、上塗りの擦り傷	表-3.5.12の本体塗装系の中、上塗をはけにて塗装
Z-3 Z-4	A	亜鉛めっき素地が広範囲に露出しているか点状、線状の素地に達する傷	表-3.5.13の本体塗装系に準じはけにて塗装
	D	中、上塗りの擦り傷	表-3.5.13の本体塗装系の中、上塗をはけにて塗装

- c. 補修塗装においては、素地調整された部分と周辺塗膜との段差をサンドペーパー等により少なくし、目粗しした後に塗装する。
- d. いずれの場合の補修塗装においても、塗装間隔は厳守しなければならない。

- ・表番号の修正
- ・表番号の修正

(6) 塗装検査

① 塗膜外観

- a. 塗膜にしわ、ふくれ、われ、はじき等、外観上の著しい欠陥がないことを確認しなければならない。
- b. 中塗りや上塗りの塗色は、塗り板見本と照合し、正常であることを確認しなければならない。

② 塗膜厚

- a. 塗装作業者は、事前に使用する塗料のウェット膜厚とドライ膜厚（乾燥塗膜厚）の関係を把握しておくとともに、試験塗装を行って、目標乾燥塗膜厚が得られるよう作業条件を確認しておき、塗装時にはウェットフィルムゲージで塗膜厚を管理する。
- b. ウェットフィルムゲージを用いて未乾燥膜厚を測定し、乾燥後の膜厚を推定する場合は、塗料の種類及びシンナーによる希釈率によって減厚の程度が著しく変わるので、あらかじめ試験塗料等によって使用塗料毎の減厚特性を調べておくものとする。
- c. ウェット膜厚の測定結果は、チェックシートに記載し、必要の都度、監督員に提出するものとする。
- d. 乾燥塗膜厚について、この編第4章「出来形管理」の規定による塗膜厚検査を行い、その結果（様式-1-24）を監督員に提出しなければならない。
- e. 乾燥塗膜厚測定時期は、塗装系ごとに次に示す各段階とし、塗膜が硬化乾燥してから塗膜厚測定を行う。
- f. 乾燥塗膜厚の測定は、2点調整式電磁膜厚計によるものとする。なお、2点調整式電磁膜厚計の0点調整は次により行う。
  - 7) 調整用鋼片は、厚さ6mm以上、大きさ50mm×50mm以上のミガキ鋼板（表面粗さ6 $\mu$ mRzjis以下）とし、測定する部分の鋼材と同材質のものとする。
  - 4) 膜厚標準片は測定する塗膜に近い厚さのものとする。
- g. 塗膜厚の測定は、部材ごと、作業姿勢ごと平均して測定できるよう配慮しなければならない。
- h. 亜鉛めっき面の塗膜厚測定では、亜鉛めっき厚も含む測定値となる。そのため、事前に亜鉛めっき厚を測定した上で塗膜厚測定を行い、塗膜厚を管理するものとする。また、この際、可能な限り亜鉛めっき厚測定箇所と同じ箇所でも塗膜厚測定を行うよう努めなければならない。

(6) 塗装検査

① 塗膜外観

- a. 塗膜にしわ、ふくれ、われ、はじき等、外観上の著しい欠陥がないことを確認しなければならない。
- b. 中塗りや上塗りの塗色は、塗り板見本と照合し、正常であることを確認しなければならない。

② 塗膜厚

- a. 塗装作業者は、事前に使用する塗料のウェット膜厚とドライ膜厚（乾燥塗膜厚）の関係を把握しておくとともに、試験塗装を行って、目標乾燥塗膜厚が得られるよう作業条件を確認しておき、塗装時にはウェットフィルムゲージで塗膜厚を管理する。
- b. ウェットフィルムゲージを用いて未乾燥膜厚を測定し、乾燥後の膜厚を推定する場合は、塗料の種類及びシンナーによる希釈率によって減厚の程度が著しく変わるので、あらかじめ試験塗料等によって使用塗料毎の減厚特性を調べておくものとする。
- c. ウェット膜厚の測定結果は、チェックシートに記載し、必要の都度、監督員に提出するものとする。
- d. 乾燥塗膜厚について、この編第4章「出来形管理」の規定による塗膜厚検査を行い、その結果（様式-1-24）を監督員に提出しなければならない。
- e. 乾燥塗膜厚測定時期は、塗装系ごとに次に示す各段階とし、塗膜が硬化乾燥してから塗膜厚測定を行う。
- f. 乾燥塗膜厚の測定は、2点調整式電磁膜厚計によるものとする。なお、2点調整式電磁膜厚計の0点調整は次により行う。
  - 7) 調整用鋼片は、厚さ6mm以上、大きさ50mm×50mm以上のミガキ鋼板（表面粗さ6 $\mu$ mRzjis以下）とし、測定する部分の鋼材と同材質のものとする。
  - 4) 膜厚標準片は測定する塗膜に近い厚さのものとする。
- g. 塗膜厚の測定は、部材ごと、作業姿勢ごと平均して測定できるよう配慮しなければならない。
- h. 亜鉛めっき面の塗膜厚測定では、亜鉛めっき厚も含む測定値となる。そのため、事前に亜鉛めっき厚を測定した上で塗膜厚測定を行い、塗膜厚を管理するものとする。また、この際、可能な限り亜鉛めっき厚測定箇所と同じ箇所でも塗膜厚測定を行うよう努めなければならない。

〈乾燥塗膜厚測定時期〉

- A-7塗装 : 無機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 工場塗装終了後
- C-2、E塗装系 : 工場塗装終了後
- T-1塗装系 : 工場塗装終了後
- F-11塗装系 : 工場又は現場塗装終了後
- F-12塗装系 : 有機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- F-5、F-6塗装系 : 工場又は現場塗装終了後
- V-2塗装系 : 現場塗装終了後
- S-4塗装系 : 無機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 工場塗装終了後
- S-5塗装系 : 有機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- Z塗装系 : 工場又は現場塗装終了後
- R-1塗装系 : 有機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- R-2塗装系 : 有機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- R-3塗装系 : 無機ジंकリッチペイント塗装終了後
- R-4塗装系 : 無機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- R-5塗装系 : 工場塗装終了後

イ. 外面用塗装系

工程		A-7 塗装系
		工場塗装
第1層	無機ジंकリッチペイント	○
第2層	ミストコート	—
第3層	エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

〈乾燥塗膜厚測定時期〉

- A-7塗装 : 無機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 工場塗装終了後
- C-2、E塗装系 : 工場塗装終了後
- T-1塗装系 : 工場塗装終了後
- F-11塗装系 : 工場又は現場塗装終了後
- F-12塗装系 : 有機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- F-5、F-6塗装系 : 工場又は現場塗装終了後
- V-2塗装系 : 現場塗装終了後
- S-4塗装系 : 無機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 工場塗装終了後
- S-5塗装系 : 有機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- Z塗装系 : 工場又は現場塗装終了後
- R-1塗装系 : 有機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- R-2塗装系 : 有機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- R-3塗装系 : 無機ジंकリッチペイント塗装終了後
- R-4塗装系 : 無機ジंकリッチペイント塗装終了後  
: 現場塗装終了後
- R-5塗装系 : 工場塗装終了後

イ. 外面用塗装系

工程		A-7 塗装系
		工場塗装
第1層	無機ジंकリッチペイント	○
第2層	ミストコート	—
第3層	エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

ロ. 内面用塗装系

工程		C-2 塗装系	
		工場塗装	
第1層	変性エポキシ樹脂塗料内面用	-	
第2層	変性エポキシ樹脂塗料内面用	○	

ハ. 鋼床版上面、添接板の塗装系

工程		E、T-1 塗装系	
		工場塗装	
第1層	無機ジンクリッチペイント	○	

二. 継手部塗装系

工程		F-11 塗装系	
		現場塗装	工場塗装
第1層	ミストコート	-	-
第2層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	-	-
第3層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	-	-
第4層	ふっ素樹脂塗料用中塗	-	-
第5層	ふっ素樹脂塗料上塗	○	○

工程		F-12 塗装系	
		現場塗装	
第1層	有機ジンクリッチペイント	-	
第2層	有機ジンクリッチペイント	○	
第3層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	-	
第4層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	-	
第5層	ふっ素樹脂塗料用中塗	-	
第6層	ふっ素樹脂塗料上塗	○	

ロ. 内面用塗装系

工程		C-2 塗装系	
		工場塗装	
第1層	変性エポキシ樹脂塗料内面用	-	
第2層	変性エポキシ樹脂塗料内面用	○	

ハ. 鋼床版上面、添接板の塗装系

工程		E、T-1 塗装系	
		工場塗装	
第1層	無機ジンクリッチペイント	○	

二. 継手部塗装系

工程		F-11 塗装系	
		現場塗装	工場塗装
第1層	ミストコート	-	-
第2層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	-	-
第3層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	-	-
第4層	ふっ素樹脂塗料用中塗	-	-
第5層	ふっ素樹脂塗料上塗	○	○

工程		F-12 塗装系	
		現場塗装	
第1層	有機ジンクリッチペイント	-	
第2層	有機ジンクリッチペイント	○	
第3層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	-	
第4層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	-	
第5層	ふっ素樹脂塗料用中塗	-	
第6層	ふっ素樹脂塗料上塗	○	

ホ. 内面の継手部塗装系

工程		F-5 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	—
第2層	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	○

へ. 鋼床版上面の現場溶接部

工程		F-6 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	有機ジンクリッチペイント	—
第2層	有機ジンクリッチペイント	○

ト. 支 承

工程		S-4 塗装系
		工場塗装
第1層	無機ジンクリッチペイント	○
第2層	ミストコート	—
第3層	エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

工程		S-5 塗装系
		現場塗装
第1層	有機ジンクリッチペイント	—
第2層	有機ジンクリッチペイント	○
第3層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第6層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

チ. 亜鉛めっき面

工程		Z 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料下塗	—
第2層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第3層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

ホ. 内面の継手部塗装系

工程		F-5 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	—
第2層	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	○

へ. 鋼床版上面の現場溶接部

工程		F-6 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	有機ジンクリッチペイント	—
第2層	有機ジンクリッチペイント	○

ト. 支 承

工程		S-4 塗装系
		工場塗装
第1層	無機ジンクリッチペイント	○
第2層	ミストコート	—
第3層	エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

工程		S-5 塗装系
		現場塗装
第1層	有機ジンクリッチペイント	—
第2層	有機ジンクリッチペイント	○
第3層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第6層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

チ. 亜鉛めっき面

工程		Z 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料下塗	—
第2層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第3層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

リ. 補強鋼板

工程		R-1 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	有機ジンクリッチペイント	—
第2層	有機ジンクリッチペイント	○
第3層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第6層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

工程		R-2 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	有機ジンクリッチペイント	—
第2層	有機ジンクリッチペイント	○
第3層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	—
第4層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	—
第5層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	○

工程		R-3 塗装系
		工場塗装
第1層	無機ジンクリッチペイント	○

工程		R-4 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	無機ジンクリッチペイント	○
第2層	ミストコート	—
第3層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第6層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

工程		R-5 塗装系
		工場塗装
プライマー	長ばく形エッチングプライマー	○

注1) ○部が膜厚測定時期を示す。(当該塗装工程終了時)

リ. 補強鋼板

工程		R-1 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	有機ジンクリッチペイント	—
第2層	有機ジンクリッチペイント	○
第3層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第6層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

工程		R-2 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	有機ジンクリッチペイント	—
第2層	有機ジンクリッチペイント	○
第3層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	—
第4層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	—
第5層	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	○

工程		R-3 塗装系
		工場塗装
第1層	無機ジンクリッチペイント	○

工程		R-4 塗装系
		工場又は現場塗装
第1層	無機ジンクリッチペイント	○
第2層	ミストコート	—
第3層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第4層	変性エポキシ樹脂塗料下塗	—
第5層	ふっ素樹脂塗料用中塗	—
第6層	ふっ素樹脂塗料上塗	○

工程		R-5 塗装系
		工場塗装
プライマー	長ばく形エッチングプライマー	○

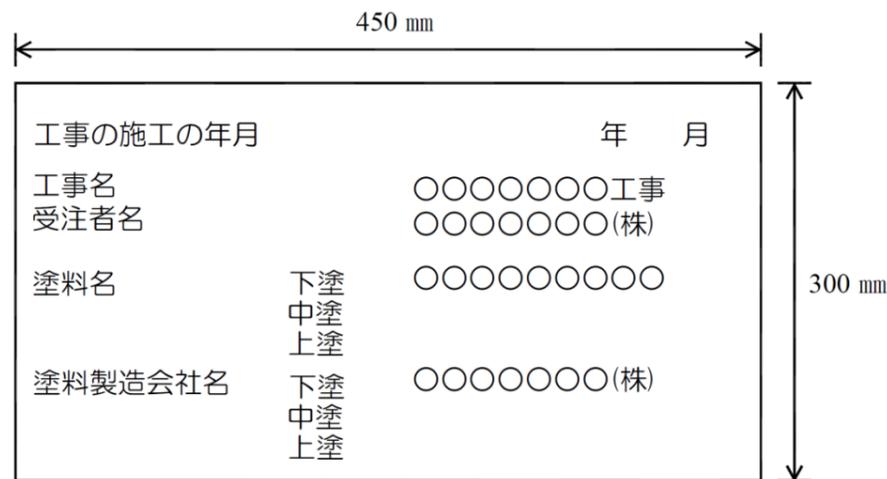
注1) ○部が膜厚測定時期を示す。(当該塗装工程終了時)

(7) 施工管理記録

- ① 塗装工程における次の項目の管理状況を記録（様式-1-23）し、監督員に提出しなければならない。なお、記録は橋脚の場合は1基ごとに、桁の場合は1径間ごと（以下「構造物単位」という。）に作成するものとする。
- a. 塗料の管理                      c. 塗装前の状態      e. 塗膜厚
  - b. 作業条件及び塗装方法      d. 塗膜外観
- ② 塗料使用量の確認のため、充缶及び空缶の数量をカラー写真で記録しておかなければならない。
- ③ 作業条件については、次の項目について記録を行うものとする。
- a. 作業年月日              c. 気温              e. 環境
  - b. 天候                      d. 湿度              f. その他
- なお、気温、湿度は常に変化するので、着手前、作業中、作業終了時等、適時確認するものとする。
- ④ 塗装方法については、写真で記録するものとする。
- ⑤ 塗装前の状態を写真で記録（構造物単位につき5枚程度）し、次のとおり塗装に適することを確認するものとする。
- a. 塗装開始前は、素地調整の状態（発錆の有無、塵埃の有無、結露の有無等）。
  - b. 第2層目以降の場合は、被塗装面が乾燥状態に達していること。
- ⑥ 記録写真は、各施工段階ごとにカラーで撮影し、監督員に提出しなければならない。

(8) 塗装記録の表示

当該工事区間の起終端には、**図-3.5.3**に示す様式の塗装記録を表示しなければならない。なお、表示位置は**図-3.5.4**によるものとする。



(注) 字体は丸ゴシック体、色は原則として白又は黒、外枠の太さは5mmとする。

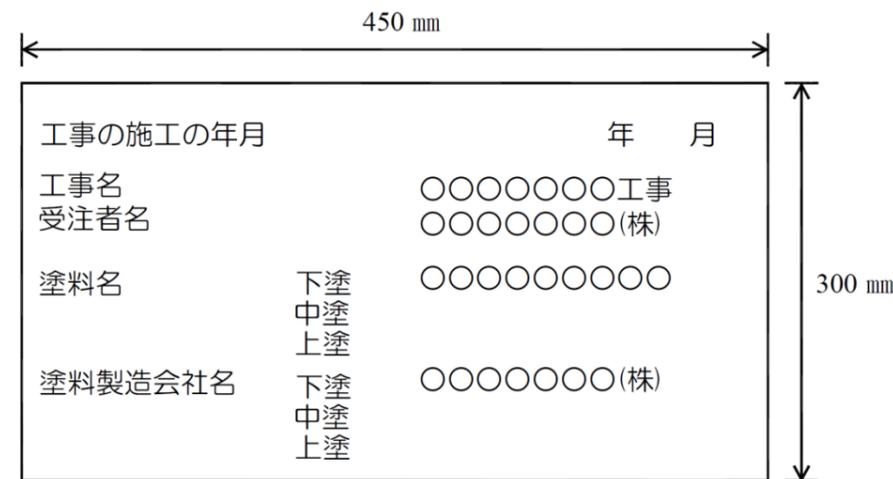
**図-3.5.3** 塗装記録

(7) 施工管理記録

- ① 塗装工程における次の項目の管理状況を記録（様式-1-23）し、監督員に提出しなければならない。なお、記録は橋脚の場合は1基ごとに、桁の場合は1径間ごと（以下「構造物単位」という。）に作成するものとする。
- a. 塗料の管理                      c. 塗装前の状態      e. 塗膜厚
  - b. 作業条件及び塗装方法      d. 塗膜外観
- ② 塗料使用量の確認のため、充缶及び空缶の数量をカラー写真で記録しておかなければならない。
- ③ 作業条件については、次の項目について記録を行うものとする。
- a. 作業年月日              c. 気温              e. 環境
  - b. 天候                      d. 湿度              f. その他
- なお、気温、湿度は常に変化するので、着手前、作業中、作業終了時等、適時確認するものとする。
- ④ 塗装方法については、写真で記録するものとする。
- ⑤ 塗装前の状態を写真で記録（構造物単位につき5枚程度）し、次のとおり塗装に適することを確認するものとする。
- a. 塗装開始前は、素地調整の状態（発錆の有無、塵埃の有無、結露の有無等）。
  - b. 第2層目以降の場合は、被塗装面が乾燥状態に達していること。
- ⑥ 記録写真は、各施工段階ごとにカラーで撮影し、監督員に提出しなければならない。

(8) 塗装記録の表示

当該工事区間の起終端には、**図-3.5.8**に示す様式の塗装記録を表示しなければならない。なお、表示位置は**図-3.5.9**によるものとする。

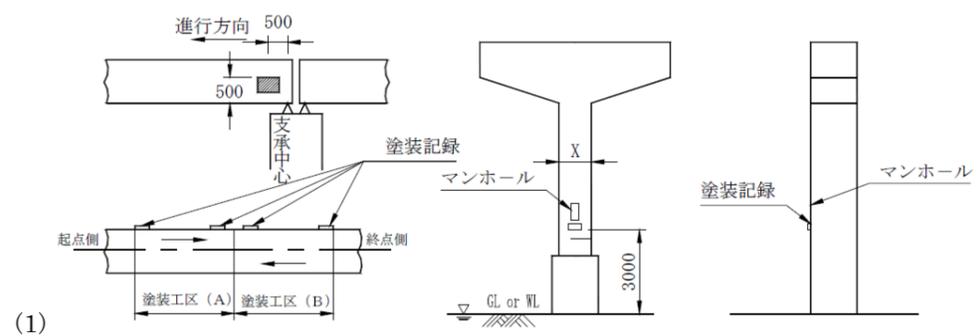


(注) 字体は丸ゴシック体、色は原則として白又は黒、外枠の太さは5mmとする。

**図-3.5.8** 塗装記録

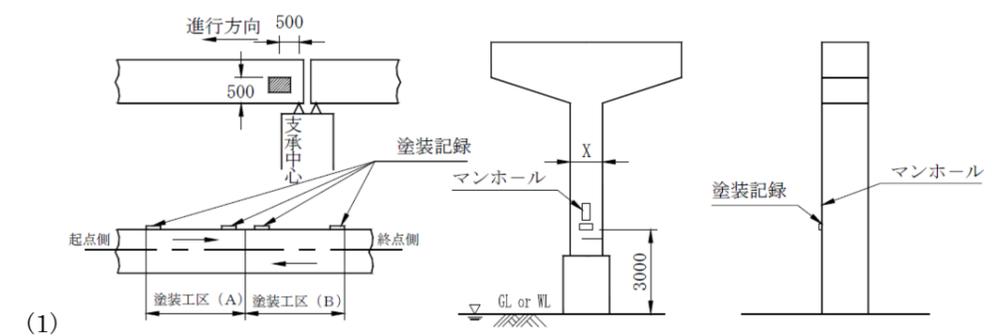
・ 図番号の修正

・ 図番号の修正



注：マンホールのある側に設置するものとし、マンホールのない場合は起点側とする。

図-3.5.4 塗装記録表示位置



注：マンホールのある側に設置するものとし、マンホールのない場合は起点側とする。

図-3.5.9 塗装記録表示位置

第9節 コンクリート工

3.9.5 準備

《規定事項》

- 工事着手後、この編第1章第1節 1.1.23 「設計図書の照査等」に基づき、設計図書の照査を行うこと。
- 設計図書照査報告書は、必要な書類を添付の上、監督員へ報告しなければならない。

3.9.19 しゅん工検査

《規定事項》

- 工事着手後、この編第1章第1節 1.1.36 「工事のしゅん工」に基づき、しゅん工届を提出し、しゅん工検査を受けなければならない。
- しゅん工検査に当たっては、下記に基づき必要な書類及びしゅん工図書を作成の上、監督員へ提出しなければならない。
  - ・第1編第1章第4節 1.4.2 「しゅん工検査及び一部しゅん工検査」
  - ・第1編第1章第5節 「工事しゅん工図書」
  - ・関係基準 「電子納品に関する手引き」

第9節 コンクリート工

3.9.5 準備

《規定事項》

- 工事着手後、この編第1章第1節 1.1.22 「設計図書の照査等」に基づき、設計図書の照査を行うこと。
- 設計図書照査報告書は、必要な書類を添付の上、監督員へ報告しなければならない。

3.9.19 しゅん工検査

《規定事項》

- 工事着手後、この編第1章第1節 1.1.35 「工事のしゅん工」に基づき、しゅん工届を提出し、しゅん工検査を受けなければならない。
- しゅん工検査に当たっては、下記に基づき必要な書類及びしゅん工図書を作成の上、監督員へ提出しなければならない。
  - ・第1編第1章第4節 1.4.2 「しゅん工検査及び一部しゅん工検査」
  - ・第1編第1章第5節 「工事しゅん工図書」
  - ・関係基準 「電子納品に関する手引き」

・ 図番号の修正

項目の修正

項目の修正

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第1編 共通</p> <p>第5章 様式集</p> <p>2025年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第1編 共通</p> <p>第5章 様式集</p> <p>2024年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

<p style="text-align: center;"><b>「工事打合せ簿」添付資料の例示</b></p> <p>下記は、代表的な手続書類の例示であるため、実際の適用に当たっては、監督員と協議の上、発議事項の内容や目的に応じて、必要な資料等を添付すること。</p> <p>なお、打合せ簿に記載する内容は、別紙参照として添付資料によることができる。</p> <p>◇<u>創意工夫等の提出</u>  [記入事項]  ・特になし。  [添付資料]  ・『<b>創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式）</b>』とその『説明資料』を添付すること。</p> <p>◇<u>工事用地等の使用</u>（土木工事共通仕様書 第1編第1章第1節 <b>1.1.22</b>）  ・対象場所、使用期間、使用目的、使用方法等</p>	<p style="text-align: center;"><b>「工事打合せ簿」添付資料の例示</b></p> <p>下記は、代表的な手続書類の例示であるため、実際の適用に当たっては、監督員と協議の上、発議事項の内容や目的に応じて、必要な資料等を添付すること。</p> <p>なお、打合せ簿に記載する内容は、別紙参照として添付資料によることができる。</p> <p>◇<u>創意工夫等の提出</u>  [記入事項]  ・特になし。  [添付資料]  ・『<b>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式）</b>』とその『説明資料』を添付すること。</p> <p>◇<u>工事用地等の使用</u>（土木工事共通仕様書 第1編第1章第1節 <b>1.1.21</b>）  ・対象場所、使用期間、使用目的、使用方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（様式-1-1）の注記：添付資料名の修正</li> <li>・項目の修正</li> </ul>
---	--	---

改定理由	
------	--

注意事項	
------	--

工種 (頁)	—	改定年月日	2025 年 7 月 1 日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第 1 編 共 通</p> <p style="text-align: center;">付 録 (工事関係書類一覧表)</p> <p style="text-align: center;">2025 年 7 月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第 1 編 共 通</p> <p style="text-align: center;">付 録 (工事関係書類一覧表)</p> <p style="text-align: center;">2024 年 7 月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>



契約・工事関係書類・手続一覧【変更契約時、内容変更時】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発注者名										受領者名		参照元規程等・様式		備考			
		分類	書類名称				受注者	阪神高速	阪神高速	受注者	阪神高速	規程等		様式	補定等									
受注者	受注者	【契約関係書類】																						
		請負代金内訳書	○ 請負代金内訳書	20日以内	○	-	-	○												契、現説	現説			
		○ 工事費内訳明細書	契約締結時	○	-	-	○													契、現説	右記	様式は、金銭計算と関係		
		契約の保証	○ 契約保証	契約締結時	○	-	-	○												契、現説	任意	手続は保証方法による		
		工程表	○ 工程表	20日以内	○	-	-	○												現説	現説			
		技術者届																						

契約・工事関係書類・手続一覧【変更契約時、内容変更時】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発注者名										受領者名		参照元規程等・様式		備考				
		分類	書類名称				受注者	阪神高速	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	規程等	様式	補定等					
受注者	受注者	【契約関係書類】																							
		請負代金内訳書	○ 請負代金内訳書	20日以内	○	-	-	○												契、現説	現説				
		○ 工事費内訳明細書	契約締結時	○	-	-	○													契、現説	右記	様式は、金銭計算と関係			
		契約の保証	○ 契約保証	契約締結時	○	-	-	○												契、現説	任意	手続は保証方法による			
		工程表	○ 工程表	20日以内	○	-	-	○												現説	現説				
		技術者届																							

・【変更契約時、内容変更時】 契約保証：電子証明の導入に伴い、書類形式を「電子」に変更

契約・工事関係書類・手続一覧【しゅん工事、しゅん工後】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発注者名										受領者名		参照元規程等・様式		備考			
		分類	書類名称				受注者	阪神高速	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	規程等	様式	補定等				
受注者	受注者	【契約関係書類】																						
		しゅん工事	一部しゅん工事	-	○	-	-	○												契、現説、共仕	現説	中間検査を含む		
		○ しゅん工事	-	○	-	-	○													契、現説、共仕	現説			
		工事目的物引渡書	○ 工事目的物引渡書	検査合格後14日以内	○	-	-	○												契、現説	現説			
		検査関係	○ しゅん工図書	検査合格後14日以内	○	-	-	○												共仕	-	電子納品の手引き参照		
		しゅん工代金請求書	一部しゅん工代金請求書	検査合格後	○	-	-	○												契、現説	現説			
		○ しゅん工代金請求書	検査合格後	○	-	-	○													契、現説	現説	支払いは請求日から30日以内		
		【品質・施工管理】																						
		創意工夫	創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事完了前	○	-	-	○													共仕	共仕		
		その他	会社用地等使用許可願	現場着手前	○	-	-	○													共仕	任意	返却時の報告	
	仮設工引継書	工事着手前	○	-	-	○													共仕	任意				
	くいの返還	工事着手前	○	-	-	○													共仕	任意				

契約・工事関係書類・手続一覧【しゅん工事、しゅん工後】

手続時期	作成者	書類分類・名称		手続期限等	書類形式	押印	発注者名										受領者名		参照元規程等・様式		備考			
		分類	書類名称				受注者	阪神高速	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	受注者	阪神高速	規程等	様式	補定等				
受注者	受注者	【契約関係書類】																						
		しゅん工事	一部しゅん工事	-	○	-	-	○												契、現説、共仕	現説	中間検査を含む		
		○ しゅん工事	-	○	-	-	○													契、現説、共仕	現説			
		工事目的物引渡書	○ 工事目的物引渡書	検査合格後14日以内	○	-	-	○												契、現説	現説			
		検査関係	○ しゅん工図書	検査合格後14日以内	○	-	-	○												共仕	-	電子納品の手引き参照		
		しゅん工代金請求書	一部しゅん工代金請求書	検査合格後	○	-	-	○												契、現説	現説			
		○ しゅん工代金請求書	検査合格後	○	-	-	○													契、現説	現説	支払いは請求日から30日以内		
		【品質・施工管理】																						
		創意工夫	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事完了前	○	-	-	○													共仕	共仕		
		その他	会社用地等使用許可願	現場着手前	○	-	-	○													共仕	任意	返却時の報告	
	仮設工引継書	工事着手前	○	-	-	○													共仕	任意				
	くいの返還	工事着手前	○	-	-	○													共仕	任意				

・【しゅん工事】 書類名の修正

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第1編 共通</p> <p>付録表</p> <p>2025年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第1編 共通</p> <p>付録表</p> <p>2024年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

表-3.9.12 レディーミクストコンクリート

- ※1日の打設量が150㎡以下の場合は1回、150㎡を超える場合は150㎡毎の実施と150㎡未満の端数を含む。
  - 注1) 供試体は、1回3個採取すること。
  - 注2) 各試験の試料採取は打込み箇所で行うことを標準とする。ただし、打込み箇所での採取が困難な場合、床版以外の構造物については、監督員と協議の上、荷卸し地点で採取できるものとする。
  - 注3) スランプの管理値は土木学会コンクリートライブラリー145「施工性能にもとづくコンクリートの配合設計・施工指針(2016年版)」等を参考に、監督員と協議の上、必要に応じて変更できるものとする。
  - 注4) 一般RC構造物の圧縮強度用標準養生供試体の採取分類について、同一種別コンクリート全量が10㎡未満の小規模工事に対して適用しないことを標準とする。ただし、監督員が指示した場合は、この限りではない。
  - 注5) プレストレストコンクリートは、第2編第5章第3節「コンクリート主筋製作工」の規定による。
  - 注6) 現場養生供試体の型枠脱型時期の確認のための頻度は、原則としてコンクリート打込みごとに1回とする。
  - 注7) 単位水量の上限值については標準であり、低強度コンクリート等適正な配合が困難な場合にはこの限りではない。
  - 注8) 上記の規定等により難い場合は、構造物条件や現場条件を踏まえて所要の検討を行い、監督員の承認を得た上で、コンクリート標準示方書[施工編・検査標準]4章(コンクリート)によることができるものとする。
  - 注9) 荷卸し時等に品質の変化が認められた時は、上表の時期・頻度によらず適宜試験を行い確認を行うこと。
  - 注10) 軽量コンクリートについては、圧縮強度試験用供試体の採取時にJIS A 1116(フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法)に従い、単位容積質量を測定しなければならない。
- なお、その測定値は、設計において設定した範囲内にあり、配合から計算した値との差が50kg/m<sup>3</sup>以内でなければならない。

表-2.7.6 路盤材料

(c)鉄鋼スラグ JIS A 5015

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
水硬性 粒状調整 鉄鋼 スラグ (HMS)	粒度	JIS A 5015に適合すること	JIS A 5015 (選別用鉄鋼スラグ)	工事開始前 その他、 品質変動が生じる場合	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承認	下層路盤 材料 又は 上層路盤 材料	品質証明書 及び 様式-1-28
	呈色判定	呈色なし								
	単位容積質量	1.50kg/ℓ以上								
	一軸圧縮強度	1.2MPa以上								
	修正CBR	80%以上								
	水浸膨脹比	1.0%以下								
粒状調整 鉄鋼 スラグ (MS)	粒度	JIS A 5015に適合すること	JIS A 5015 (選別用鉄鋼スラグ)	工事開始前 その他、 品質変動が生じる場合	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承認	下層路盤 材料 又は 上層路盤 材料	品質証明書 及び 様式-1-28
	呈色判定	呈色なし								
	単位容積質量	1.50kg/ℓ以上								
	一軸圧縮強度	-								
	修正CBR	80%以上								
	水浸膨脹比	1.0%以下								
クラッシュラン 鉄鋼 スラグ (CS)	粒度	JIS A 5015に適合すること	JIS A 5015 (選別用鉄鋼スラグ)	工事開始前 その他、 品質変動が生じる場合	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承認	下層路盤 材料 又は 上層路盤 材料	品質証明書 及び 様式-1-28
	呈色判定	呈色なし								
	単位容積質量	-								
	一軸圧縮強度	-								
	修正CBR	80%以上								
	水浸膨脹比	1.0%以下								

※呈色判定は、高炉除渣スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。  
 ※水浸膨脹比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。  
 ※水硬性粒状調整鉄鋼スラグ、粒状調整鉄鋼スラグ、及びクラッシュラン鉄鋼スラグに用いる製鋼スラグは、6か月以上エージングしたものでなければならない。  
 ※電気炉スラグを3か月以上エージングした後の水浸膨脹比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、エージング期間を短縮することができる。

表-3.9.12 レディーミクストコンクリート

- ※1日の打設量が150㎡以下の場合は1回、150㎡を超える場合は150㎡毎の実施と150㎡未満の端数を含む。
  - 注1) 供試体は、1回3個採取すること。
  - 注2) 各試験の試料採取は打込み箇所で行うことを標準とする。ただし、打込み箇所での採取が困難な場合、床版以外の構造物については、監督員と協議の上、荷卸し地点で採取できるものとする。
  - 注3) スランプの管理値は土木学会コンクリートライブラリー145「施工性能にもとづくコンクリートの配合設計・施工指針(2016年版)」等を参考に、監督員と協議の上、必要に応じて変更できるものとする。
  - 注4) 一般RC構造物の圧縮強度用標準養生供試体の採取分類について、同一種別コンクリート全量が10㎡未満の小規模工事に対して適用しないことを標準とする。ただし、監督員が指示した場合は、この限りではない。
  - 注5) プレストレストコンクリートは、第2編第5章第3節「コンクリート主筋製作工」の規定による。
  - 注6) 現場養生供試体の型枠脱型時期の確認のための頻度は、原則としてコンクリート打込みごとに1回とする。
  - 注7) 単位水量の上限值については標準であり、低強度コンクリート等適正な配合が困難な場合にはこの限りではない。
  - 注8) 上記の規定等により難い場合は、構造物条件や現場条件を踏まえて所要の検討を行い、監督員の承認を得た上で、コンクリート標準示方書[施工編・検査標準]5章(レディーミクストコンクリートの検査)によることができるものとする。
  - 注9) 荷卸し時等に品質の変化が認められた時は、上表の時期・頻度によらず適宜試験を行い確認を行うこと。
  - 注10) 軽量コンクリートについては、圧縮強度試験用供試体の採取時にJIS A 1116(フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法)に従い、単位容積質量を測定しなければならない。
- なお、その測定値は、設計において設定した範囲内にあり、配合から計算した値との差が50kg/m<sup>3</sup>以内でなければならない。

表-2.7.6 路盤材料

(c)鉄鋼スラグ JIS A 5015

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
水硬性 粒状調整 鉄鋼 スラグ (HMS)	粒度	JIS A 5015に適合すること	JIS A 5015 (選別用鉄鋼スラグ)	工事開始前 その他、 品質変動が生じる場合	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承認	下層路盤 材料 又は 上層路盤 材料	品質証明書 及び 様式-1-28
	呈色判定	呈色なし								
	単位容積質量	1.50kg/ℓ以上								
	一軸圧縮強度	1.2MPa以上								
	修正CBR	80%以上								
	水浸膨脹比	1.5%以下								
粒状調整 鉄鋼 スラグ (MS)	粒度	JIS A 5015に適合すること	JIS A 5015 (選別用鉄鋼スラグ)	工事開始前 その他、 品質変動が生じる場合	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承認	下層路盤 材料 又は 上層路盤 材料	品質証明書 及び 様式-1-28
	呈色判定	呈色なし								
	単位容積質量	1.50kg/ℓ以上								
	一軸圧縮強度	-								
	修正CBR	80%以上								
	水浸膨脹比	1.5%以下								
クラッシュラン 鉄鋼 スラグ (CS)	粒度	JIS A 5015に適合すること	JIS A 5015 (選別用鉄鋼スラグ)	工事開始前 その他、 品質変動が生じる場合	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承認	下層路盤 材料 又は 上層路盤 材料	品質証明書 及び 様式-1-28
	呈色判定	呈色なし								
	単位容積質量	-								
	一軸圧縮強度	-								
	修正CBR	80%以上								
	水浸膨脹比	1.5%以下								

※呈色判定は、高炉除渣スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。  
 ※水浸膨脹比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。  
 ※水硬性粒状調整鉄鋼スラグ、粒状調整鉄鋼スラグ、及びクラッシュラン鉄鋼スラグに用いる製鋼スラグは、6か月以上エージングしたものでなければならない。  
 ※電気炉スラグを3か月以上エージングした後の水浸膨脹比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、エージング期間を短縮することができる。

参照元の修正

・JIS 改正に伴う変更：JIS A 5015

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="371 934 994 1008">第2編 建設工事</p> <p data-bbox="430 1123 934 1176">第8章 トンネル工事</p> <p data-bbox="563 1522 801 1575">2025年7月</p> <p data-bbox="430 1680 949 1732">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1469 934 2092 1008">第2編 建設工事</p> <p data-bbox="1528 1123 2033 1176">第8章 トンネル工事</p> <p data-bbox="1662 1522 1899 1575">2024年7月</p> <p data-bbox="1528 1680 2047 1732">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2344 1512 2626 1543">改定に伴う西暦変更</p>

第5節 支保工

8.5.3 吹付工

(2) 吹付け

- ④ 吹付けコンクリート作業中は、環境を良好に保つため、集じん設備を配置しなければならない。

第5節 支保工

8.5.3 吹付工

(2) 吹付け

- ④ 吹付コンクリート作業中は、環境を良好に保つため、集じん設備を配置しなければならない。

脱字

改定理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第2編 建設工事</p> <p>第11章 舗装工事</p> <p>2025年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第2編 建設工事</p> <p>第11章 舗装工事</p> <p>2023年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

<p><b>第3節 舗装工</b>  <b>11.3.4 準備</b>  《規定事項》  <input type="checkbox"/> 工事着手後、この編第1章第1節 1.1.23 「設計図書の照査等」に基づき、設計図書の照査を行うこと。</p> <p><b>11.3.23 しゅん工検査</b>  《規定事項》  <input type="checkbox"/> 工事着手後、この編第1章第1節 1.1.36 「工事のしゅん工」に基づき、しゅん工届を提出し、しゅん工検査を受けなければならない。</p>	<p><b>第3節 舗装工</b>  <b>11.3.4 準備</b>  《規定事項》  <input type="checkbox"/> 工事着手後、この編第1章第1節 1.1.22 「設計図書の照査等」に基づき、設計図書の照査を行うこと。</p> <p><b>11.3.23 しゅん工検査</b>  《規定事項》  <input type="checkbox"/> 工事着手後、この編第1章第1節 1.1.35 「工事のしゅん工」に基づき、しゅん工届を提出し、しゅん工検査を受けなければならない。</p>	<p>項目の修正</p> <p>項目の変更</p>
<p>改訂理由</p>		
<p>注意事項</p>		

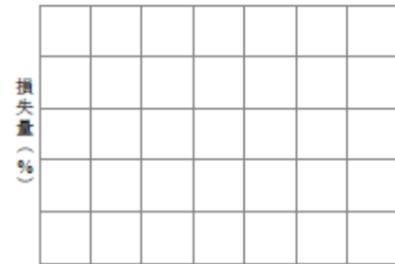
工種 (頁)	—	改訂年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)	現行 (元)			備考
<p data-bbox="379 737 991 814">第2編 建設工事</p> <p data-bbox="492 947 878 1003">第13章 様式集</p> <p data-bbox="557 1434 807 1482">2025年 7月</p> <p data-bbox="427 1541 943 1593">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1478 737 2089 814">第2編 建設工事</p> <p data-bbox="1590 947 1976 1003">第13章 様式集</p> <p data-bbox="1656 1434 1905 1482">2019年 7月</p> <p data-bbox="1525 1541 2041 1593">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2338 1430 2588 1461">改定に伴う西暦変更</p>		

(様式-2-62)

カンタプロ試験

工事名	突固め温度
混合物の種類	試験温度
ハイター加熱温度	試験年月日 年 月 日
混合温度	試験者

項目 アス量	番号	見掛け密度 (g/cm <sup>3</sup> )	空隙率 (%)	試験前質量 (g)	試験後質量 (g)	損失量 (g)	損失率 (%)
%	1						
	2						
	3						
%	1						
	2						
	3						
%	1						
	2						
	3						
%	1						
	2						
	3						



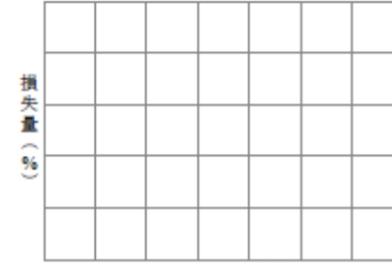
最適アスファルト量 \_\_\_\_\_ %

(様式-2-62)

カンタプロ試験

工事名	突固め温度
混合物の種類	試験温度
ハイター加熱温度	試験年月日 年 月 日
混合温度	試験者

項目 アス量	番号	見掛け密度 (g/cm <sup>3</sup> )	空隙率 (%)	試験前質量 (g)	試験後質量 (g)	損失量 (g)	損失率 (%)
%	1						
	2						
	3						
%	1						
	2						
	3						
%	1						
	2						
	3						
%	1						
	2						
	3						



最適アスファルト量 \_\_\_\_\_ %

文字の修正

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改訂年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="379 739 985 814">第3編 補修工事</p> <p data-bbox="427 949 937 999">第3章 舗装補修工事</p> <p data-bbox="557 1436 807 1478">2025年 7月</p> <p data-bbox="427 1545 937 1596">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1478 739 2083 814">第3編 補修工事</p> <p data-bbox="1525 949 2036 999">第3章 舗装補修工事</p> <p data-bbox="1656 1436 1905 1478">2023年 7月</p> <p data-bbox="1525 1545 2036 1596">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1436 2588 1461">改定に伴う西暦変更</p>

**第4節 路面標示工**

**3.4.2 材料**

区画線工の材料は、第1編第2章第7節 2.7.15「路面標示材料」の規定によるものとする。

**第4節 路面標示工**

**3.4.2 材料**

区画線工の材料は、第1編第2章第7節 2.7.11「路面標示材料」の規定によるものとする。

項目の修正

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第3編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第5章 伸縮継手補修工事</p> <p style="text-align: center;">2025年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第3編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第5章 伸縮継手補修工事</p> <p style="text-align: center;">2019年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第4節 伸縮継手補修工

5.4.1 一般事項

(2) 施工計画

- ④ 後打ちコンクリートに使用するコンクリートは、原則として超速硬コンクリートとし、第1編第2章第5節 2.5.6「超速硬コンクリート」の規定によるものとする。

第4節 伸縮継手補修工

5.4.1 一般事項

(2) 施工計画

- ④ 後打ちコンクリートに使用するコンクリートは、原則として超速硬コンクリートとし、第1編第2章第5節 2.5.4「超速硬コンクリート」の規定によるものとする。

項目の修正

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改定年月日	2025年 7月 1日	公表 <input checked="" type="radio"/> 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 911 1026 1100">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="451 1230 920 1352">工事現場における 保安施設の設置基準</p> <p data-bbox="557 1545 807 1591">2025年 7月</p> <p data-bbox="427 1692 949 1743">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1448 911 2125 1100">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1549 1230 2018 1352">工事現場における 保安施設の設置基準</p> <p data-bbox="1656 1545 1905 1591">2024年 7月</p> <p data-bbox="1525 1692 2047 1743">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1512 2623 1541">改定に伴う西暦変更</p>

第9節 高速道路上の保安施設

9.4 交通誘導警備員

9.4.2 交通誘導警備員の任務等

(1) 交通誘導警備員は、作業員の安全確保及び通行車両の監視・誘導、**保安施設の設置撤去、標識車等の運転**にあたることを任務とする。また、任務中はいかなる場合も工事作業に従事してはならない。

9.6 標識車

9.6.1 標識車の仕様は次によるものとする。(図-3.9.2)

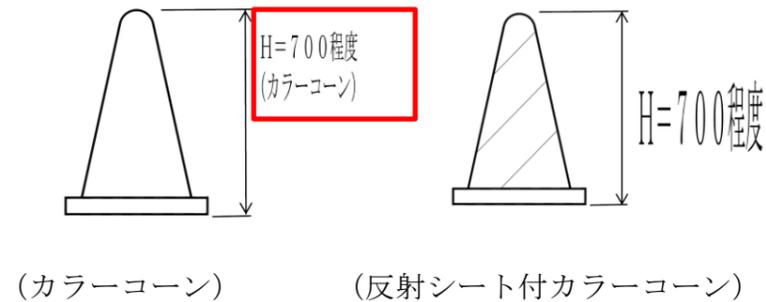
- (1) **標識車**後部にはクッションドラム等を搭載すること。
- (2) 標識板は、内照式とする。
- (3) 回転灯は黄色とし、その視認距離は、200m以上とする。

9.6.2 標識車は、その使用に際しては次の事項に留意しなければならない。

(1) 標識車は、万一の場合には進入車両を阻止し、作業員等の防護役を果たすものであるため、その荷台には作業員はもちろん、工事用資材等**(標識車搭載の内照式標識板用発電機を除く)**を載せてはならない。

9.7 規制器材

(5) カラーコーン



第9節 高速道路上の保安施設

9.4 交通誘導警備員

9.4.2 交通誘導警備員の任務等

(1) 交通誘導警備員は、作業員の安全確保及び通行車両の監視・誘導にあたることを任務とする。また、任務中はいかなる場合も工事作業に従事してはならない。

9.6 標識車

9.6.1 標識車の仕様は次によるものとする。(図-3.9.2)

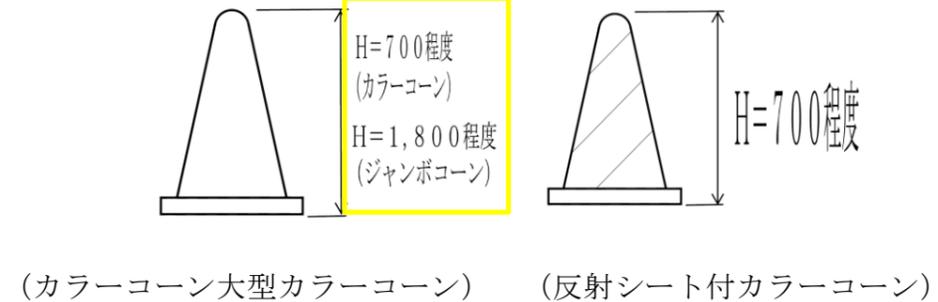
- (1) **定置式規制時に使用する標識車は4 t車を標準とする。**
- (2) 後部にはクッションドラム等を搭載すること。
- (3) 標識板は、内照式とする。
- (4) 回転灯は黄色とし、その視認距離は、200m以上とする。

9.6.2 標識車は、その使用に際しては次の事項に留意しなければならない。

(1) 標識車は、万一の場合には進入車両を阻止し、作業員等の防護役を果たすものであるため、その荷台には作業員はもちろん、工事用資材等を載せてはならない。

9.7 規制器材

(5) カラーコーン



交通誘導警備員の任務を詳細に記載

使用する標識車は「大阪管理部保安施設マニュアル」又は「神戸管理部 保安施設マニュアル」等の内容に従うため、文言を削除

内照式標識板用発電機は必要であるため、文言を修正

大型カラーコーン廃止に伴い、文言を削除

改定理由

注意事項

工種 (頁)	改訂年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 722 1026 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="480 1050 896 1100">工事写真撮影要領</p> <p data-bbox="557 1453 807 1503">2025年 7月</p> <p data-bbox="427 1604 949 1654">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 722 2125 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1578 1050 1994 1100">工事写真撮影要領</p> <p data-bbox="1656 1453 1905 1503">2023年 7月</p> <p data-bbox="1525 1604 2047 1654">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1470 2617 1503">改定に伴う西暦の変更</p>

## 第 11 節 小黑板情報の電子化

### 11.1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、本撮影要領「第 6 節撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対象工事の承諾を得るに際し、使用機器の仕様等について記載又は添付するものとする。

使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。なお、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### 11.4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、11.2 に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお、受注者は納品に際して、改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

#### 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

## 第 11 節 小黑板情報の電子化

### 11.1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、本撮影要領「第 6 節撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対象工事の承諾を得るに際し、使用機器の仕様等について記載又は添付するものとする。

使用機器の事例として、URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。なお、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### 11.4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、11.2 に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお、受注者は納品に際して、改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

#### 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

参照元の修正

参照元の修正

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	改訂年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 722 1026 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="332 1045 1044 1100">あと施工アンカー施工要領(案)</p> <p data-bbox="557 1453 807 1499">2025年 7月</p> <p data-bbox="427 1600 943 1654">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 722 2125 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1430 1045 2142 1100">あと施工アンカー施工要領(案)</p> <p data-bbox="1656 1453 1905 1499">2019年 7月</p> <p data-bbox="1525 1600 2041 1654">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1470 2617 1499">改定に伴う西暦の変更</p>

**第1節 総則**

**1.1 適用範囲**

**【解説】**

この要領（案）は、現時点の知見に基づきとりまとめたものであり、あと施工アンカーの評価方法や施工については各団体において検討が進められていることから、新たな知見にも留意が必要である。また、「**コンクリートのあと施工アンカー工法の設計・施工・維持管理指針（案）**」（土木学会）も参考にするとよい。

**第1節 総則**

**1.1 適用範囲**

**【解説】**

この要領（案）は、現時点の知見に基づきとりまとめたものであり、あと施工アンカーの評価方法や施工については各団体において検討が進められていることから、新たな知見にも留意が必要である。また、「**コンクリートのあと施工アンカー工法の設計・施工指針（案）**」（土木学会）も参考にするとよい。

参考元の修正

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改定年月日	2025年 7月 1日	公表 <input checked="" type="radio"/> 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="359 877 1041 1073">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="368 1203 1032 1335">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p data-bbox="569 1608 822 1654">2025年 7月</p> <p data-bbox="471 1724 931 1770">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1460 867 2139 1062">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1469 1192 2125 1325">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p data-bbox="1668 1598 1920 1644">2024年 7月</p> <p data-bbox="1567 1713 2027 1759">阪神高速道路株式会社</p>		

第1章 Hi-TeLus 適用工事・業務

1.2 適用する基準

発注者

受注者

電子納品に際しては、本手引き及び表 1-1 に示す国土交通省が策定した電子納品に関する基準類(以下「国土交通省基準」)を適用する。

表 1-1 国土交通省が策定した電子納品に関する基準類

種別	国土交通省基準名称	策定年月
工事完成図書作成に関すること	工事完成図書の電子納品等要領	平成31年3月
業務成果品	土木設計業務等の電子納品要領	平成31年3月
CADデータ作成に関すること	CAD製図基準	平成29年3月
工事記録写真作成に関すること	デジタル写真管理情報基準	平成28年3月
測量成果品	測量成果電子納品要領	平成30年3月
地質・土質調査成果に関すること	地質・土質調査成果電子納品要領	平成28年10月

発注者により電子納品に関する基準が異なることによる混乱を防ぐため、国土交通省が策定した基準を適用する。

国土交通省基準は今後改訂されることが予想されるが、工事契約締結時には最新の国土交通省基準を適用することを原則とし、受発注者間の協議により適用基準を変更することも可能とする。

また、工事施工中に国土交通省基準が改訂された場合、該当する工事契約締結時に定めた国土交通省基準に準拠することとし、工事施工中においては適用する国土交通省基準は変更しないことを原則とする。

最新の国土交通省基準については以下に示すホームページを参照する。

国土交通省 国土技術政策総合研究所 電子納品に関する要領・基準  
[https://www.cals-ed.go.jp/cr\\_point/](https://www.cals-ed.go.jp/cr_point/)

第1章 Hi-TeLus 適用工事・業務

1.2 適用する基準

発注者

受注者

電子納品に際しては、本手引き及び表 1-1 に示す国土交通省が策定した電子納品に関する基準類(以下「国土交通省基準」)を適用する。

表 1-1 国土交通省が策定した電子納品に関する基準類

種別	国土交通省基準名称	策定年月
工事完成図書作成に関すること	工事完成図書の電子納品等要領	平成31年3月
業務成果品	土木設計業務等の電子納品要領	平成31年3月
CADデータ作成に関すること	CAD製図基準	平成29年3月
工事記録写真作成に関すること	デジタル写真管理情報基準	平成28年3月
測量成果品	測量成果電子納品要領	平成30年3月
地質・土質調査成果に関すること	地質・土質調査成果電子納品要領	平成28年10月

発注者により電子納品に関する基準が異なることによる混乱を防ぐため、国土交通省が策定した基準を適用する。

国土交通省基準は今後改訂されることが予想されるが、工事契約締結時には最新の国土交通省基準を適用することを原則とし、受発注者間の協議により適用基準を変更することも可能とする。

また、工事施工中に国土交通省基準が改訂された場合、該当する工事契約締結時に定めた国土交通省基準に準拠することとし、工事施工中においては適用する国土交通省基準は変更しないことを原則とする。

最新の国土交通省基準については以下に示すホームページを参照する。

国土交通省 国土技術政策総合研究所 電子納品に関する要領・基準  
[http://www.cals-ed.go.jp/cr\\_point/](http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/)

参照元の修正

第2章 Hi-TeLusを適用しない工事・業務

1.2 適用する基準

発注者 受注者

電子納品に際しては、本手引き及び表 1-1 に示す国土交通省が策定した電子納品に関する基準類(以下「国土交通省基準」)を適用する。

表 1-1 国土交通省が策定した電子納品に関する基準類

種別	国土交通省基準名称	策定年月
工事完成図書 作成に関すること	工事完成図書の電子納品等要領	平成31年3月
業務成果品	土木設計業務等の電子納品要領	平成31年3月
CADデータ 作成に関すること	CAD製図基準	平成29年3月
工事記録写真 作成に関すること	デジタル写真管理情報基準	平成28年3月
測量成果品	測量成果電子納品要領	平成30年3月
地質・土質調査成果に 関すること	地質・土質調査成果電子納品要領	平成28年10月

発注者により電子納品に関する基準が異なることによる混乱を防ぐため、国土交通省が策定した基準を適用する。

国土交通省基準は今後改訂されることが予想されるが、工事契約締結時には最新の国土交通省基準を適用することを原則とし、受発注者間の協議により適用基準を変更することも可能とする。

また、工事施工中に国土交通省基準が改訂された場合、該当する工事契約締結時に定めた国土交通省基準に準拠することとし、工事施工中においては適用する国土交通省基準は変更しないことを原則とする。

最新の国土交通省基準については以下に示すホームページを参照する。

国土交通省 国土技術政策総合研究所 電子納品に関する要領・基準  
[https://www.cals-ed.go.jp/cr\\_point/](https://www.cals-ed.go.jp/cr_point/)

第2章 Hi-TeLusを適用しない工事・業務

1.2 適用する基準

発注者 受注者

電子納品に際しては、本手引き及び表 1-1 に示す国土交通省が策定した電子納品に関する基準類(以下「国土交通省基準」)を適用する。

表 1-1 国土交通省が策定した電子納品に関する基準類

種別	国土交通省基準名称	策定年月
工事完成図書 作成に関すること	工事完成図書の電子納品等要領	平成31年3月
業務成果品	土木設計業務等の電子納品要領	平成31年3月
CADデータ 作成に関すること	CAD製図基準	平成29年3月
工事記録写真 作成に関すること	デジタル写真管理情報基準	平成28年3月
測量成果品	測量成果電子納品要領	平成30年3月
地質・土質調査成果に 関すること	地質・土質調査成果電子納品要領	平成28年10月

発注者により電子納品に関する基準が異なることによる混乱を防ぐため、国土交通省が策定した基準を適用する。

国土交通省基準は今後改訂されることが予想されるが、工事契約締結時には最新の国土交通省基準を適用することを原則とし、受発注者間の協議により適用基準を変更することも可能とする。

また、工事施工中に国土交通省基準が改訂された場合、該当する工事契約締結時に定めた国土交通省基準に準拠することとし、工事施工中においては適用する国土交通省基準は変更しないことを原則とする。

最新の国土交通省基準については以下に示すホームページを参照する。

国土交通省 国土技術政策総合研究所 電子納品に関する要領・基準  
[http://www.cals-ed.go.jp/cr\\_point/](http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/)

参照元の修正

6.6 電子成果品の事前確認

受注者

電子成果品が完成し電子媒体に保管を行った後、事前確認として、電子成果品が国土交通省基準とおり作成され、エラーがないことを確認する。電子納品チェックシステムによるチェック後、結果表示機能を利用してチェック結果の概要が分かる1枚目のみを出力し、監督員に提出する。

電子納品チェックシステムについては以下に示すホームページから入手する。

国土交通省 国土技術政策総合研究所 チェックシステムダウンロード  
[https://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](https://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)

6.6 電子成果品の事前確認

受注者

電子成果品が完成し電子媒体に保管を行った後、事前確認として、電子成果品が国土交通省基準とおり作成され、エラーがないことを確認する。電子納品チェックシステムによるチェック後、結果表示機能を利用してチェック結果の概要が分かる1枚目のみを出力し、監督員に提出する。

電子納品チェックシステムについては以下に示すホームページから入手する。

国土交通省 国土技術政策総合研究所 チェックシステムダウンロード  
[http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)

参照元の修正

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2025 年 7 月 1 日	公表 <input checked="" type="radio"/> 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="359 877 1041 1073">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="397 1203 1003 1335">土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン</p> <p data-bbox="575 1568 816 1614">2025 年 7 月</p> <p data-bbox="442 1717 961 1770">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1457 877 2139 1073">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1495 1203 2101 1335">土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン</p> <p data-bbox="1673 1568 1914 1614">2024 年 7 月</p> <p data-bbox="1540 1717 2059 1770">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2356 1509 2632 1541">改定に伴う西暦変更</p>

目次

- 1. 土木請負工事の特徴 . . . . . P.1
- 2. 工事の請負契約 . . . . . P.1
- 3. 設計変更の現状 . . . . . P.1
  - 3-1. 設計図書照査の現状
  - 3-2. 設計変更の現状
  - 3-3. 発注者・受注者の留意事項
  - 3-4. ガイドライン策定の目的
- 4. 用語の定義 . . . . . P.3
- 5. 設計変更手続きフロー . . . . . P.5
  - 5-1. 設計変更の手続き（全般）
  - 5-2. 条件変更に係る設計変更手続きフロー
- 6. 設計図書の照査 . . . . . P.7
  - 6-1. はじめに
  - 6-2. 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について
    - 6-2-1. 設計図書の照査に関する規定
    - 6-2-2. 設計図書の照査項目及び内容
  - 6-3. 設計図書の照査項目一覧表
  - 6-4. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）
- 7. 設計図書の訂正又は変更 . . . . . P.17
  - 7-1. 設計図書の訂正又は変更について
  - 7-2. 工事内容の変更などの補助作業に関する規定
- 8. 設計変更の対象となるケース . . . . . P.20
  - 8-1. 設計変更の対象となるケースについて
  - 8-2. 設計変更対応事例
- 9. 設計変更の対象とならないケース . . . . . P.27
  - 9-1. 設計変更の対象とならないケースについて
  - 9-2. 設計変更の対象とならない事例
- 10. 条件明示について . . . . . P.30
- 11. 契約後 VE において工事内容を変更する場合について . . . . . P.33

目次

- 1. 土木請負工事の特徴 . . . . . P.1
- 2. 工事の請負契約 . . . . . P.1
- 3. 設計変更の現状 . . . . . P.1
  - 3-1. 設計図書照査の現状
  - 3-2. 設計変更の現状
  - 3-3. 発注者・受注者の留意事項
  - 3-4. ガイドライン策定の目的
- 4. 用語の定義 . . . . . P.3
- 5. 設計変更手続きフロー . . . . . P.5
  - 5-1. 設計変更の手続き（全般）
  - 5-2. 条件変更に係る設計変更手続きフロー
- 6. 設計図書の照査 . . . . . P.7
  - 6-1. はじめに
  - 6-2. 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について
    - 6-2-1. 設計図書の照査に関する規定
    - 6-2-2. 設計図書の照査項目及び内容
  - 6-3. 設計図書の照査項目一覧表
  - 6-4. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）
- 7. 設計書の訂正又は変更 . . . . . P.17
  - 7-1. 設計書の訂正又は変更について
  - 7-2. 工事内容の変更などの補助作業に関する規定
- 8. 設計変更の対象となるケース . . . . . P.20
  - 8-1. 設計変更の対象となるケースについて
  - 8-2. 設計変更対応事例
- 9. 設計変更の対象とならないケース . . . . . P.27
  - 9-1. 設計変更の対象とならないケースについて
  - 9-2. 設計変更の対象とならない事例
- 10. 条件明示について . . . . . P.30
- 11. 契約後 VE において工事内容を変更する場合について . . . . . P.33

・文言の修正

1 2. 変更設計書の積算単価及び歩掛等に関する注意事項 . . . P.34  
1 2-1. 間接工事費における工種区分について  
1 2-2. 設計変更における契約保証費について

1 3. 関連事項 . . . . . P.35  
1 3-1. 入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決  
1 3-1-1. 入札前  
1 3-1-2. 契約後  
1 3-2. 受発注者のコミュニケーションの促進

参考資料 . . . . . P.37

1 2. 変更設計書の積算単価及び歩掛等に関する注意事項 . . . P.34  
1 2-1. 間接工事費における工種区分について  
1 2-2. 設計変更における契約保証費について

1 3. 関連事項 . . . . . P.35  
1 3-1. 入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決  
1 3-1-1. 入札前  
1 3-1-2. 契約後  
1 3-2. 受発注者のコミュニケーションの促進

参考資料 . . . . . P.37

## 1. 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に調査・設計された極めて多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件・環境条件のもとで施工されるという特殊性を有している。

しかしながら、当初積算時には地質調査や既設構造物調査など、精密な調査を実施したうえで積算するに至っていない工事もある。このため、土質・地下水位等の変化や現地調査における構造物の相違などに備え、その前提条件・図面を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。

## 2. 工事の請負契約

公共工事の請負契約は、中央建設業審議会が作成・勧告した「標準請負契約約款」に基づいており、「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する者とする。※」とある。

この記載のとおり、受発注者は【対等である】との共通認識のもと、特に発注者は受注者に不利な取り扱いがされたりする【片務性】の是正を図らなければならない。

※工事請負契約書より抜粋

## 3. 設計変更の現状

### 3-1 設計図書照査の現状

工事の請負契約書には「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書に従いこの契約を履行しなければならない。」とあり、受注者は設計図書に従って工事を施工する義務を負っている。しかし、現状の設計図書では十分な内容を持ったものではなかったり、設計図書と現場及び施工条件の相違、当初で予期することができなかった条件が発生したりと様々な要因により、当初の設計図書のまま工事を続行することが困難な状況が発生することがある。

このような問題に対応するために、受注者に「設計図書の照査」が義務づけられているが、この「設計図書の照査」に関して、受発注者の相互の解釈の違いにより照査範囲や費用負担の取り扱いが工事により異なるなど、受注者に過度の負担を強いている工事も確認されている。また、受注者が実施する「工事内容の変更などの補助作業（土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1.1.23(3)）」についても、発注者と受注者の解釈の違いにより、本来発注者が実施（費用負担）する内容まで、受注者に過度に負担を強いている状況が見受けられる。

## 1. 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に調査・設計された極めて多岐にわたる工事目的物を多種多様な自然条件・環境条件のもとで施工されるという特殊性を有している。

しかしながら、当初積算時には地質調査や既設構造物調査など、精密な調査を実施したうえで積算するに至っていない工事もある。このため、土質・地下水位等の変化や現地調査における構造物の相違などに備え、その前提条件・図面を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。

## 2. 工事の請負契約

公共工事の請負契約は、中央建設業審議会が作成・勧告した「標準請負契約約款」に基づいており、「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する者とする。※」とある。

この記載のとおり、受発注者は【対等である】との共通認識のもと、特に発注者は受注者に不利な取り扱いがされたりする【片務性】の是正を図らなければならない。

※工事請負契約書より抜粋

## 3. 設計変更の現状

### 3-1 設計図書照査の現状

工事の請負契約書には「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書に従いこの契約を履行しなければならない。」とあり、受注者は設計図書に従って工事を施工する義務を負っている。しかし、現状の設計図書では十分な内容を持ったものではなかったり、設計図書と現場及び施工条件の相違、当初で予期することができなかった条件が発生したりと様々な要因により、当初の設計図書のまま工事を続行することが困難な状況が発生することがある。

このような問題に対応するために、受注者に「設計図書の照査」が義務づけられているが、この「設計図書の照査」に関して、受発注者の相互の解釈の違いにより照査範囲や費用負担の取り扱いが工事により異なるなど、受注者に過度の負担を強いている工事も確認されている。また、受注者が実施する「工事内容の変更などの補助作業（土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1.1.23(3)）」についても、発注者と受注者の解釈の違いにより、本来発注者が実施（費用負担）する内容まで、受注者に過度に負担を強いている状況が見受けられる。

### 3-2 設計変更の現状

設計図書に明示されている内容と実際の現場条件等が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。しかしながら、下記のように適切に変更がなされていない事例がある。

- 発注者においてなされるべき条件明示がされていないことから、本来設計変更の対象となる事柄が変更されない。
- 必要な「協議」が実施されずに現場の施工が行われ、設計変更が受け入れられない。
- 発注者において明示された条件が変更になったにもかかわらず「任意仮設」ということで、受注者からの変更を求められても変更しない。
- 受注者が行う設計図書照査に関して、受注者に過度の負担を強いているにもかかわらず受発注者の認識の相違により変更されない。

このような発注者の対応は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」平成 26 年 9 月 30 日閣議決定の「5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項(2) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性に関すること」に、「追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第 19 条第 2 項又は第 19 条の 3 に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。」にも抵触することとなりかねない。

### 3-3 発注者・受注者の留意事項

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」という。) 平成 26 年 6 月 4 日 公布・施行」の第 3 条(基本理念)には、「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」および第 7 条(発注者の責務)において、「必要があると認められるときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと。」とあり、発注者・受注者がそれぞれの役割分担を適切に行ったうえで設計変更内容について両者が合意し 契約を締結することが不可欠である。

また、発注者は、品確法第 7 条にあるとおり設計図書に適切に条件明示をするようにしなければならない。そして受注者は工事着手に当たっては、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」を行い工事を進めることが重要である。

更に、品確法の改正(2019 年 6 月)において、適正な工期設定を定めて公正な契約を締結することが契約当事者の責務と定められていることから、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(国土交通省)」を参考に、適正な工期設定となるよう努めるとともに、当該工期設定に関する条件についても明示するよう努めなければならない。

### 3-2 設計変更の現状

設計図書に明示されている内容と実際の現場条件等が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。しかしながら、下記のように適切に変更がなされていない事例がある。

- 発注者においてなされるべき条件明示がされていないことから、本来設計変更の対象となる事柄が変更されない。
- 必要な「協議」が実施されずに現場の施工が行われ、設計変更が受け入れられない。
- 発注者において明示された条件が変更になったにもかかわらず「任意仮設」ということで、受注者からの変更を求められても変更しない。
- 受注者が行う設計図書照査に関して、受注者に過度の負担を強いているにもかかわらず受発注者の認識の相違により変更されない。

このような発注者の対応は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」平成 26 年 9 月 30 日閣議決定の「5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項(2) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性に関すること」に、「追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第 19 条第 2 項又は第 19 条の 3 に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。」にも抵触することとなりかねない。

### 3-3 発注者・受注者の留意事項

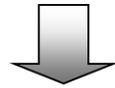
「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」という。) 平成 26 年 6 月 4 日 公布・施行」の第 3 条(基本理念)には、「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」および第 7 条(発注者の責務)において、「必要があると認められるときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと。」とあり、発注者・受注者がそれぞれの役割分担を適切に行ったうえで設計変更内容について両者が合意し 契約を締結することが不可欠である。

また、発注者は、品確法第 7 条にあるとおり設計図書に適切に条件明示をするようにしなければならない。そして受注者は工事着手に当たっては、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」を行い工事を進めることが重要である。

更に、品確法の改正(2019 年 6 月)において、適正な工期設定を定めて公正な契約を締結することが契約当事者の責務と定められていることから、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(国土交通省)」を参考に、適正な工期設定となるよう努めるとともに、当該工期設定に関する条件についても明示するよう努めなければならない。

### 3-4 ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者の両者が、設計変更における課題や留意点、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。



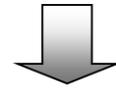
「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の策定

### 4. 用語の定義 (土木工事共通仕様書等より引用)

- ・ 契約書類 . . . . . 契約書第1条に規定する契約書および設計図書をいう。
- ・ 設計図書 . . . . . 図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。
- ・ 仕様書 . . . . . 土木工事共通仕様書、特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)をいう。
- ・ 特記仕様書 . . . . . 土木工事共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。なお、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- ・ 図面 . . . . . 入札に際して当社が交付した設計図および当社から変更または追加された図面をいう。なお、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類の規定または監督員の指示に従い、受注者が作成した詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- ・ 指示 . . . . . 当社または監督員が、工事施工上必要な実施事項を受注者に対して書面により示し、実施させることをいう。
- ・ 承諾 . . . . . 当社または監督員が、契約書類の規定に基づき、受注者から申し出のあった事項に対し書面により同意することをいう。この事項に関する責は受注者に帰属する。
- ・ 協議 . . . . . 書面により契約書類の協議事項について、発注者もしくは監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ・ 提出 . . . . . 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に係る書面またはそのほかの資料を説明し、

### 3-4 ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者の両者が、設計変更における課題や留意点、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。



「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の策定

### 4. 用語の定義 (土木工事共通仕様書等より引用)

- ・ 契約書類 . . . . . 契約書第1条に規定する契約書および設計図書をいう。
- ・ 設計図書 . . . . . 図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。
- ・ 仕様書 . . . . . 土木工事共通仕様書、特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)をいう。
- ・ 特記仕様書 . . . . . 土木工事共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。なお、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- ・ 図面 . . . . . 入札に際して当社が交付した設計図および当社から変更または追加された図面をいう。なお、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類の規定または監督員の指示に従い、受注者が作成した詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- ・ 指示 . . . . . 当社または監督員が、工事施工上必要な実施事項を受注者に対して書面により示し、実施させることをいう。
- ・ 承諾 . . . . . 当社または監督員が、契約書類の規定に基づき、受注者から申し出のあった事項に対し書面により同意することをいう。この事項に関する責は受注者に帰属する。
- ・ 協議 . . . . . 書面により契約書類の協議事項について、発注者もしくは監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ・ 提出 . . . . . 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に係る書面またはそのほかの資料を説明し、

<p>差し出すことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告・・・・・・・・受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>・通知・・・・・・・・当社または監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>・変更契約・・・・・・・・次の各号の一に該当する場合に、工事請負契約の変更を行うものを変更契約という。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①工事の完成に伴い請負代金額の精算を行う場合</li> <li>②契約書第40条の規定に基づく部分引渡を行う場合</li> <li>③契約書第44条から第46条及び第49条、第50条の規定に基づき契約を解除する場合</li> <li>④契約書類の規定に基づく工事内容の変更または追加に伴い、工期または請負代金額の変更を行う場合</li> <li>⑤契約書類の規定に基づき当社が費用を負担する場合</li> </ul> </li> <li>・設計変更・・・・・・・・工事請負契約書第18条及び第19条の規定により工事内容を変更するため設計図書又は仕様書の一部を変更し、変更工事施工通知を行うことをいう。</li> <li>・施工法変更・・・・・・・・工事の施工途上において、受注者の申請により契約内容と異なった特許工法等の特殊な施工法を採用する場合をいう。施工法変更においては、設計図書は変更しないが、しゅん工図面等の変更は行う。</li> <li>・スライド条項・・・・・・・・賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当と認めたときは、金額の変更を請求することができる。これをいわゆる「スライド」と呼んでいる。増額のスライドについては、受注者からの協議を受けて、また減額のスライドについては発注者からの協議をして設計変更で対応することとなっている。</li> </ul>	<p>差し出すことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告・・・・・・・・受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>・通知・・・・・・・・当社または監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</li> <li>・変更契約・・・・・・・・次の各号の一に該当する場合に、工事請負契約の変更を行うものを変更契約という。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①工事の完成に伴い請負代金額の精算を行う場合</li> <li>②契約書第40条の規定に基づく部分引渡を行う場合</li> <li>③契約書第44条から第46条及び第49条、第50条の規定に基づき契約を解除する場合</li> <li>④契約書類の規定に基づく工事内容の変更または追加に伴い、工期または請負代金額の変更を行う場合</li> <li>⑤契約書類の規定に基づき当社が費用を負担する場合</li> </ul> </li> <li>・設計変更・・・・・・・・工事請負契約書第18条及び第19条の規定により工事内容を変更するため設計図書又は仕様書の一部を変更し、変更工事施工通知を行うことをいう。</li> <li>・施工法変更・・・・・・・・工事の施工途上において、受注者の申請により契約内容と異なった特許工法等の特殊な施工法を採用する場合をいう。施工法変更においては、設計図書は変更しないが、しゅん工図面等の変更は行う。</li> <li>・スライド条項・・・・・・・・賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当と認めたときは、金額の変更を請求することができる。これをいわゆる「スライド」と呼んでいる。増額のスライドについては、受注者からの協議を受けて、また減額のスライドについては発注者からの協議をして設計変更で対応することとなっている。</li> </ul>	
--	--	--

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約書第 26 条第 1 項 から第 4 項)	単品スライド (契約書第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)
概要	日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったとき。	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき。	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき。
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事。但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）。	すべての工事 <b>但し、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（運用通達*1 発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事）</b>	すべての工事。但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事。（ <b>本通達*2 発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事</b> ）
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除くすべての資材（鋼材類、燃料油脂類等）
	受発注者の負担	残工事費の 1. 5%	対象工事費の 1. 0%（但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない）

※1 運用通達：国土交通省「工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について」  
 ※2 本通達：国土交通省「賃金等の変動に 対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」  
 注）運用にあたっては国土交通省の各スライドの運用マニュアルに準拠すること。

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

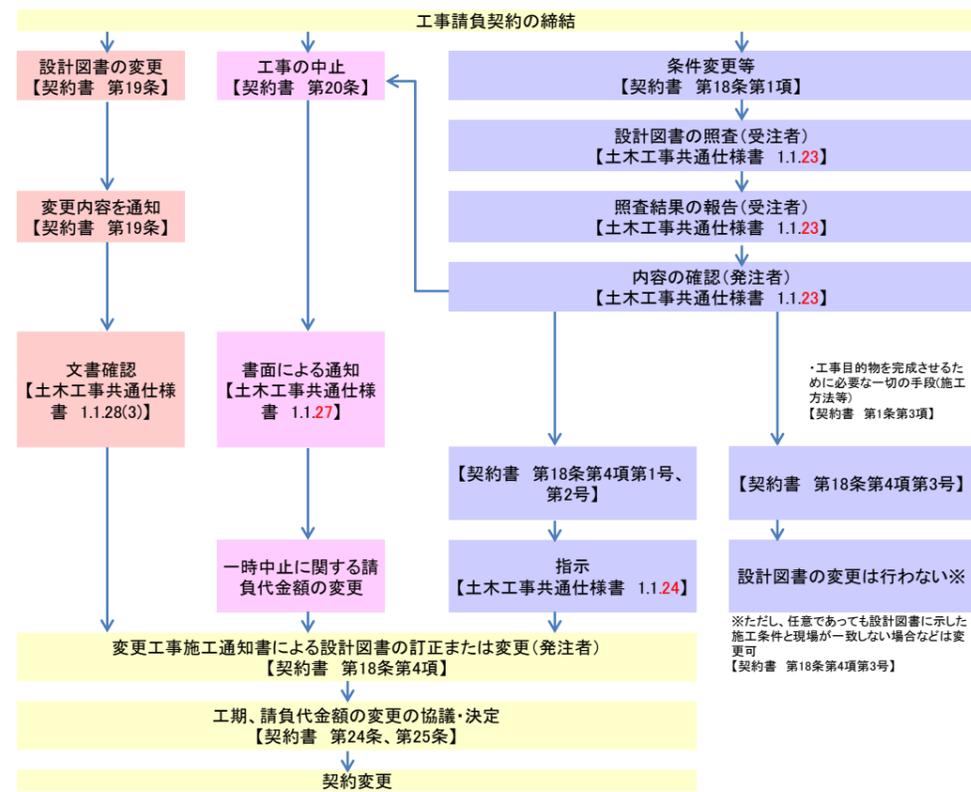
項目	全体スライド (契約書第 26 条第 1 項 から第 4 項)	単品スライド (契約書第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)
概要	日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったとき。	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき。	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき。
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事。但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）。	すべての工事（運用通知発出時点で継続中の工事及び新規工事）。	すべての工事。但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事。
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の 1. 5%	対象工事費の 1. 0%（但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない）

・国交省の各スライドの運用マニュアルに準拠

・国交省の各スライドのマニュアルに準拠する旨を追記

## 5. 設計変更手続きフロー

### 5-1. 設計変更の手続き（全般）

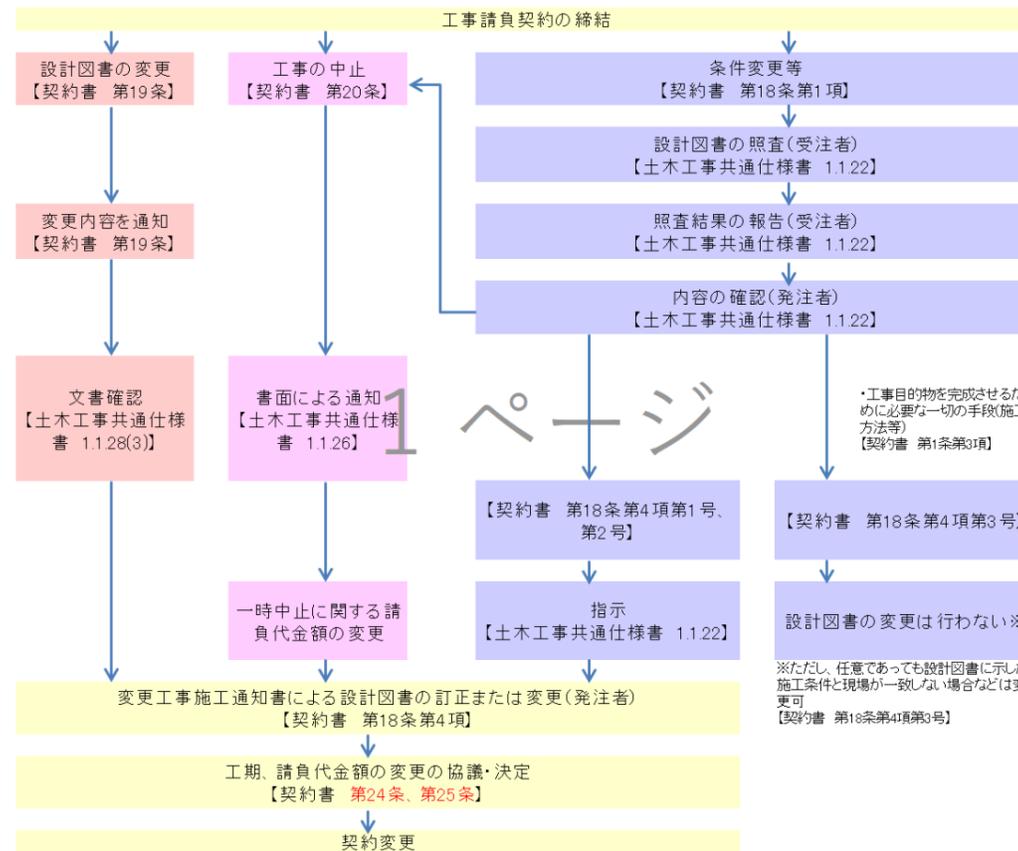


※スライドの手続きは契約書 第 26 条を参照。

※請負代金額の変更を伴う場合、変更工事施工通知書に変更概算金額を明示するものとする。

## 5. 設計変更手続きフロー

### 5-1. 設計変更の手続き（全般）

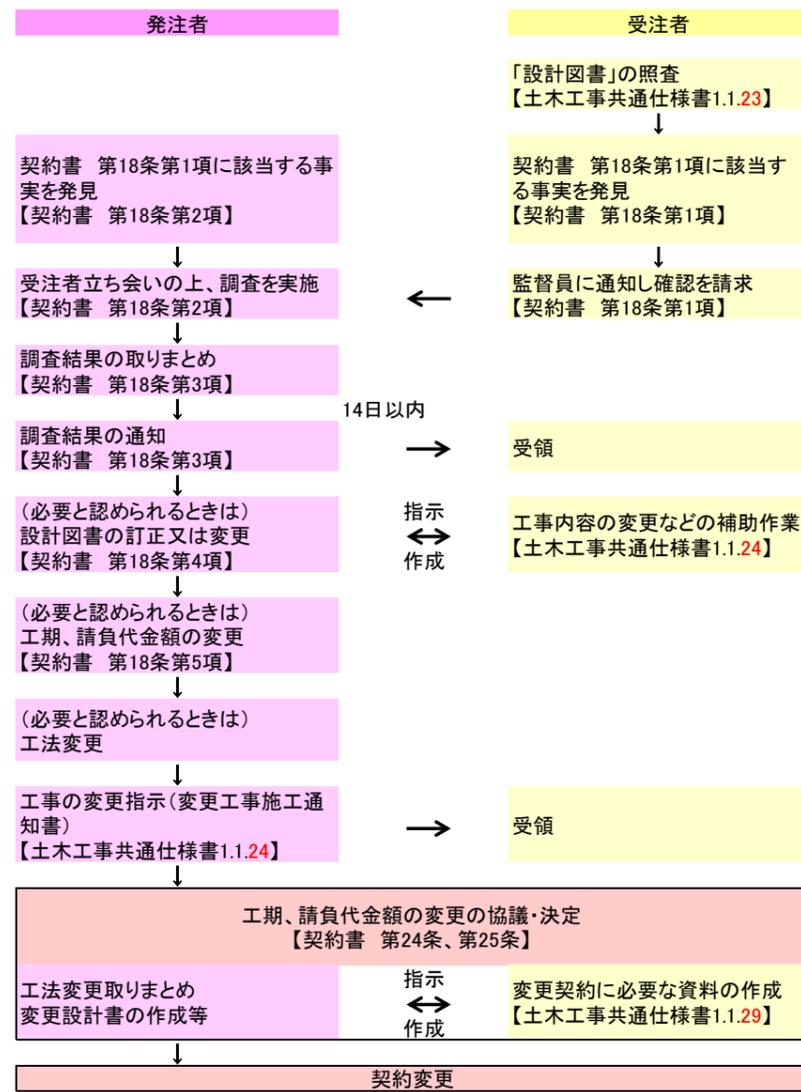


※スライドの手続きは契約書 第 26 条を参照。

※請負代金額の変更を伴う場合、変更工事施工通知書に変更概算金額を明示するものとする。

・項目の修正

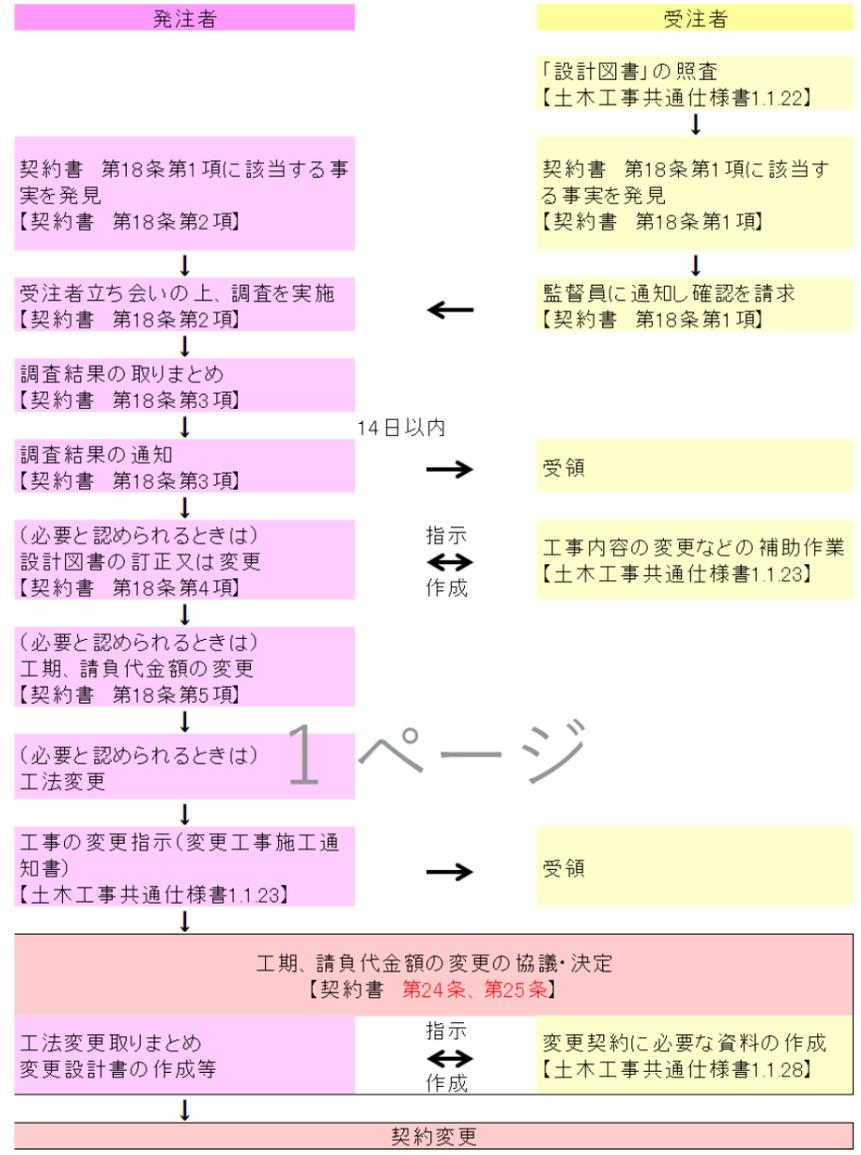
5-2. 条件変更に係る設計変更手続きフロー



※請負代金額の変更を伴う場合、変更工事施工通知書に変更概算金額を明示するものとする。

**工事請負契約書 第18条第1項**  
 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。  
 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。  
 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。  
 三 設計図書の表示が明確でないこと。  
 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。  
 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

5-2. 条件変更に係る設計変更手続きフロー



※請負代金額の変更を伴う場合、変更工事施工通知書に変更概算金額を明示するものとする。

**工事請負契約書 第18条第1項**  
 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。  
 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。  
 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。  
 三 設計図書の表示が明確でないこと。  
 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。  
 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

・ 項目の修正

## 6. 設計図書の照査

### 6-1. はじめに

工事請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工期内に工事を完成させ、工事目的物を引き渡すことである。しかしながら、土木工事の特性からその設計図書は必ずしも完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に明示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こる。

このような場合には、契約書第 18 条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

- ①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合」
- ②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」

には、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

このため、受注者に「設計図書の照査」が義務づけられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と受注者の責任範囲が具体的に明示されていないため、受発注者の解釈の違いにより工事受注者に過度な要求がされているとの意見もある。

よって、阪神高速道路（株）において「設計図書の照査」に基本的な考え方、責任範囲を出来る限り明示し、円滑な工事請負契約の執行に資するため記載するものである。

## 6. 設計図書の照査

### 6-1. はじめに

工事請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工期内に工事を完成させ、工事目的物を引き渡すことである。しかしながら、土木工事の特性からその設計図書は必ずしも完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に明示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こる。

このような場合には、契約書第 18 条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

- ①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合」
- ②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」

には、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

このため、受注者に「設計図書の照査」が義務づけられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と受注者の責任範囲が具体的に明示されていないため、受発注者の解釈の違いにより工事受注者に過度な要求がされているとの意見もある。

よって、阪神高速道路（株）において「設計図書の照査」に基本的な考え方、責任範囲を出来る限り明示し、円滑な工事請負契約の執行に資するため記載するものである。

6-2. 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について

6-2-1 設計図書の照査に関する規定  
設計図書の照査に関する規定は以下の通り。

工事請負契約書 第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

6-2. 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」について

6-2-1 設計図書の照査に関する規定  
設計図書の照査に関する規定は以下の通り。

工事請負契約書 第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

1.1.23 設計図書の照査等

(2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(4) 設計図書間の不整合

特記仕様書、図面、**設計書**の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

6-2-2 設計図書の照査項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、次節6-3.の一覧表に該当する工種の照査項目について実施するものとする。また、照査項目一覧表の対象工種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

6-3. 設計図書の照査項目一覧表

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は、仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事との特色に応じ必要な照査項目を適切に判断し適用すること。

なお、照査項目を追加する場合は、受注者に過度の負担をかけることのないように留意すること。

また、受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めること。

土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

1.1.22 設計図書の照査等

(2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(4) 設計図書間の不整合

特記仕様書、図面、**工事数量総括表**の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

6-2-2 設計図書の照査項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、次節6-3.の一覧表に該当する工種の照査項目について実施するものとする。また、照査項目一覧表の対象工種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

6-3. 設計図書の照査項目一覧表

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は、仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事との特色に応じ必要な照査項目を適切に判断し適用すること。

なお、照査項目を追加する場合は、受注者に過度の負担をかけることのないように留意すること。

また、受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めること。

・ 項目の修正

・ 文言の修正

設計図書照査項目一覧表

NO	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期等が明示されているか。（隣接工事、関連工事等）
		1-2	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか。（夜間工事、通行止工事、大規模補修工事、交通規制工事等）
		1-3	関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか。（河川協議、道路占用協議等）
		1-4	工事の着手可能時期が明示されているか。
		1-5	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか。（ガス管、上下水道管、電話線、光通信ケーブル等）
	(2)用地関係	1-6	工事用地に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか。（用地買収、物件の移設等）
		1-7	受注者に、仮設ヤードとして所有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか。
	(3)環境保全対策	1-8	工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか。
		1-9	水替・流出防止施設が必要な場合は、その内容が明示されているか。
		1-10	濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、処理施設や処理条件、放流先等の明示がされているか。
		1-11	工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等が明示されているか。（家屋事前事後調査等）
	(4)保安対策	1-12	交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか。（交通誘導警備員、標識等）

設計図書照査項目一覧表

NO	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期等が明示されているか。（隣接工事、関連工事等）
		1-2	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか。（夜間工事、通行止工事、大規模補修工事、交通規制工事等）
		1-3	関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか。（河川協議、道路占用協議等）
		1-4	工事の着手可能時期が明示されているか。
		1-5	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか。（ガス管、上下水道管、電話線、光通信ケーブル等）
	(2)用地関係	1-6	工事用地に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか。（用地買収、物件の移設等）
		1-7	受注者に、仮設ヤードとして所有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか。
	(3)環境保全対策	1-8	工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか。
		1-9	水替・流出防止施設が必要な場合は、その内容が明示されているか。
		1-10	濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、処理施設や処理条件、放流先等の明示がされているか。
		1-11	工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等が明示されているか。（家屋事前事後調査等）
	(4)保安対策	1-12	交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか。（交通誘導警備員、標識等）

		1-13	鉄道、電気、ガス、電話、上下水道等の施設との近接工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか。			1-13	鉄道、電気、ガス、電話、上下水道等の施設との近接工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか。
		1-14	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか。			1-14	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか。
	(5) 工事用道路	1-15	一般道を搬入路として使用する場合 ①工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか。 ②搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか。			1-15	一般道を搬入路として使用する場合 ①工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか。 ②搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか。
		1-16	仮道路を設置する場合 ①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間が明示されているか。 ②仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）が明示されているか。 ③仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容が明示されているか。 ④現地状況に合わせて舗装構成を検討しているか。			1-16	仮道路を設置する場合 ①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間が明示されているか。 ②仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）が明示されているか。 ③仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容が明示されているか。 ④現地状況に合わせて舗装構成を検討しているか。
	(5) 工事用道路	1-17	工事のため一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲が明示されているか。			1-17	工事のため一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲が明示されているか。
		1-18	土留仮締切、仮橋、足場等の仮設物を、他の工事に引き渡す（引き継ぐ）場合は、その内容、期間及び維持、終了後の処置が明示されているか。			1-18	土留仮締切、仮橋、足場等の仮設物を、他の工事に引き渡す（引き継ぐ）場合は、その内容、期間及び維持、終了後の処置が明示されているか。
1	(6) 仮設備関係	1-19	仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法が明示されているか。			1-19	仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法が明示されているか。
		1-20	仮設備の設計条件は明示されているか。（土留仮締切り、仮橋等）			1-20	仮設備の設計条件は明示されているか。（土留仮締切り、仮橋等）
	(7) 建設副産物関係	1-21	建設発生土が発生する場合は、残土の受け入れ場所及び時間等の処分及び保管条件が明示されているか。			1-21	建設発生土が発生する場合は、残土の受け入れ場所及び時間等の処分及び保管条件が明示されているか。
		1-22	建設副産物の現場内での再利用、減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか。			1-22	建設副産物の現場内での再利用、減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか。
		1-23	建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件が明示されているか。なお、処分場を指定する場合は、その受け入れ場所、時間等の明示がされているか。			1-23	建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件が明示されているか。なお、処分場を指定する場合は、その受け入れ場所、時間等の明示がされているか。
	(8) 工事支障物件	1-24	地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移			1-24	地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移

2	(9)薬液注入関係		設時期、工事情報、防護等が明示されているか。(電柱、ガス管、上下水道等)	
		1-25	地上、地下等に占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容が明示されているか。	
		1-26	薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種別、施工範囲等が明示されているか。	
		1-27	周辺環境の調査が必要な場合は、その内容が明示されているか。	
		(10)その他	1-28	工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等が明示されているか。
			1-29	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、規格、引き渡し場所、引き渡し時期等が明示されているか。
	1-30		架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件等が明示されているか。	
	1-31		特許工法等を指定する場合は、その内容が明示されているか。	
	1-32	部分しゅん工、部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び時期等が明示されているか。		
	関連資料・貸与資料の確認	2-1	地質調査報告書は整理されているか。(追加ボ-リツグの必要性の確認)	
		2-2	軟弱地盤の施工に必要な資料は整理されているか。(圧密沈下、液状化、地盤支持力等)	
		2-3	測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているか。	
2-4		共通仕様書及び特記仕様書等に示される資料は整理されているか。		
2-5		設計計算書(構造物(指定仮設備含む)、隣接工区含む)等は整理されているか。		
2-6		特記仕様書等に明示されている支障物移設予定時期及び占用者に関する資料は整理されているか。		
2-7		地盤沈下、振動、地下水枯渇等による影響が第三者に及ばないか、関連資料は整理されているか。		
2-8		地下占用物である電線、電話線、上下水道、ガス管等の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料は整理されているか。		

2	(9)薬液注入関係		設時期、工事情報、防護等が明示されているか。(電柱、ガス管、上下水道等)	
		1-25	地上、地下等に占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容が明示されているか。	
		1-26	薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種別、施工範囲等が明示されているか。	
		1-27	周辺環境の調査が必要な場合は、その内容が明示されているか。	
		(10)その他	1-28	工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等が明示されているか。
			1-29	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、規格、引き渡し場所、引き渡し時期等が明示されているか。
	1-30		架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件等が明示されているか。	
	1-31		特許工法等を指定する場合は、その内容が明示されているか。	
	1-32	部分しゅん工、部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び時期等が明示されているか。		
	関連資料・貸与資料の確認	2-1	地質調査報告書は整理されているか。(追加ボ-リツグの必要性の確認)	
		2-2	軟弱地盤の施工に必要な資料は整理されているか。(圧密沈下、液状化、地盤支持力等)	
		2-3	測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているか。	
2-4		共通仕様書及び特記仕様書等に示される資料は整理されているか。		
2-5		設計計算書(構造物(指定仮設備含む)、隣接工区含む)等は整理されているか。		
2-6		特記仕様書等に明示されている支障物移設予定時期及び占用者に関する資料は整理されているか。		
2-7		地盤沈下、振動、地下水枯渇等による影響が第三者に及ばないか、関連資料は整理されているか。		
2-8		地下占用物である電線、電話線、上下水道、ガス管等の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料は整理されているか。		

		2-9	設計成果物、関連工事の出来形測量成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足ないか、追加事項は整理されているか。			2-9	設計成果物、関連工事の出来形測量成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足ないか、追加事項は整理されているか。		
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、基準点（仮BM）、工 事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等 を確認したか。	3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、基準点（仮BM）、工 事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等 を確認したか。	3	現地踏査
		3-2	建設発生土の受け入れ地への搬入に先立ち、容量が十分 か確認したか。			3-2	建設発生土の受け入れ地への搬入に先立ち、容量が十分 か確認したか。		
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等 に影響を及ぼす恐れがないか確認したか。			3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等 に影響を及ぼす恐れがないか確認したか。		
		3-4	土留・仮締切工の鋼矢板、H鋼杭打設前に溝掘り等を実 施して支障物を確認したか。（地下埋管理者協議等によ る試掘を実施した場合は除く）			3-4	土留・仮締切工の鋼矢板、H鋼杭打設前に溝掘り等を実 施して支障物を確認したか。（地下埋管理者協議等によ る試掘を実施した場合は除く）		
		3-5	仮囲い又は立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をき たす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合に は、工事前に対策を検討し、確認したか。			3-5	仮囲い又は立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をき たす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合に は、工事前に対策を検討し、確認したか。		
		3-6	土地境界の施工前及び施工後において、隣接土地所有者 との立会による土地境界確認をしたか。			3-6	土地境界の施工前及び施工後において、隣接土地所有者 との立会による土地境界確認をしたか。		
		3-7	道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか。			3-7	道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか。		
		3-8	鋼矢板、杭等の施工に先立ち、明らかに地下埋設物がな いことが確認されている場合を除き、建設工事講習災害 防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認した か。（地下埋管理者協議等による試掘をした場合は除 く）			3-8	鋼矢板、杭等の施工に先立ち、明らかに地下埋設物がな いことが確認されている場合を除き、建設工事講習災害 防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認した か。（地下埋管理者協議等による試掘をした場合は除 く）		
		3-9	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を 行い、補強、補修等を実施しようとする橋脚及び基礎、 橋梁等について、形状や鉄筋の位置、添加物等を既存の しゅん工図等で確認するとともに、海水又は鋼材の腐食 を促進させる工場排水等の影響や鋼材の位置する土中部 が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を確認した か。			3-9	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を 行い、補強、補修等を実施しようとする橋脚及び基礎、 橋梁等について、形状や鉄筋の位置、添加物等を既存の しゅん工図等で確認するとともに、海水又は鋼材の腐食 を促進させる工場排水等の影響や鋼材の位置する土中部 が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を確認した か。		
3	現地踏査	3-10	地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、地下水 等）が整合するかを確認したか。	3	現地踏査	3-10	地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、地下水 等）が整合するかを確認したか。	3	現地踏査
		3-11	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか。			3-11	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか。		
		3-12	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、現地地盤 を確認したか。			3-12	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、現地地盤 を確認したか。		
4	設計図	4-1	桁の製作に着手する前に原寸図等を作成し、図面の不備 や製作上に支障がないかを確認したか。	4	設計図	4-1	桁の製作に着手する前に原寸図等を作成し、図面の不備 や製作上に支障がないかを確認したか。	4	設計図
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図によ り組み立て可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮した かぶりとなっているかを確認したか。			4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図によ り組み立て可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮した かぶりとなっているかを確認したか。		

		4-3	一般図に必要な項目が記載されているかを確認したか。 (水位、設計条件、地質条件、建築限界等)			4-3	一般図に必要な項目が記載されているかを確認したか。 (水位、設計条件、地質条件、建築限界等)						
		4-4	平面図に必要な工事内容が明示されているかを確認したか。 (本体構造物、付属構造物等)			4-4	平面図に必要な工事内容が明示されているかを確認したか。 (本体構造物、付属構造物等)						
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかを確認したか。			4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかを確認したか。						
		4-6	構造図に地質条件(柱状図、地下水位等)が明示されているかを確認したか。			4-6	構造図に地質条件(柱状図、地下水位等)が明示されているかを確認したか。						
		4-7	図面が明瞭に描かれているかを確認したか。(構造線と寸法線の使い分けがなされているか)			4-7	図面が明瞭に描かれているかを確認したか。(構造線と寸法線の使い分けがなされているか)						
		4-8	構造詳細は適用基準及び打ち合わせ事項と整合しているかを確認したか。			4-8	構造詳細は適用基準及び打ち合わせ事項と整合しているかを確認したか。						
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかを確認したか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図)</li> <li>構造図と配筋図</li> <li>構造図と仮設図</li> <li>下部工箱抜き図と付属構造物図(鋼製橋脚図、支沓配置図、落橋防止装置図等)</li> <li>本体と付属構造物の取り合い 等</li> </ul>			4-9	各設計図がお互いに整合されているかを確認したか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図)</li> <li>構造図と配筋図</li> <li>構造図と仮設図</li> <li>下部工箱抜き図と付属構造物図(鋼製橋脚図、支沓配置図、落橋防止装置図等)</li> <li>本体と付属構造物の取り合い 等</li> </ul>						
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかを確認したか。(特に応力計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) <ul style="list-style-type: none"> <li>壁厚</li> <li>鉄筋(径、ピッチ、使用材料(材質)、ラップ位置・長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置等)</li> <li>使用材料(材質)</li> <li>その他</li> </ul>			4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかを確認したか。(特に応力計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) <ul style="list-style-type: none"> <li>壁厚</li> <li>鉄筋(径、ピッチ、使用材料(材質)、ラップ位置・長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置等)</li> <li>使用材料(材質)</li> <li>その他</li> </ul>						
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかを確認したか。			4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかを確認したか。						
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質断面図、地質横断図)はとれているかを確認したか。			4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質断面図、地質横断図)はとれているかを確認したか。						
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかを確認したか。			4-13	隣接工区等との整合はとれているかを確認したか。						
		4	設計図			4-14	関連工事(下部工と上部工など)との施工区分は明確にされているかを確認したか。			4	設計図	4-14	関連工事(下部工と上部工など)との施工区分は明確にされているかを確認したか。
						4-15	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かどうかを確認したか。(架設条件等)					4-15	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かどうかを確認したか。(架設条件等)

5	数量計算	5-1	数量計算は、数量算出要領と整合しているか。また、数量計算に用いた値は図面の寸法と一致しているかを確認したか。
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているかを確認したか。
		5-3	関連工事（下部工と上部工など）との数量は分けられているかを確認したか。
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かを確認したか。
		6-2	設計基本条件は適切かを確認したか。（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等（インプットデータ、計算過程含む））
		6-3	構造・線形条件は妥当かを確認したか。（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等（インプットデータ、計算過程含む））

注 1) 上記 4-10 は特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているかの確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。  
注 2) 上記,4-11,6-1 は計算内容のチェックまでは含まない。  
注 3) 上記,6-2 は荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等基本条件の確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。  
注 4) 上記,6-3 は橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等基本条件の確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。

5	数量計算	5-1	数量計算は、数量算出要領と整合しているか。また、数量計算に用いた値は図面の寸法と一致しているかを確認したか。
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているかを確認したか。
		5-3	関連工事（下部工と上部工など）との数量は分けられているかを確認したか。
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かを確認したか。
		6-2	設計基本条件は適切かを確認したか。（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等（インプットデータ、計算過程含む））
		6-3	構造・線形条件は妥当かを確認したか。（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等（インプットデータ、計算過程含む））

注 1) 上記 4-10 は特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているかの確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。  
注 2) 上記,4-11,6-1 は計算内容のチェックまでは含まない。  
注 3) 上記,6-2 は荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等基本条件の確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。  
注 4) 上記,6-3 は橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等基本条件の確認であって、計算内容のチェックまでは含まない。

#### 6-4. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

受注者が自らの負担で実施する照査の範囲を超えるものの事例を以下に示す。下記内容は、「設計図書の照査」の範囲を超えるものであることから、設計変更が可能なケースとなる。

なお、下記は参考事例として示すものであることから、当該項目に捕らわれることなく、「設計図書の照査」の範囲について判断する必要があることに留意すること。

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
13. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする）。

（注）適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

#### 6-4. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

受注者が自らの負担で実施する照査の範囲を超えるものの事例を以下に示す。下記内容は、「設計図書の照査」の範囲を超えるものであることから、設計変更が可能なケースとなる。

なお、下記は参考事例として示すものであることから、当該項目に捕らわれることなく、「設計図書の照査」の範囲について判断する必要があることに留意すること。

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う）。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
13. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする）。

（注）適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

## 7. 設計図書の訂正又は変更

### 7-1. 設計図書の訂正又は変更について（工事請負契約書の第18条、第19条）

「第18条第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの」については、発注者と受注者とが協議して発注者が行うものとする。

なお、工事請負契約書の第18条第4項に規定されるとおり、発注者は必要があると認められた場合は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

また、工事請負契約書の第19条に規定されるとおり、工事請負契約書第18条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

#### 工事請負契約書 第18条第1項

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

#### 工事請負契約書 第18条第4項

4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

## 7. 設計図書の訂正又は変更

### 7-1. 設計書の訂正又は変更について（工事請負契約書の第18条、第19条）

「第18条第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの」については、発注者と受注者とが協議して発注者が行うものとする。

なお、工事請負契約書の第18条第4項に規定されるとおり、発注者は必要があると認められた場合は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

また、工事請負契約書の第19条に規定されるとおり、工事請負契約書第18条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

#### 工事請負契約書 第18条第1項

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

#### 工事請負契約書 第18条第4項

4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

・ 文言の修正

**工事請負契約書 第19条**

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**工事請負契約書 第19条**

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**7-2 工事内容の変更などの補助作業に関する規定**

工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。第18条第4項に記載されているとおり、発注者が行う。

**7-2 工事内容の変更などの補助作業に関する規定**

工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。第18条第4項に記載されているとおり、発注者が行う。

**工事請負契約書 第18条（条件変更等）第4項**

- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

**工事請負契約書 第18条（条件変更等）第4項**

- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

また、監督員の指示に基づき、受注者の負担で実施すべき補助作業については土木工事共通仕様書に記載されているとおりであるが、具体的な内容は以下のとおりである。

①工事材料に関する調査、試験

品質管理基準に含まれる試験で共通仮設費（率計上）の技術管理費に含まれるもの。

②現地状況の調査、観測

土木工事共通仕様書 1.2.9、1.2.10に基づき実施する測量調査等で、共通仮設費（率計上）の準備費に含まれるもの。

③設計計算、図面作成及び数量算出

監督員より条件変更該当する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業で、共通仮設費（率計上）の技術管理費にふくまれるもの。なお、技術管理費（率計上）に含まれるものは、現地取り合いに係る軽微な図面変更程度のものとする。

④施工法の比較、検討

また、監督員の指示に基づき、受注者の負担で実施すべき補助作業については土木工事共通仕様書に記載されているとおりであるが、具体的な内容は以下のとおりである。

①工事材料に関する調査、試験

品質管理基準に含まれる試験で共通仮設費（率計上）の技術管理費に含まれるもの。

②現地状況の調査、観測

土木工事共通仕様書 1.2.9、1.2.10に基づき実施する測量調査等で、共通仮設費（率計上）の準備費に含まれるもの。

③設計計算、図面作成及び数量算出

監督員より条件変更該当する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業で、共通仮設費（率計上）の技術管理費にふくまれるもの。なお、技術管理費（率計上）に含まれるものは、現地取り合いに係る軽微な図面変更程度のものとする。

④施工法の比較、検討

条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業で共通仮設費（率計上）の技術管理費に含まれるもの。

⑤その他工事内容の変更に必要な資料

監督員が指示するその他必要資料で軽微なもので、その他共通仮設費（率計上）に含まれるもの。

土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

1.1.24 設計図書の変更

(3) 工事内容の変更等の補助作業

受注者は、監督員の指示に従い工事内容の変更等を行うために必要となる業務の補助として、次に掲げる作業を実施すること。

- ① 工事材料に関する調査、試験
- ② 現地状況の調査、観測
- ③ 施工法の比較、検討
- ④ 設計計算、図面作成及び数量算出
- ⑤ その他工事内容の変更に必要な資料の作成

(4) 受注者の都合による工事内容の変更

受注者は、自らの都合により、設計図書に定められた内容と異なった施工法等で工事の施工を行おうとする場合は、あらかじめ監督員に工事打合せ簿により施工法変更承諾願を提出し、承諾を得なければならない。なお、受注者の都合による工事内容の変更の場合には、受注者がその費用を負担しなければならない。

条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業で共通仮設費（率計上）の技術管理費に含まれるもの。

⑤その他工事内容の変更に必要な資料

監督員が指示するその他必要資料で軽微なもので、その他共通仮設費（率計上）に含まれるもの。

土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

1.1.23 設計図書の変更

(3) 工事内容の変更等の補助作業

受注者は、監督員の指示に従い工事内容の変更等を行うために必要となる業務の補助として、次に掲げる作業を実施すること。

- ① 工事材料に関する調査、試験
- ② 現地状況の調査、観測
- ③ 施工法の比較、検討
- ④ 設計計算、図面作成及び数量算出
- ⑤ その他工事内容の変更に必要な資料の作成

(4) 受注者の都合による工事内容の変更

受注者は、自らの都合により、設計図書に定められた内容と異なった施工法等で工事の施工を行おうとする場合は、あらかじめ監督員に工事打合せ簿により施工法変更承諾願を提出し、承諾を得なければならない。なお、受注者の都合による工事内容の変更の場合には、受注者がその費用を負担しなければならない。

・ 項目の修正

## 8. 設計変更の対象となるケース

### 8-1. 設計変更の対象となるケースについて 設計変更の対象となるケースは以下の通り。

#### 工事請負契約書 より

- 第 15 条第 7 項（支給材料及び貸与品）：  
発注者は、前 2 項\*の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 15 条第 5 項、第 15 条第 6 項
- 第 18 条第 5 項（条件変更等）：  
前項\*の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 18 条第 4 項
- 第 19 条（設計図書の変更）：  
発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 第 20 条第 3 項（工事の中止）：  
発注者は、前 2 項\*の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持する若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 20 条第 1 項、第 20 条第 2 項
- 第 22 条第 2 項（受注者の請求による工期の延長）：  
発注者は、前項\*の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 22 条第 1 項

## 8. 設計変更の対象となるケース

### 8-1. 設計変更の対象となるケースについて 設計変更の対象となるケースは以下の通り。

#### 工事請負契約書 より

- 第 15 条第 7 項（支給材料及び貸与品）：  
発注者は、前 2 項\*の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 15 条第 5 項、第 15 条第 6 項
- 第 18 条第 5 項（条件変更等）：  
前項\*の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 18 条第 4 項
- 第 19 条（設計図書の変更）：  
発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 第 20 条第 3 項（工事の中止）：  
発注者は、前 2 項\*の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持する若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前 2 項  
第 20 条第 1 項、第 20 条第 2 項
- 第 22 条第 2 項（受注者の請求による工期の延長）：  
発注者は、前項\*の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 22 条第 1 項

## 工事請負契約書 より

- 第 23 条第 2 項（発注者の請求による工期の短縮）：  
発注者は、前 2 項\*の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項
- 第 26 条第 1 項 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 第 26 条第 5 項 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 第 26 条第 6 項 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 第 27 条第 4 項（臨機の措置）：  
受注者が第 1 項又は前項\*の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。  
※前項  
第 27 条第 3 項
- 第 30 条第 4 項（不可抗力による損害）：  
発注者は、前項\*の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 39 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。  
※前項  
第 30 条第 3 項

## 工事請負契約書 より

- 第 23 条第 2 項（発注者の請求による工期の短縮）：  
発注者は、前 2 項\*の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。  
※前項  
第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項
- 第 26 条第 2 項（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）：  
発注者又は受注者は、前項\*の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。  
※前項  
第 26 条第 1 項
- 第 27 条第 4 項（臨機の措置）：  
受注者が第 1 項又は前項\*の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。  
※前項  
第 27 条第 3 項
- 第 30 条第 4 項（不可抗力による損害）：  
発注者は、前項\*の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 39 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。  
※前項  
第 30 条第 3 項
- 第 31 条第 1 項（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）：  
発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 35 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

・全体スライド、単品スライド、インフレスライドについて記載。

工事請負契約書 より【前頁からの続き】

- 第31条第1項（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）：  
発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第35条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

### 工事請負契約書 より

- 第 35 条第 3 項（部分使用）：  
発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 第 42 条第 2 項（前払金等の不払に対する工事中止）：  
発注者は、前項\*の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

※前項

第 42 条第 1 項

### 工事請負契約書 より

- 第 35 条第 3 項（部分使用）：  
発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 第 42 条第 2 項（前払金等の不払に対する工事中止）：  
発注者は、前項\*の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

※前項

第 42 条第 1 項

### 土木工事共通仕様書 第 1 編 第 1 章 第 1 節 総則

#### 1.1.29 変更契約

##### (1) 変更契約の条件

発注者及び受注者は、次の各号の何れかに該当する場合には、当社の基準により工事請負契約の変更（以下「変更契約」という。）を行うものとする。ただし、協議の結果、別途処理とすることが定められた場合には、これに従い処理するものとする。なお、変更契約の時期及び変更契約に必要な書類の提出については、監督員と受注者の間で協議するものとする。

- ① 契約図書の規定に基づく工事内容の変更又は追加に伴い、工期又は請負代金額の変更を行う場合
- ② 工事のしゅん工に伴い請負代金額の精算を行う場合
- ③ 契約書第 40 条の規定に基づく部分引渡を行う場合
- ④ 契約書第 44 条から第 46 条及び第 49 条、第 50 条の規定に基づき契約を解除する場合
- ⑤ 契約図書の規定に基づき発注者が費用を負担する場合

### 土木工事共通仕様書 第 1 編 第 1 章 第 1 節 総則

#### 1.1.28 変更契約

##### (1) 変更契約の条件

発注者及び受注者は、次の各号の何れかに該当する場合には、当社の基準により工事請負契約の変更（以下「変更契約」という。）を行うものとする。ただし、協議の結果、別途処理とすることが定められた場合には、これに従い処理するものとする。なお、変更契約の時期及び変更契約に必要な書類の提出については、監督員と受注者の間で協議するものとする。

- ① 契約図書の規定に基づく工事内容の変更又は追加に伴い、工期又は請負代金額の変更を行う場合
- ② 工事のしゅん工に伴い請負代金額の精算を行う場合
- ③ 契約書第 40 条の規定に基づく部分引渡を行う場合
- ④ 契約書第 44 条から第 46 条及び第 49 条、第 50 条の規定に基づき契約を解除する場合
- ⑤ 契約図書の規定に基づき発注者が費用を負担する場合

・ 項目の修正

## 8-2. 設計変更対応事例

下記の事例について、当社の考え方を整理したものを示す。ただし、実際の工事において、事例に示される内容と施工条件、契約条件（特記仕様書）等が相違するため、下記事例に類似している場合であっても、無条件に設計変更の対象となるものではなく、条件変更に合致しているか否かを確認のうえ、設計変更の可否を判断することが必要となる。

なお、契約時に履行の対象として技術提案された案件かどうかを確認したうえで、費用計上の可否を判断する。

また、受発注者間の事務手続きの不備を設計変更可否の判断基準としてはならない。

No	工種等	概要	考え方の整理
1	設計費	詳細設計付き工事に当初施工範囲外の構造物の設計を当該工事に追加した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初の施工範囲外であれば費用計上は必要である。</li> <li>• ただし、当初工区範囲外の施工については、別途発注が原則。</li> <li>• 時間的制約、効率性等の観点で工事に追加する場合は、理由等を整理のうえ、費用を計上する。</li> </ul>
2	設計費	上部工の詳細設計の結果により下部工の鉄筋配置が変更となり検討費が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上下部工の詳細設計については、手戻りがないよう工程管理をして実施するのが原則。</li> <li>• やむを得ず、下部工先行の場合は、受注者の責によらないことを確認のうえ、費用を計上する。</li> </ul>
3	設計費	隣接工区の橋梁へ落橋防止を設置するため設計を実施した。	隣接工区の橋梁の詳細設計費との重複がないことを確認したうえで費用を計上する。
4	工場製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術提案において溶接部の品質向上の為に、耐ラメラテア鋼の使用を提案し、詳細設計で採用された。</li> <li>• 技術提案において耐震性能の向上の為に、橋脚と上部工の支沓構造を剛結構造で提案し、詳細設計で採用された。</li> </ul> いずれの提案も履行確認対象外の提案とされていた。	入札時の技術提案であっても、提案時に発注者において「履行確認対象外」の判定がされているものについては、実施工で採用された場合は設計変更対象となり、その費用を計上する。

## 8-2. 設計変更対応事例

下記の事例について、当社の考え方を整理したものを示す。ただし、実際の工事において、事例に示される内容と施工条件、契約条件（特記仕様書）等が相違するため、下記事例に類似している場合であっても、無条件に設計変更の対象となるものではなく、条件変更に合致しているか否かを確認のうえ、設計変更の可否を判断することが必要となる。

なお、契約時に履行の対象として技術提案された案件かどうかを確認したうえで、費用計上の可否を判断する。

また、受発注者間の事務手続きの不備を設計変更可否の判断基準としてはならない。

No	工種等	概要	考え方の整理
1	設計費	詳細設計付き工事に当初施工範囲外の構造物の設計を当該工事に追加した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初の施工範囲外であれば費用計上は必要である。</li> <li>• ただし、当初工区範囲外の施工については、別途発注が原則。</li> <li>• 時間的制約、効率性等の観点で工事に追加する場合は、理由等を整理のうえ、費用を計上する。</li> </ul>
2	設計費	上部工の詳細設計の結果により下部工の鉄筋配置が変更となり検討費が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上下部工の詳細設計については、手戻りがないよう工程管理をして実施するのが原則。</li> <li>• やむを得ず、下部工先行の場合は、受注者の責によらないことを確認のうえ、費用を計上する。</li> </ul>
3	設計費	隣接工区の橋梁へ落橋防止を設置するため設計を実施した。	隣接工区の橋梁の詳細設計費との重複がないことを確認したうえで費用を計上する。
4	工場製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術提案において溶接部の品質向上の為に、耐ラメラテア鋼の使用を提案し、詳細設計で採用された。</li> <li>• 技術提案において耐震性能の向上の為に、橋脚と上部工の支沓構造を剛結構造で提案し、詳細設計で採用された。</li> </ul> いずれの提案も履行確認対象外の提案とされていた。	入札時の技術提案であっても、提案時に発注者において「履行確認対象外」の判定がされているものについては、実施工で採用された場合は設計変更対象となり、その費用を計上する。

5	集水柵等	現場打ち集水柵について、現場の錯綜による理由により、別場所での柵製作・運搬となった。	・当初の条件明示（他工事の工程の明示等）の確認を行い、受注者の責に負わないものか適切に判断したうえで費用を計上する。なお、工程短縮のために工場二次製品を採用した場合も同様である。	5	集水柵等	現場打ち集水柵について、現場の錯綜による理由により、別場所での柵製作・運搬となった。	・当初の条件明示（他工事の工程の明示等）の確認を行い、受注者の責に負わないものか適切に判断したうえで費用を計上する。なお、工程短縮のために工場二次製品を採用した場合も同様である。
6	掘削	当初設計図に示された掘削勾配は、1:0.5 としていたが、掘削途中での予期せぬ湧水により、自立しないため、1:1.0 に変更となった。	掘削勾配は設計図書には明示しないのが原則であり、明示されていても契約条件として指定しているものではない。従って、掘削勾配の変更は受注者の任意の範疇である。しかし、本件の様な特殊事例については、受注者からの変更協議があった場合は、発注時に提示したボーリングデータなどにより、地下水位の条件変更などを適切に整理したうえで、費用を計上する。	6	掘削	当初設計図に示された掘削勾配は、1:0.5 としていたが、掘削途中での予期せぬ湧水により、自立しないため、1:1.0 に変更となった。	掘削勾配は設計図書には明示しないのが原則であり、明示されていても契約条件として指定しているものではない。従って、掘削勾配の変更は受注者の任意の範疇である。しかし、本件の様な特殊事例については、受注者からの変更協議があった場合は、発注時に提示したボーリングデータなどにより、地下水位の条件変更などを適切に整理したうえで、費用を計上する。
7	基礎杭	現況地盤の試験の結果、杭打ち機の施工に必要な地盤支持力がなかったためセメント系改良材による地盤改良を実施した。	試験結果による地盤改良のため費用は計上する。なお、地盤改良については、工法、添加量等について室内試験など行い最適な工法、添加量を決定する必要がある。	7	基礎杭	現況地盤の試験の結果、杭打ち機の施工に必要な地盤支持力がなかったためセメント系改良材による地盤改良を実施した。	試験結果による地盤改良のため費用は計上する。なお、地盤改良については、工法、添加量等について室内試験など行い最適な工法、添加量を決定する必要がある。
8	鉄筋	詳細設計により、下部工のフーチングの鉄筋が太径となり、鉄筋比が変更となった。	詳細設計に伴う太径鉄筋の変更は数量精算のみで、加工費（太径鉄筋比）の変更は行わないのが原則。ただし、橋脚の追加、構造の変更等も伴うものは別途検討する。	8	鉄筋	詳細設計により、下部工のフーチングの鉄筋が太径となり、鉄筋比が変更となった。	詳細設計に伴う太径鉄筋の変更は数量精算のみで、加工費（太径鉄筋比）の変更は行わないのが原則。ただし、橋脚の追加、構造の変更等も伴うものは別途検討する。
9	止水ゴム	設計施工一括方式の工事で、打ち継ぎ部の止水ゴムを当初膨張性止水ゴムとしていたが、設計指針の変更により非加硫ブチルゴム系止水板に変更した。	設計施工一括方式の工事においては、受注者の責任で設計施工し、工事材料が変更になっても変更しないのが原則。本件については、「契約締結後、発注者が基本条件及び設計基準等の変更・・・を指示した場合」に該当するため、費用を計上する。	9	止水ゴム	設計施工一括方式の工事で、打ち継ぎ部の止水ゴムを当初膨張性止水ゴムとしていたが、設計指針の変更により非加硫ブチルゴム系止水板に変更した。	設計施工一括方式の工事においては、受注者の責任で設計施工し、工事材料が変更になっても変更しないのが原則。本件については、「契約締結後、発注者が基本条件及び設計基準等の変更・・・を指示した場合」に該当するため、費用を計上する。

10	施工時間	他工事からの引渡しが遅延したことにより、工程短縮のため夜間工事も実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡し時期は必ず特記仕様書に明示する。</li> <li>他工事の受注者に責があることが明確であれば、夜間工事に要する費用負担を検討する。</li> <li>他工事の受注者に責がなければ、夜間工事に要する費用を発注者が負担する。</li> </ul>	10	施工時間	他工事からの引渡しが遅延したことにより、工程短縮のため夜間工事も実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡し時期は必ず特記仕様書に明示する。</li> <li>他工事の受注者に責があることが明確であれば、夜間工事に要する費用負担を検討する。</li> <li>他工事の受注者に責がなければ、夜間工事に要する費用を発注者が負担する。</li> </ul>	
11	施工時間	管理者協議等により、施工時間の制限があり標準の稼働時間より短くなった。	「時間的制約を受ける公共工事の積算」に基づき「労務費」の割り増し費用を計上する。	11	施工時間	管理者協議等により、施工時間の制限があり標準の稼働時間より短くなった。	「時間的制約を受ける公共工事の積算」に基づき「労務費」の割り増し費用を計上する。	
12	障害物撤去	施工箇所に既設コンクリート構造物が存置されており、施工に支障となるため撤去した。	建物の基礎等については、補償費の範囲外であることを確認のうえ、費用計上する。また、撤去工法については、現場条件等を精査のうえ、最適な工法を選択する必要がある。なお、地下に存在する場合は掘削数量の変更も行う。	12	障害物撤去	施工箇所に既設コンクリート構造物が存置されており、施工に支障となるため撤去した。	建物の基礎等については、補償費の範囲外であることを確認のうえ、費用計上する。また、撤去工法については、現場条件等を精査のうえ、最適な工法を選択する必要がある。なお、地下に存在する場合は掘削数量の変更も行う。	
13	障害物撤去	当初は現況地盤より下方部の障害物撤去を低騒音・低振動工法で実施することを考えていたが、障害物の位置が当初設計より更に下方部にあり、現況地盤より施工できなくなったため、原位置で施工できるワイヤーソー工法で施工した。	当初より障害物の存在が判明している場合は、図面に障害物の位置を明示しておくのは必須であり、施工方法についても特殊な工法であれば、明示しておくことが望ましい。本件の場合、障害物の位置が当初図面と違うことが条件変更となり、費用を計上するが、工法については最適工法を選択する必要がある。なお、地下にある場合は掘削数量の変更も行う。	13	障害物撤去	当初は現況地盤より下方部の障害物撤去を低騒音・低振動工法で実施することを考えていたが、障害物の位置が当初設計より更に下方部にあり、現況地盤より施工できなくなったため、原位置で施工できるワイヤーソー工法で施工した。	当初より障害物の存在が判明している場合は、図面に障害物の位置を明示しておくのは必須であり、施工方法についても特殊な工法であれば、明示しておくことが望ましい。本件の場合、障害物の位置が当初図面と違うことが条件変更となり、費用を計上するが、工法については最適工法を選択する必要がある。なお、地下にある場合は掘削数量の変更も行う。	
14	仮設	工事で管理している一般道路についてポットホール等が発生したため補修した。	工事中に管理を移管されている街路の維持管理等に要する費用については計上する。実際の補修については小規模施工となることが多いため、実態を考慮するなどの積算が必要。	14	仮設	工事で管理している一般道路についてポットホール等が発生したため補修した。	工事中に管理を移管されている街路の維持管理等に要する費用については計上する。実際の補修については小規模施工となることが多いため、実態を考慮するなどの積算が必要。	

1 5	仮設	先行工事において設置した仮囲い（技術提案：リース品）を後行工事でも必要なことから引継が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行工事の技術提案項目を後行工事に引継ぐこと理由の整理、及び先行工事の了解を取る（先行工事の財産のため。）必要がある。</li> <li>費用については、引継後のリース代・撤去費を計上する。</li> </ul>	1 5	仮設	先行工事において設置した仮囲い（技術提案：リース品）を後行工事でも必要なことから引継が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行工事の技術提案項目を後行工事に引継ぐこと理由の整理、及び先行工事の了解を取る（先行工事の財産のため。）必要がある。</li> <li>費用については、引継後のリース代・撤去費を計上する。</li> </ul>	<p>・工種の修正</p>
1 6	仮設	明らかな設計（発注者）の瑕疵により、当初契約時の条件で施工が出来ず仮設工の追加や、施工機械の変更をした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計（発注者）の瑕疵は、条件変更該当する。</li> <li>瑕疵の責任区分を発注者、設計業務受注者で明確にして修正設計を行い、工事受注者に指示する。</li> <li>※設計の業務受注者の瑕疵により、手戻りが発生した場合は、その費用請求等の検討が別途必要となる。</li> </ul>	1 6	仮設	明らかな設計（発注者）の瑕疵により、当初契約時の条件で施工が出来ず仮設工の追加や、施工機械の変更をした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計（発注者）の瑕疵は、条件変更該当する。</li> <li>瑕疵の責任区分を発注者、設計業務受注者で明確にして修正設計を行い、工事受注者に指示する。</li> <li>※設計の業務受注者の瑕疵により、手戻りが発生した場合は、その費用請求等の検討が別途必要となる。</li> </ul>	
1 7	仮設	埋設物の確認のため試掘を実施した。	工事開始前に各埋設管理者の台帳を調査し、管理者と協議のうえ試掘範囲を決定して費用を計上する。	1 7	仮設	埋設物の確認のため試掘を実施した。	工事開始前に各埋設管理者の台帳を調査し、管理者と協議のうえ試掘範囲を決定して費用を計上する。	
1 8	仮設	水替え工で発生する水において、放流基準を超えるPH値のため、PH処理装置を設置した。	雨水・湧水等で水質が基準値を超えて処理装置を設置するものについては、費用を計上する。なお、受注者の任意施工に起因するもの（コンクリート打設時の養生水処理等）は計上出来ない。	1 8	仮設	水替え工で発生する水において、放流基準を超えるPH値のため、PH処理装置を設置した。	雨水・湧水等で水質が基準値を超えて処理装置を設置するものについては、費用を計上する。なお、受注者の任意施工に起因するもの（コンクリート打設時の養生水処理等）は計上出来ない。	
1 9	準備費	施工箇所以外での工事用ヤード整地を実施した。	施工箇所の整地などについては、共通仮設費の率計上分に含まれるが、施工箇所以外でのヤードが必要となり、その整地を実施した場合は費用を計上する。	1 9	準備費	施工箇所以外での工事用ヤード整地を実施した。	施工箇所の整地などについては、共通仮設費の率計上分に含まれるが、施工箇所以外でのヤードが必要となり、その整地を実施した場合は費用を計上する。	
2 0	仮設 （交通 管理 工）	工事区域から離れた箇所での通学時の交通誘導警備員、看板等の配備を地元協議により求められた。	交通誘導警備員は、 <b>直接工事費（交通管理工）</b> の積み上げ項目なので費用を計上する。 <b>なお</b> 、看板等については、通常は共通仮設費（率）に含まれるものと判断するが、本件は「工事区域より離れた箇所」での設置なので率には含まれていないと判断し、費用計上する。	2 0	<b>安全費</b>	工事区域から離れた箇所での通学時の交通誘導警備員、看板等の配備を地元協議により求められた。	交通誘導警備員は、 <b>共通仮設費</b> の積み上げ項目なので費用を計上する。看板等については、通常は共通仮設費（率）に含まれるものと判断するが、本件は「工事区域より離れた箇所」での設置なので率には含まれていないと判断し、費用計上する。	

2 1	仮設 (交通 管理 工)	準備工(現地測量等)に伴い、交通誘導警備員の配備が発生した。	準備作業に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、積上げ計上する。
2 2	安全費	交通管理者協議により工事区域の占用に工事用フェンスではなく、H鋼フェンスに変更となった。	工事区域の工事用フェンスは、共通仮設費の率に含まれるが、H鋼については率には含まれていないと判断し、H鋼のみの費用を計上する。
2 3	安全費	夜間工事において、受注者が計画した夜間照明では現場実施時に暗かったことから追加の照明設置を指示した。	夜間作業における工事用照明は、共通仮設費の率分に含まれるため追加計上できない。なお、第3者の安全のための仮設照明(道路、歩道など)は追加計上できる。
2 4	技術管 理費	特殊配合のコンクリートを使用するにあたり、受注者が示方配合及び計画配合決定のため試験練りを実施した。	通常的に実施される試験練りについては、共通仮設費(技術管理費)に含まれていると考えているのが妥当。しかし、通常以上に実施される試験練りについてはその妥当性を適切に判断のうえ、費用計上する。
2 5	役務費	桁の架設用クレーンの設置において工事ヤードの借地が必要となった。	受注者の任意の架設方法に起因するものでないことを確認のうえ、費用を計上する。

#### 9. 設計変更の対象とならないケース

(※下記は原則であり、特別な定めがある場合や、発注者が指定した場合は除くため、取り扱いについては各工事で検討すること。)

9-1. 設計変更の対象とならないケースについて  
設計変更の対象とならないケースは以下の通り。

2 1	安全費	交通管理者協議により工事区域の占用に工事用フェンスではなく、H鋼フェンスに変更となった。	工事区域の工事用フェンスは、共通仮設費の率に含まれるが、H鋼については率には含まれていないと判断し、H鋼のみの費用を計上する。
2 2	安全費	夜間工事において、受注者が計画した夜間照明では現場実施時に暗かったことから追加の照明設置を指示した。	夜間作業における工事用照明は、共通仮設費の率分に含まれるため追加計上できない。なお、第3者の安全のための仮設照明(道路、歩道など)は追加計上できる。
2 3	安全費	準備工(現地測量等)に伴い、交通誘導警備員の配備が発生した。	準備作業に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、積算基準に「準備に伴う交通誘導警備員の費用については安全費に積上げ計上する。」とあり、費用計上する。
2 4	技術管 理費	特殊配合のコンクリートを使用するにあたり、受注者が示方配合及び計画配合決定のため試験練りを実施した。	通常的に実施される試験練りについては、共通仮設費(技術管理費)に含まれていると考えているのが妥当。しかし、通常以上に実施される試験練りについてはその妥当性を適切に判断のうえ、費用計上する。
2 5	役務費	桁の架設用クレーンの設置において工事ヤードの借地が必要となった。	受注者の任意の架設方法に起因するものでないことを確認のうえ、費用を計上する。

#### 9. 設計変更の対象とならないケース

(※下記は原則であり、特別な定めがある場合や、発注者が指定した場合は除くため、取り扱いについては各工事で検討すること。)

9-1. 設計変更の対象とならないケースについて  
設計変更の対象とならないケースは以下の通り。

・工種の修正。NO.の入れ替え。

## 工事請負契約書 より

- 第1条第3項（総則）：  
仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 第8条（特許権等の使用）：  
受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- 第8条第2項（特許権等の使用）：  
受注者は、工事の施行並びに工事目的物、工事材料及び工事仮設物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証し、知的財産権の侵害について第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と負担において処理及び解決するものとし、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により発注者に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 第13条第2項（工事材料の品質及び検査等）：  
受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 第14条第6項（監督員の立会い及び工事記録の整備等）：  
第1項、第3項又は前項\*の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
※前項  
第14第5項
- 第15条第10項（支給材料及び貸与品）：  
受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

## 工事請負契約書 より

- 第1条第3項（総則）：  
仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 第8条（特許権等の使用）：  
受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- 第8条第2項（特許権等の使用）：  
受注者は、工事の施行並びに工事目的物、工事材料及び工事仮設物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証し、知的財産権の侵害について第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と負担において処理及び解決するものとし、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により発注者に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 第13条第2項（工事材料の品質及び検査等）：  
受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 第14条第6項（監督員の立会い及び工事記録の整備等）：  
第1項、第3項又は前項\*の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
※前項  
第14第5項
- 第15条第10項（支給材料及び貸与品）：  
受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

### 工事請負契約書 より

- 第 17 条第 4 項（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）：  
前 2 項\*の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。  
※前 2 項  
第 17 条第 2 項、第 17 条第 3 項
- 第 28 条（一般的損害）：  
工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 56 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 第 29 条（第三者に及ぼした損害）：  
工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 56 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 第 29 条第 2 項（第三者に及ぼした損害）：  
前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 第 32 条第 3 項（検査及び引渡し）：  
前項\*の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
※前項  
第 32 条第 2 項：

### 工事請負契約書 より

- 第 17 条第 4 項（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）：  
前 2 項\*の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。  
※前 2 項  
第 17 条第 2 項、第 17 条第 3 項
- 第 28 条（一般的損害）：  
工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 56 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 第 29 条（第三者に及ぼした損害）：  
工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 56 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 第 29 条第 2 項（第三者に及ぼした損害）：  
前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 第 32 条第 3 項（検査及び引渡し）：  
前項\*の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
※前項  
第 32 条第 2 項：

## 9-2. 設計変更の対象とならない事例

設計変更の対象とならない事例は以下の通り。

### ・協議回答のない施工

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.13 監督員の権限行使

監督員が、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、又はその他監督員が必要と認めた場合には、監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。なお、口頭による指示等が行われた場合には、後日速やかに書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### ・指示のない施工

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.24 設計図書の変更

###### (1) 工事内容の変更

監督員が、契約書第18条第4項及び第19条の規定に基づき、受注者に対して示した設計図書の訂正又は変更（以下「工事内容の変更」という）を行う場合は、変更工事施工通知書によるものとする。

###### (2) 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時期・時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

### ・施工法変更承諾

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.24 設計図書の変更

###### (4) 受注者の都合による工事内容の変更

受注者は、自らの都合により、設計図書に定められた内容と異なった施工法等で工事の施工を行おうとする場合は、あらかじめ監督員に工事打合せ簿により施工法変更承諾願を提出し、承諾を得なければならない。なお、受注者の都合による工事内容の変更の場合には、受注者がその費用を負担しなければならない。

## 9-2. 設計変更の対象とならない事例

設計変更の対象とならない事例は以下の通り。

### ・協議回答のない施工

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.13 監督員の権限行使

監督員が、その権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、又はその他監督員が必要と認めた場合には、監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。なお、口頭による指示等が行われた場合には、後日速やかに書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### ・指示のない施工

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.23 設計図書の変更

###### (1) 工事内容の変更

監督員が、契約書第18条第4項及び第19条の規定に基づき、受注者に対して示した設計図書の訂正又は変更（以下「工事内容の変更」という）を行う場合は、変更工事施工通知書によるものとする。

###### (2) 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時期・時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

### ・施工法変更承諾

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.23 設計図書の変更

###### (4) 受注者の都合による工事内容の変更

受注者は、自らの都合により、設計図書に定められた内容と異なった施工法等で工事の施工を行おうとする場合は、あらかじめ監督員に工事打合せ簿により施工法変更承諾願を提出し、承諾を得なければならない。なお、受注者の都合による工事内容の変更の場合には、受注者がその費用を負担しなければならない。

・ 項目の修正

・ 項目の修正

10. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、工程情報も施工条件に含まれるものであるため、当該工期設定に関する条件についても明示するものとする。

明示項目	明示事項（例）
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、工事名、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 出水期等による施工の休止等の制約がある場合はその制約を受ける影響箇所及び期間</li> <li>6. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>7. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間 又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>8. 設計工程上見込んでいる作業不能日（ノー工事日、年末年始、お盆の工事抑制、フレッシュアップ工事等による工事抑制、雪氷期間における高速上の工事抑制等）</li> <li>9. 詳細設計期間の明示、設計検討及び図面照査に係る担当者の明示 詳細設計付きでない工事において、設計検討の追加がある旨明示</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして公共用地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>

10. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、工程情報も施工条件に含まれるものであるため、当該工期設定に関する条件についても明示するものとする。

明示項目	明示事項（例）
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、工事名、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 出水期等による施工の休止等の制約がある場合はその制約を受ける影響箇所及び期間</li> <li>6. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>7. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間 又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>8. 設計工程上見込んでいる作業不能日（ノー工事日、年末年始、お盆の工事抑制、フレッシュアップ工事等による工事抑制、雪氷期間における高速上の工事抑制等）</li> <li>9. 詳細設計期間の明示、設計検討及び図面照査に係る担当者の明示 詳細設計付きでない工事において、設計検討の追加がある旨明示</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして公共用地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>

環境対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容（低騒音・低振動工法の採用など）</li> <li>2. 騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合は、その箇所及び測定期間</li> <li>3. 公害に関する特定指定地域指定がある場合は、その地域</li> <li>4. 塗装工事における、鉛対策に要する特別な設備を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>5. 工事の施工に伴って事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>	環境対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容（低騒音・低振動工法の採用など）</li> <li>6. 騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合は、その箇所及び測定期間</li> <li>7. 公害に関する特定指定地域指定がある場合は、その地域</li> <li>8. 塗装工事における、鉛対策に要する特別な設備を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>5. 工事の施工に伴って事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>	
安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容・期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導警備員、警戒船等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>	安全対策 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容・期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導警備員、警戒船等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>	
工事用道 路 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> <li>(3) 交通規制等により占用する場合は、関係機関協議の有無等</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容及び期間</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> <li>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> <li>3. 他工事と工事用道路を共有する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 他工事と道路を共有する場合は、その共有する他工事名、工事用走路の管理者、共有する区間・期間等</li> </ol> </li> <li>4. 工事用道路の使用に制限がある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用道路の使用に制限がある場合は、その制限内容</li> </ol> </li> </ol>	工事用道 路 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> <li>(3) 交通規制等により占用する場合は、関係機関協議の有無等</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容及び期間</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> <li>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> <li>3. 他工事と工事用道路を共有する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 他工事と道路を共有する場合は、その共有する他工事名、工事用走路の管理者、共有する区間・期間等</li> </ol> </li> <li>4. 工事用道路の使用に制限がある場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用道路の使用に制限がある場合は、その制限内容</li> </ol> </li> </ol>	
仮設備関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> </ol>	仮設備関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> </ol>	

	3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容		3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物 関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所や、時間等の処分条件及び保管条件等 2. 他工事からの建設発生土を受け入れる場合は、その他工事名、発生土の種類、使用箇所等 3. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 4. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、時間等の処分条件	建設副産物 関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所や、時間等の処分条件及び保管条件等 2. 他工事からの建設発生土を受け入れる場合は、その他工事名、発生土の種類、使用箇所等 3. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 4. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、時間等の処分条件
工事支障 物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等	工事支障 物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入 関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容	薬液注入 関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分引き渡しを行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 10. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等 11. その他、各工事特有の条件等、明示が必要と考えられるもの	その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分引き渡しを行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 10. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等 11. その他、各工事特有の条件等、明示が必要と考えられるもの

注) 本表の明示事項(例)は、各種工事で必要とされる一般的な明示事項を記載しているものであり、全ての施工条件を網羅しているものではないため、必要に応じて適宜、明示事項を追加すること。

注) 本表の明示事項(例)は、各種工事で必要とされる一般的な明示事項を記載しているものであり、全ての施工条件を網羅しているものではないため、必要に応じて適宜、明示事項を追加すること。

注) その他、条件明示等の不足や記載漏れの確認については、参考資料の条件

注) その他、条件明示等の不足や記載漏れの確認については、参考資料の条件

明示チェックリストを活用することができる。

### 1 1. 契約後 VE において工事内容を変更する場合について

契約後 VE 対象工事については、工事請負契約書第 19 条の 3 及び入札公告、入札説明書の工事概要にその旨が記載されているが、詳細については土木工事共通仕様書関係基準「契約後 VE 方式の実施要領」に記載されているため、当該記載に基づき別途手続きを実施すること。

#### 工事請負契約書 第19条の3 (設計図書の変更に係る受注者のVE提案)

受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

明示チェックリストを活用することができる。

### 1 1. 契約後 VE において工事内容を変更する場合について

契約後 VE 対象工事については、工事請負契約書第 19 条の 3 及び入札公告、入札説明書の工事概要にその旨が記載されているが、詳細については土木工事共通仕様書関係基準「契約後 VE 方式の実施要領」に記載されているため、当該記載に基づき別途手続きを実施すること。

#### 工事請負契約書 第19条の3 (設計図書の変更に係る受注者のVE提案)

受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

1 2. 変更設計書の積算単価及び歩掛等に関する注意事項

1 2-1. 間接工事費における工種区分について

- (1) 共通仮設費の工種区分は、設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格③間接工事費 3 共通仮設費(建設・保全) 3-1 工種区分 (3) より)
- (2) 現場管理費の工種区分は、設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格③間接工事費 4 現場管理費(建設・保全) 4-2 現場管理費の算定 (3) より)

1 2-2. 設計変更における契約保証費について(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格 ⑤契約保証費 3 設計変更の取扱いより)

- (1) 契約保証費を変更する場合
  - ①最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し2倍以上の増額変更時。
  - ②最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し減額の場合。
- (2) 契約保証費を変更しない場合
  - ①最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し2倍未満の増額変更時。
  - ②工期延期・短縮。
  - ③最終変更時。

1 2. 変更設計書の積算単価及び歩掛等に関する注意事項

1 2-1. 間接工事費における工種区分について

- (1) 共通仮設費の工種区分は、設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格③間接工事費 3 共通仮設費(建設・保全) 3-1 工種区分 (3) より)
- (2) 現場管理費の工種区分は、設計変更時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格③間接工事費 4 現場管理費(建設・保全) 4-2 現場管理費の算定 (3) より)

1 2-2. 設計変更における契約保証費について(土木工事標準積算基準 第1編 積算基準 第2章 工事価格 ⑤契約保証費 3 設計変更の取扱いより)

- (1) 契約保証費を変更する場合
  - ①最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し2倍以上の増額変更時。
  - ②最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し減額の場合。
- (2) 契約保証費を変更しない場合
  - ①最終設計変更以外の設計金額が、契約保証手続きがなされた設計金額に対し2倍未満の増額変更時。
  - ②工期延期・短縮。
  - ③最終変更時。

### 13. 関連事項

#### 13-1. 入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前及び、契約後の設計図書照査の各段階で解決しておくことがスムーズな設計変更の協議につながることになる。

##### 13-1-1. 入札前

入札前の疑義の解決については以下の通り。

###### 入札説明書（標準記載例）

###### ○. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書（申請書等含む）及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

①提出期間：別表一〇のとおり。

②提出場所：上記○. に同じ。

③提出方法：原則、電子メール等によること。なお、電子メール等によることが困難な場合は書面持参による提出、郵送等又は電送によることができるものとする。

（※電子メール等による場合には、オリジナルデータ(別紙一〇)により作成し、PDF 及びオリジナルデータ(別紙一〇)を送付すること。）

（※電送又は電子メール等の場合には、着信を確認すること。）

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、質問書を受け取った翌日から原則として5日（休日を除く）以内に電子メールで回答するものとする。

また、その回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間：別表一〇のとおり。

②閲覧場所：阪神高速道路株式会社ホームページ（工事の入札公告ページ）

(3) 他の競争参加希望者の質問及び回答についても閲覧に供しているため、閲覧期間中は適時確認を行うこと。

### 13. 関連事項

#### 13-1. 入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前及び、契約後の設計図書照査の各段階で解決しておくことがスムーズな設計変更の協議につながることになる。

##### 13-1-1. 入札前

入札前の疑義の解決については以下の通り。

###### 入札説明書（標準記載例）

###### ○. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書（申請書等含む）及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

①提出期間：別表一〇のとおり。

②提出場所：上記○. に同じ。

③提出方法：原則、電子メール等によること。なお、電子メール等によることが困難な場合は書面持参による提出、郵送等又は電送によることができるものとする。

（※電子メール等による場合には、オリジナルデータ(別紙一〇)により作成し、PDF 及びオリジナルデータ(別紙一〇)を送付すること。）

（※電送又は電子メール等の場合には、着信を確認すること。）

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、質問書を受け取った翌日から原則として5日（休日を除く）以内に電子メールで回答するものとする。

また、その回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間：別表一〇のとおり。

②閲覧場所：阪神高速道路株式会社ホームページ（工事の入札公告ページ）

(3) 他の競争参加希望者の質問及び回答についても閲覧に供しているため、閲覧期間中は適時確認を行うこと。

### 13-1-2. 契約後

契約後の疑義の解決については以下の通り。

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.23 設計図書の照査等

###### (2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

### 13-2. 受発注者のコミュニケーションの促進

工事の契約内容に変更が生じた場合においては、工事変更指示時に工事監督部門に加えて積算部門含めた協議を行い双方の合意の基に工事を進め、適切な時期に設計変更を実施することが重要である。また、諸問題に対して迅速な対応を実現するため、ワンデーレスポンスを行うことが重要であり、土木工事共通仕様書及び同関係基準「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき、実施するものとしている。

更に、土木工事等では設計・施工分離方式が採用されている場合が多く、設計者が行なった成果品を基に発注者が設計図を作成し、受注者はその設計図に基づき工事を施工するため、設計思想が受注者に十分伝わらないことがある。加えて、土木工事等の特性から、当初の設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合や設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。

そのため、下記のとおり、設計・施工連絡会議（三者会議）を開催する。なお、三者会議の実施については、土木工事共通仕様書関係基準「設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領」によるものとする。

対象工事：概略設計等が完了した成果品で発注した工事で三者会議の導入効果が高いと判断される工事

目的：公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者（工事受注者をいう。）の三者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等の情報の共有及び施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や、予期し得ない現場条件との変更等の施工上の課題等に対する意見交換等を行う場として開催する。

### 13-1-2. 契約後

契約後の疑義の解決については以下の通り。

#### 土木工事共通仕様書 第1編 第1章 第1節 総則

##### 1.1.22 設計図書の照査等

###### (2) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

### 13-2. 受発注者のコミュニケーションの促進

工事の契約内容に変更が生じた場合においては、工事変更指示時に工事監督部門に加えて積算部門含めた協議を行い双方の合意の基に工事を進め、適切な時期に設計変更を実施することが重要である。また、諸問題に対して迅速な対応を実現するため、ワンデーレスポンスを行うことが重要であり、土木工事共通仕様書及び同関係基準「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき、実施するものとしている。

更に、土木工事等では設計・施工分離方式が採用されている場合が多く、設計者が行なった成果品を基に発注者が設計図を作成し、受注者はその設計図に基づき工事を施工するため、設計思想が受注者に十分伝わらないことがある。加えて、土木工事等の特性から、当初の設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合や設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。

そのため、下記のとおり、設計・施工連絡会議（三者会議）を開催する。なお、三者会議の実施については、土木工事共通仕様書関係基準「設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領」によるものとする。

対象工事：概略設計等が完了した成果品で発注した工事で三者会議の導入効果が高いと判断される工事

目的：公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者及び施工者（工事受注者をいう。）の三者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等の情報の共有及び施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や、予期し得ない現場条件との変更等の施工上の課題等に対する意見交換等を行う場として開催する。

・ 項目の修正

上記の実施にあたっては、Hi-TeLus（ハイ-テラス：阪神高速・工事情報等共有システム）を用いるなど、手段・手法にとらわれることなく、受発注者間のコミュニケーションをより図れるよう努めるものとする。

**参考資料（関係通知等）**

- 《法令関係》
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
  - 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
  - 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
  - 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照条文（建設業法）
  - 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照条文（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

- 《国土交通省等資料》
- 発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日）公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議
  - 改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）について（国土交通省公表資料 URL 参照 <http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>）
  - 条件明示ガイドライン（案）（土木設計）  
（国土交通省公表資料URL参照 [http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu\\_joukenmeiji.html](http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_joukenmeiji.html)）
- ※照査項目チェックリスト、条件明示チェックリスト

- 《阪神高速道路株》
- 土木工事共通仕様書 抜粋
  - 工事請負契約書(標準記載例) 抜粋

上記の実施にあたっては、Hi-TeLus（ハイ-テラス：阪神高速・工事情報等共有システム）を用いるなど、手段・手法にとらわれることなく、受発注者間のコミュニケーションをより図れるよう努めるものとする。

**参考資料（関係通知等）**

- 《法令関係》
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
  - 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
  - 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
  - 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照条文（建設業法）
  - 建設業法等の一部を改正する法律新旧対照条文（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

- 《国土交通省等資料》
- 発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日）公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議
  - 改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）について（国土交通省公表資料 URL 参照 <http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>）
  - 条件明示ガイドライン（案）（土木設計）  
（国土交通省公表資料URL参照 [http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu\\_joukenmeiji.html](http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_joukenmeiji.html)）
- ※照査項目チェックリスト、条件明示チェックリスト

- 《阪神高速道路株》
- 土木工事共通仕様書 抜粋
  - 工事請負契約書(標準記載例) 抜粋

改定理由	
注意事項	

工種 (頁)		改訂年月日	2025 年 7 月 1 日	公表 社内限
改訂 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="359 804 1041 999">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="418 1129 982 1178">週休 2 日制ガイドライン</p> <p data-bbox="572 1577 825 1619">2025 年 7 月</p> <p data-bbox="439 1724 961 1772">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1457 804 2139 999">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1516 1129 2080 1178">週休 2 日制ガイドライン</p> <p data-bbox="1670 1577 1923 1619">2024 年 4 月</p> <p data-bbox="1543 1724 2065 1772">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2353 1591 2605 1619">改定に伴う西暦変更</p>

目次

第1章 週休2日制

第1節 一般……………1  
 第2節 対象工事……………1  
 第3節 用語の定義……………1  
 第4節 週休2日の実施に関する手続等……………3

第2章 週休2日現場閉所方式

第1節 一般……………3  
 第2節 対象工事……………3  
 第3節 対象期間……………4  
 第4節 週休2日の実施に関する手続等……………4  
 第5節 取得計画及び取得報告書……………4  
 (1)取得計画作成上の注意……………4  
 (2)取得計画の構成及び記載内容……………4  
 (3)取得報告書の構成及び記載内容……………5  
 第6節 工事工程の共有……………5  
 第7節 週休2日の達成判断……………5  
 第8節 工事成績評定……………6  
 第9節 変更契約……………6

第3章 週休2日交替方式

第1節 一般……………6  
 第2節 対象工事……………6  
 第3節 対象期間……………6  
 第4節 週休2日の実施に関する手続等……………7  
 第5節 取得計画書及び取得報告書……………7

目次

第1章 週休2日制度（発注者指定方式）

第1節 一般……………1  
 第2節 対象工事……………1  
 第3節 週休2日の定義……………1  
 第4節 週休2日の実施に関する手続等……………2  
 第5節 取得計画及び取得報告書……………2  
 5.1 取得計画作成上の注意……………2  
 5.2 取得計画の構成及び記載内容……………2  
 5.3 取得報告書の構成及び記載内容……………3  
 第6節 工事工程の共有……………3  
 第7節 工事成績評定……………3  
 第8節 設計変更……………3  
 第9節 履行実績取組証の発行……………3

第2章 技術者交替方式

第1節 一般……………4  
 第2節 対象工事……………4  
 第3節 週休2日の定義……………4  
 第4節 週休2日の実施に関する手続等……………5  
 第5節 取得計画書及び取得報告書……………5  
 5.1 取得計画書作成上の注意……………5  
 5.2 取得計画書の構成及び記載内容……………5  
 5.3 取得報告書の構成及び記載内容……………5  
 第6節 工事工程の共有……………5  
 第7節 工事成績評定……………5  
 第8節 設計変更……………5  
 第9節 履行実績取組証の発行……………5  
 第10節 その他……………5

・国交省の土日に指定する完全週休2日制の考え方を踏襲し、ガイドラインの内容を改定

・「週休2日制」、「週休2日現場閉所方式」、「週休2日交替制方式」の内容で記載内容を整理

(1)取得計画書作成上の注意 .....	7
(2)取得計画書の構成及び記載内容 .....	8
(3)取得報告書の構成及び記載内容 .....	8
第6節 工事工程の共有 .....	8
第7節 週休2日の達成判断 .....	8
第8節 工事成績評定 .....	9
第9節 変更契約 .....	9

## 第1章 週休2日制

### 第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、土木工事共通仕様書の規定に基づき週休2日（週休2日現場閉所方式又は週休2日交替方式）へ取り組む場合の指針を示すものである。

### 第2節 対象工事

本章の対象工事は、当社が2025年7月以降に公告等を開始した、全工事を対象とする。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事  
例①災害復旧工事  
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事  
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事  
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

なお、上記(1)～(5)の工事であっても、「通期の週休2日制」又は「通期の週休2日交替制」を採用するなどして週休2日の休日確保することに努めるものとする。

### 第3節 用語の定義

- (1) 発注者指定方式  
発注者が、週休2日現場閉所方式又は週休2日交替方式に取り組むことを指定する方式をいう。
- (2) 週休2日現場閉所方式  
週休2日現場閉所方式は、現場閉所により週休2日を確保する状態をいう。  
① 完全週休2日（土日）制  
完全週休2日（土日）制とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。また、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、1週間とは、月曜日から日曜日までをいう。

## 第1章 週休二日制度（発注者指定方式）

### 第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、土木工事共通仕様書の規定に基づき週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

### 第2節 対象工事

週休2日への取組は、当社が2024年4月以降に公告を開始した、全工事を対象とする。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事  
例①災害復旧工事  
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事  
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事  
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

なお、上記(1)～(5)の工事であっても、「技術者交替方式」を採用するなどして、できる限り週休二日の達成に務めるものとする。

既契約工事（受注者希望方式）についても、発注者指定方式を適用することができる。適用を希望する場合は、監督員と協議すること。

### 第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内<sup>※注1)</sup>において、週休2日<sup>※注2)</sup>相当の現場閉所を行ったと認められること。（年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く）
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も現場閉所日数<sup>※注3)</sup>とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

・国交省の土日に指定する完全週休2日制の考え方を踏襲し、ガイドラインの内容を改定

・「週休2日制」、「週休2日現場閉所方式」、「週休2日交替制方式」の内容で記載内容を整理

② 月単位の週休2日制

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう

③ 通期の週休2日制

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 週休2日交替方式

週休2日交替方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者及び技能労働者が交替しながら技術者等の休日日数で週休2日を確保する状態をいう。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。

① 完全週休2日交替制

完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

② 月単位の週休2日交替制

月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

③ 通期の週休2日交替制

通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(4) 工事開始日

「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期をいう。

(5) 工事着手

「工事着手」とは、工期開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

(6) 工事完成日

「工事完成日」とは、工期の終期日又は設計図書において規定する終期をいう。

(7) 現場閉所

現場閉所は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（休日）をいう。

(8) 対象期間

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

#### 第4節 週休2日への取組に関する手続等

- (1) 上記第3節(1)による発注者指定方式による工事契約が締結されたのちに、受注者が、契約後から工事着手までの期間中に**週休2日現場閉所方式**又は**週休2日交替方式**に取り組むことを選択し、方式選択後に、監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、契約後、工事着手前までに上記(1)で、**週休2日現場閉所方式を選択した場合は、原則「完全週休2日(土日)」**又は「**週休2日(月単位)**」の取組を選択するか判断し、監督員と協議するものとする。  
また、上記(1)で、**週休2日交替方式を選択した場合は、原則「完全週休2日交替制」**又は「**月単位の週休2日制**」の取組を選択するか判断し、監督員と協議するものとする。
- (3) 対象工事については、「**通期の週休2日制**」又は「**通期の週休2日交替制**」は必須とするものとする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

#### 【項目削除】

#### 第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組(取得計画)を施工計画書に明記するものとする。

- (1) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。また、Hi-TeLusを使用して連絡することも可能とする。
- (2) 受注者は、週休2日の取得報告書を原則として、毎月監督員へ提出するものとする。
- (3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (5) 工事において、本章第3節で定義する週休2日が取得出来ない場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

#### 第5節 取得計画及び取得報告書

##### 5.1 取得計画作成上の注意

取得計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画は、施工計画書に記載のうえ、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (2) 取得計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更施工計画書を作成し提出するものとする。

##### 5.2 取得計画の構成及び記載内容

受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。

###### (1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間

(B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)

(C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))

(D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)

(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第 6 節 工事工程の共有

受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第 7 節 工事成績評価

週休 2 日（4 週 8 休）の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評価への加点評価を行う。また、受注者の責により取得できなかった場合は工事成績評価の減点を実施する。

第 8 節 設計変更

当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第 9 節 履行実績取組証の発行

本仕様書適用工事については、発行しない。本仕様書適用対象外工事については、週休 2 日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が 21.4%（6 日/28 日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評価通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

【項目削除】

【項目削除】

【項目削除】

【項目削除】

## **第2章 週休2日現場閉所方式**

### **第1節 一般**

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、土木工事共通仕様書の規定に基づき週休2日（完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日）へ取り組む場合の指針を示すものである。

### **第2節 対象工事**

本章の対象工事は、第1章第2節 に準じる。

### **第3節 対象期間**

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

### **第4節 週休2日への取組に関する手続等**

受注者は、週休2日への取組（取得計画）を施工計画書に明記するものとする。

- (1) 受注者は、契約後、工事着手前までに「週休2日現場閉所方式」又は「週休2日交替方式」の取組を選択するか判断し、監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、契約後、工事着手前までに（1）選択後、原則、「完全週休2日（土日）」又は「週休2日（月単位）」の取組を選択するか判断し、監督員と協議するものとする。
- (3) 通期の週休2日は必須とするものとする。
- (4) 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

### **第5節 取得計画及び取得報告書**

- (1) 取得計画作成上の注意

取得計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1) 取得計画は、施工計画書に記載のうえ、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- 2) 取得計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更施工計画書を作成し提出するものとする。

(2) 取得計画の構成及び記載内容

受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。

1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間

(B)工期のうち、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)

(C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))

(D)工期のうち、現場閉所を行う予定日 ((C)の内数)

(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

(3) 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画に記載した上記(2)の「工期及び取得計画」と現場閉所日数(取得実績)について記載するものとする。

(4) 工事契約後、完全週休2日の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に監督員と協議したうえで土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することができる。なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とし、代替休日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。」

(5) 災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、監督員と協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

(6) 現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

**第6節 工事工程の共有**

受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

#### 第7節 週休2日の達成判断

- (1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。なお、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなすものとする。
- (3) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。なお、現場閉所日は、土・日・祝にこだわるものではなく、また、1週間当たり2日の休日を確保するという事ではない。
- (4) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### 第8節 工事成績評定

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、通期の週休2日の現場閉所率を満たさなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点数を減ずる措置を行うものとする。

#### 第9節 変更契約

完全週休2日（土日）の取組を希望しないもの又は現場閉所の達成状況を確認後に完全週休2日（土日）が未達成のものは、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、月単位の週休2日の補正係数に変更或いは通期の週休2日においては補正係数を乗じない変更をするものとする。

### 第3章 週休2日交替方式

#### 第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、**受注者の選択**によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日

### 第2章 技術者交替方式

#### 第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、**受注者の希望**によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

(完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制)へ取り組む場合の指針を示すものである。

## 第2節 対象工事

本章の対象工事は、第1章第2節に準じる。

## 第3節 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間(12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。また、余裕期間制度の対象工事については実工期を対象期間とする。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。なお、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が連続していない場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数とすることができるものとし、休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。

## 第4節 週休2日への取組に関する手続等

- (1) 受注者は、工事着手前に「完全週休2日交替制」又は「週休2日交替制(月単位)」の取組を選択し、発注者と協議の上、取り組むものとし、「通期の週休2日交替制」の取組は必須とするものとする。
- (2) 受注者は、週休2日への取組(取得計画)を施工計画書に明記するものとし、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内

## 第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「技術者交替方式」とする。

## 第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

- 工期内<sup>※注1)</sup>において、週休2日<sup>※注2)</sup>相当の休日確保を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)
- 計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数<sup>※注3)</sup>とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は除く。なお、下請者については、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた期間とする。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の休日取得を行ったと認められる状態。

※注3) 休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

【基本算定式】休日率(%)=技術者・技能労働者の平均休日日数÷全体工期

## 第4節 週休2日への取組に関する手続等

第1章第4節に準じる。

容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督員と協議するものとする。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載するものとする。

(3) 受注者は、週休2日の取得報告書を原則として、毎月監督員へ提出するものとする。

(4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

(5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

#### 第5節 取得計画及び取得報告書

(1) 取得計画作成上の注意

第2章第5節(1)に準じる。

(2) 取得計画の構成及び記載内容

受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。

(I) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

(A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間

(B) 工期のうち、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日化対象外として定めた期間

(C) 技術者及び技能労働者の従事期間（週休2日の対象期間）

(D) 対象期間における技術者及び技能労働者の作業取得予定日

(3) 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画で記載した上記(2)の「工期及び取得計画」と休日確保状況（取得実績）について記載するものとする。

#### 第6節 工事工程の共有

第2章第6節に準じる。

#### 第7節 週休2日の達成判断

(1) 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

#### 第5節 取得計画及び取得報告書

5.1 取得計画作成上の注意

第1章第5節5.1に準じる。

5.2 取得計画の構成及び記載内容

第1章第5節5.2に準じる。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

第1章第5節5.3に準じる。

#### 第6節 工事工程の共有

第1章第6節に準じる。

#### 第7節 工事成績評価

第1章第7節に準じる。

(2) 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(3) 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

【休日率の基本算定式】

休日率（%）＝対象者の休日数（日） ÷ 対象者の対象期間（日） < 個々に算定 >

週単位の平均休日率（%）＝休日率（%）の平均値 < 週毎の平均休日率を算定 >

月単位の平均休日率（%）＝休日率（%）の平均値 < 月毎の平均休日率を算定 >

第8節 工事成績評定

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が通期の週休2日を満たさなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点数を減ずる措置を行うものとする。

第9節 変更契約

完全週休2日交替制の取組を希望しないもの又は休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のものは、対象期間中の休日率に応じて、月単位の週休2日の補正係数に変更或いは通期の週休2日においては補正係数を乗じない変更をするものとする。

【項目削除】

第8節 設計変更

第1章第8節に準じる。

第9節 履行実績取組証の発行

第1章第9節に準じる。

第10節 その他

(1) 技術者交替方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む方式である。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	改訂年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 722 1026 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="195 1045 1175 1100">設計・施工連絡会議 (三者会議) 実施要領</p> <p data-bbox="557 1453 807 1499">2025年 7月</p> <p data-bbox="427 1600 949 1654">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 722 2125 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1294 1045 2273 1100">設計・施工連絡会議 (三者会議) 実施要領</p> <p data-bbox="1650 1453 1899 1499">2019年 7月</p> <p data-bbox="1519 1600 2041 1654">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1470 2617 1499">改定に伴う西暦の変更</p>

<p style="text-align: right;">【様式－１】</p> <p style="text-align: right;">文書番号 ○○○○年○月○日</p> <p>【設計者名】</p> <p style="text-align: right;">阪神高速道路(株) ○○部 ○○設計課長 氏名</p> <p style="text-align: center;">設計・施工連絡会議への参加依頼について</p> <p>平素は弊社の事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>この度、貴社が設計を行った○○線××設計業務の成果品による工事発注に際し、施工者への設計の理念及び意図の周知を図り、工事の品質等をより向上させることを目的として、設計者、施工者及び弊社の三者による設計・施工連絡会議（以下、「三者会議」という。）の開催を考えております。</p> <p>つきましては、上記三者会議の趣旨を理解いただき参加いただきますよう依頼申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 該当設計等概要 設計業務名： ○○線××設計業務 履行期間： ○○○○年○○月○○日～○○○○年○○月○○日 管理技術者： ○○ ○○氏</p> <p>2. 三者会議に関する連絡先 阪神高速道路(株) ○○部○○設計課 （担当：○○） 住所： X X X X X 電話： ○○○○ 、FAX ○○○○</p> <p>3. 同意書 本依頼に関する同意書は、『設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領』の様式－2を参考に作成の上、返送願います。</p> <p>4. その他 三者会議の参加に必要な費用につきましては、別途契約を締結の上、弊社にて支払いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>【添付資料】 『設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領』 ・ ・ ・ ・ ・ 1部</p>	<p style="text-align: right;">【様式－１】</p> <p style="text-align: right;">文書番号 ○○○○年○月○日</p> <p>【設計者名】</p> <p style="text-align: right;">阪神高速道路(株) ○○部 ○○設計課長 氏名 <b>印</b></p> <p style="text-align: center;">設計・施工連絡会議への参加依頼について</p> <p>平素は弊社の事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>この度、貴社が設計を行った○○線××設計業務の成果品による工事発注に際し、施工者への設計の理念及び意図の周知を図り、工事の品質等をより向上させることを目的として、設計者、施工者及び弊社の三者による設計・施工連絡会議（以下、「三者会議」という。）の開催を考えております。</p> <p>つきましては、上記三者会議の趣旨を理解いただき参加いただきますよう依頼申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 該当設計等概要 設計業務名： ○○線××設計業務 履行期間： ○○○○年○○月○○日～○○○○年○○月○○日 管理技術者： ○○ ○○氏</p> <p>2. 三者会議に関する連絡先 阪神高速道路(株) ○○部○○設計課 （担当：○○） 住所： X X X X X 電話： ○○○○ 、FAX ○○○○</p> <p>3. 同意書 本依頼に関する同意書は、『設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領』の様式－2を参考に作成の上、返送願います。</p> <p>4. その他 三者会議の参加に必要な費用につきましては、別途契約を締結の上、弊社にて支払いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>【添付資料】 『設計・施工連絡会議（三者会議）実施要領』 ・ ・ ・ ・ ・ 1部</p>	<p>Hi-TeLus を利用する場合は「印」不要</p>
--	---	-------------------------------



工種 (頁)	—	改定年月日	2025年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">建設キャリアアップシステム(CCUS) 活用促進ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">2025年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">建設キャリアアップシステム(CCUS) 活用促進ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">2021年 4月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦等の変更</p>

**第3節 CCUSの導入達成条件及び工事成績評価**

取組を行う工事において、下記①～④の達成状況により、工事成績評価において加点/減点を行うものとする。なお、下記以外の場合は原則、加点/減点を行わない。

[現場施工開始時]

①CCUSの現場登録とカードリーダーの設置

[施工期間中]

②工事期間中の平均事業者登録率

③工事期間中の平均技能者登録率

④工事期間中の平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

※上記②～④については、実施状況の把握のため、年度毎の状況について報告を求める他、臨時で報告を求める場合がある。なお、工期開始から年度末までの期間に現場作業等が生じない場合や工期が2年以内である等の場合には、監督員と協議の上、年度毎の状況確認を省略することができるものとする。

□加点措置

下記のすべてを達成した場合、1点加点とする。加えて、平均技能者登録率90%以上の場合は1点加点（合計2点）とする。

- ・工事期間中の平均事業者登録率90%以上
- ・工事期間中の平均技能者登録率80%以上
- ・工事期間中の平均就業履歴蓄積率 50%以上

□減点措置

発注者指定方式の対象工事かつ下記のいずれかに該当する場合は目標を著しく下回ったものとして1点減点を行う。なお、受注者希望方式の場合は、減点を行わない。

- ・工事期間中の平均事業者登録率70%未満
- ・工事期間中の平均技能者登録率60%未満
- ・工事期間中の平均就業履歴蓄積率 30%未満

**第3節 CCUSの導入達成条件及び工事成績評価**

取組を行う工事において、下記①～④の達成状況により、工事成績評価において加点/減点を行うものとする。なお、下記以外の場合は原則、加点/減点を行わない。

[現場施工開始時]

①CCUSの現場登録とカードリーダーの設置

[施工期間中]

②工事期間中の平均事業者登録率

③工事期間中の平均技能者登録率

④工事期間中の平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

※上記②～④については、実施状況の把握のため、年度毎の状況について報告を求める他、臨時で報告を求める場合がある。なお、工期開始から年度末までの期間に現場作業等が生じない場合や工期が2年以内である等の場合には、監督員と協議の上、年度毎の状況確認を省略することができるものとする。

□加点措置

下記のすべてを達成した場合、1点加点とする。なお、平均技能者登録率90%以上の場合はのみ2点加点とする。

- ・工事期間中の平均事業者登録率90%以上
- ・工事期間中の平均技能者登録率80%以上
- ・工事期間中の平均就業履歴蓄積率 50%以上

□減点措置

発注者指定方式の対象工事かつ下記のいずれかに該当する場合は目標を著しく下回ったものとして1点減点を行う。なお、受注者希望方式の場合は、減点を行わない。

- ・工事期間中の平均事業者登録率70%未満
- ・工事期間中の平均技能者登録率60%未満
- ・工事期間中の平均就業履歴蓄積率 30%未満

文言の修正（平均技能労働者登録率が90%以上なら、下記を達成しなくても加点されると誤解を与えるため、文言を修正）

改定理由	
注意事項	